

令和 7 年 1 月 23 日

新宿区情報公開・個人情報保護審議会資料

総合政策部 区政情報課

令和 6 年度新宿区個人情報保護管理運営会議における審議案件一覧

新宿区個人情報保護管理運営会議で令和6年7月から令和7年1月に審議した案件について、下記のとおり報告する。

記

1 個人情報保護管理運営会議における審議案件及び結果

No.	審議案件	担当課	区分	付議日	審議結果
1	区民意見・FAQシステムの再構築等について	区政情報課	電算処理、外部結合、業務委託	7月26日	承認
2	e L T A Xシステムに係る外部結合等について（手続の追加）	税務課	外部結合、業務委託	7月26日	承認
3	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係る業務の委託について（委託内容の追加）	子ども家庭支援課	業務委託	7月26日	承認
4	梅毒等の性感染症のまん延防止事業に係る業務の委託について	保健予防課	業務委託	7月26日	承認
5	入学前プログラム事業に係る業務の委託について	教育支援課	業務委託	7月26日	承認
6	ふるさと納税ポータルサイトサービスの導入に係る外部結合について（結合先の追加）	総務課	外部結合	9月2日	承認
7	クラウド型研修システム（eラーニング）の導入に係るシステム開発等について（対象者の追加）	人材育成等担当課	電算処理、外部結合	9月2日	承認
8	被災者生活再建支援システムに係る外部結合等について	危機管理課	外部結合、業務委託	9月2日	承認
9	国民健康保険システムにおける滞納データ抽出作業に係る業務の委託について	医療保険年金課	業務委託	9月2日	承認
10	IHEAT. JPの利用に係る外部結合について	保健予防課	外部結合	9月2日	承認
11	新宿駅周辺地域におけるハロウィン安全対策に係る定点カメラの設置について	危機管理課	防犯カメラ	9月26日	承認
12	証明書自動交付システム（コンビニ交付）の更新等について（特定個人情報保護評価の報告）	税務課、戸籍住民課	電算処理、外部結合、業務委託	9月26日	承認
13	地方公共団体情報システム標準化に対応した税務システムへの移行等について（特定個人情報保護評価の報告）	税務課	電算処理、外部結合、業務委託	9月26日	承認
14	滞納整理一元化に伴う地方税に関する事務及び国民健康保険に関する事務を取扱う部署の追加について（特定個人情報保護評価の報告）	税務課、医療保険年金課	電算処理	9月26日	承認

15	L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）	区政情報課、情報システム課、税務課、戸籍住民課、監査事務局	外部結合	10月24日	承認
16	申告書の封入封緘に係る業務の委託について（委託内容の追加）	税務課	業務委託	10月24日	承認
17	納税通知書等の印字及び封入封緘に係る業務の委託について（委託内容の追加）	税務課	業務委託	10月24日	承認
18	マイナンバーカード特急発行に係る外部結合等について	戸籍住民課	電算処理、外部結合	10月24日	承認
19	地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）システムによる無料公衆無線LAN環境の運用保守業務の委託等について（施設の追加）	区政情報課	業務委託	11月15日	承認
20	軽自動車税関係手続きに係る軽自動車保有関係手続のワンストップサービス連携システムとの外部結合について（対象車種の追加）	税務課	外部結合	11月15日	承認
21	証明書自動交付システム（コンビニ交付）の更新等について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）	税務課、戸籍住民課	電算処理	11月29日	承認
22	地方公共団体情報システム標準化に対応した税務システムへの移行等について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）	税務課	電算処理	11月29日	承認
23	滞納整理一元化に伴う地方税に関する事務及び国民健康保険に関する事務を取扱う部署の追加について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）	税務課、医療保険年金課	電算処理	11月29日	承認
24	L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）	区政情報課、情報システム課、健康づくり課、医療保険年金課	外部結合	12月20日	承認
25	督促状（特別徴収分）の印字及び封入封緘等に係る業務の委託について	税務課	業務委託	12月20日	承認
26	マイナポータルぴったり電子申請サービスの利用に係る外部結合について（手続の追加）	地域コミュニティ課、地域福祉課	外部結合	12月20日	承認
27	災害弔慰金の支給等に関する事務に係る被災者生活再建支援システムに係る外部結合について	地域コミュニティ課、地域福祉課	外部結合	12月20日	承認
28	区民ホール受付システムの構築に係る開発等について	地域コミュニティ課、四谷特別出張所、筆筈町特別出張所、角筈特別出張所	電算処理、外部結合、指定管理	12月20日	承認
29	私立認可保育所・認定こども園運営費等給付事務に係る外部結合について（情報項目の追加）	保育指導課	外部結合	12月20日	承認
30	処遇改善等加算認定、保育士等キャリアアップ補助事業、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業事務に係る外部結合について	保育指導課	外部結合	12月20日	承認
31	新宿区立元気館における貸室予約受付システムの構築に係る開発等について	健康政策課	電算処理、外部結合、指定管理	12月20日	承認

32	地方公共団体情報システム標準化に対応した後期高齢支援システムへの移行等について	高齢者医療担当課	電算処理、外部結合、業務委託	12月20日	承認
33	図書館情報システムにおけるシステムの更新等について	中央図書館	電算処理、業務委託	12月20日	承認
34	新宿区データ入力業務に係る外部結合等について	情報システム課	外部結合、業務委託	1月14日	承認
35	新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係る支給対象者データベースの構築等について（対象要件の変更等）	総務課	電算処理、外部結合、業務委託	1月14日	承認
36	電子図書サービスの導入に係る外部結合について	教育支援課	外部結合	1月14日	承認

※各事業に係る事項の詳細については、別紙のとおり。

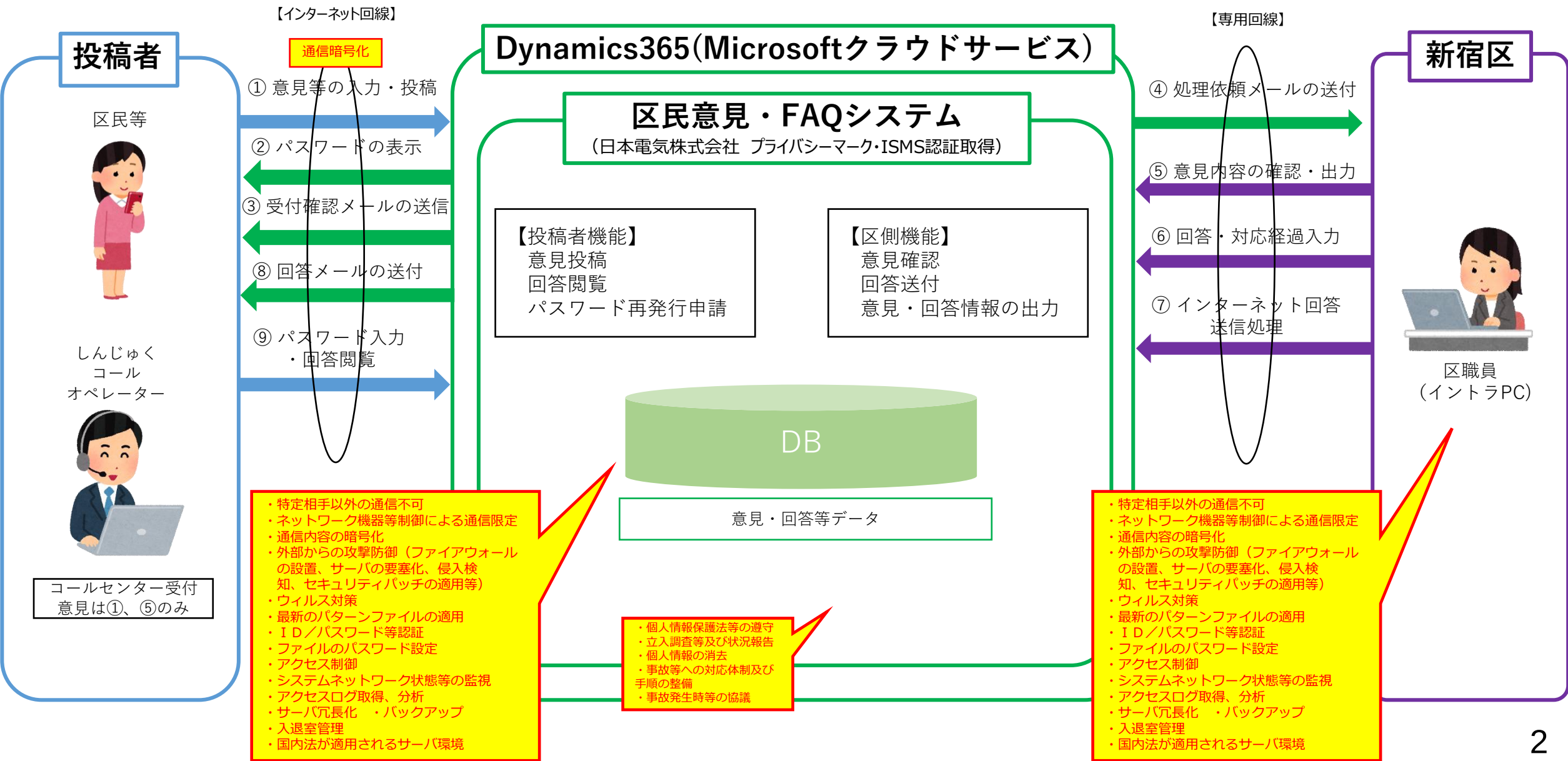
2 その他

個人情報保護管理運営会議にて審議した案件については、区ホームページで公開

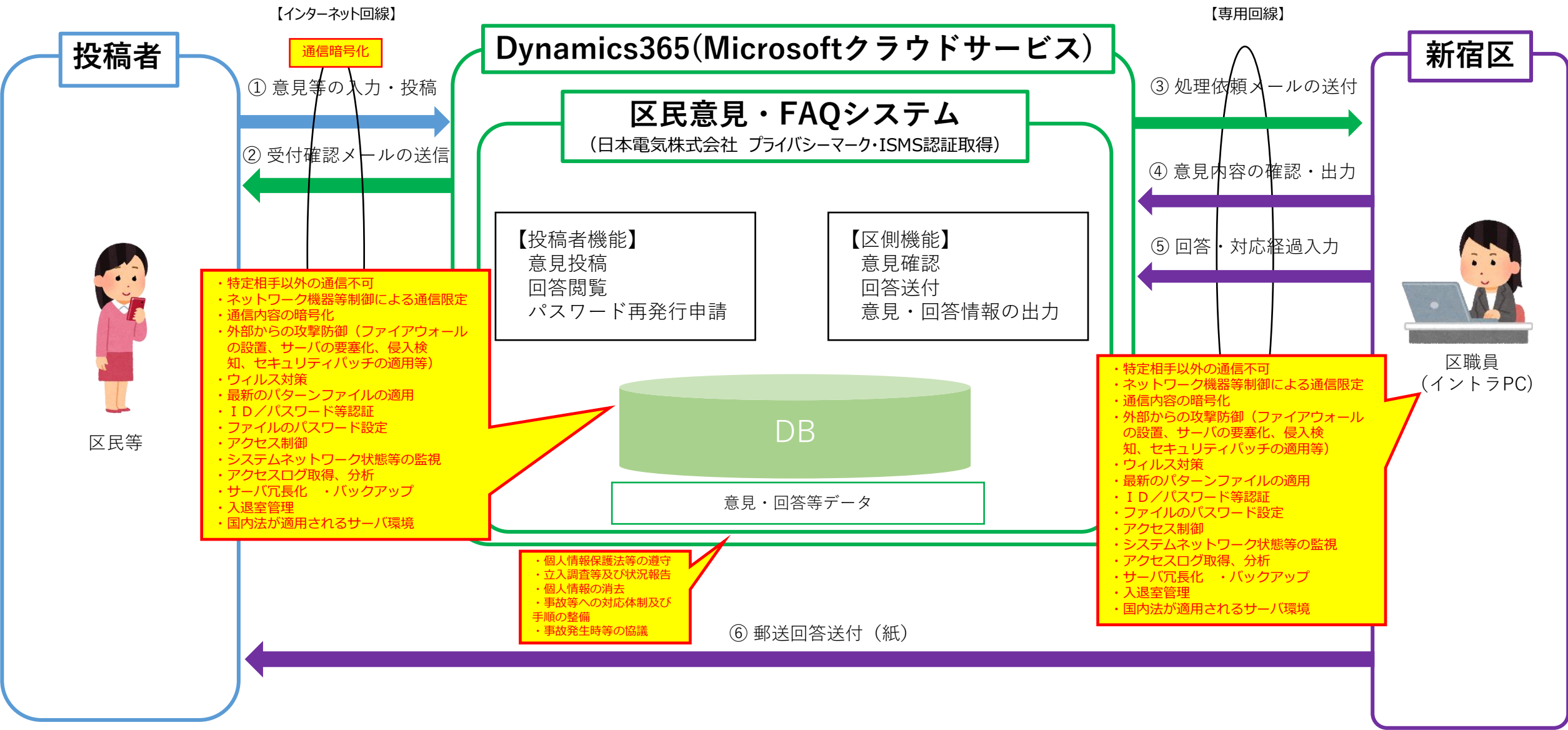
区民意見・FAQシステムの再構築等について (No.1)

事業名	区民意見・FAQシステムの再構築等
担当課	区政情報課
区 分	電算処理、外部結合、業務委託
目 的	令和7年1月にイントラネットシステム基盤が再構築となることから、現行の区民意見・FAQシステムの機能を新規インフラ基盤（Microsoft Dynamics365）上で再構築するとともに、必要な機能改善を行う。 また、再構築作業及び再構築完了後の運用保守について、現行事業者に委託するとともに、一部業務について再委託を行う。
対象者	意見等を投稿する者
事業内容	1 概要 現在、区では様々な媒体による意見等について一元的に管理し、迅速かつ的確に対応するとともに、各解答処理後に意見等をデータベース化し、集計及び分析を行う仕組みとして、区民意見・FAQシステムを運用している（平成25年第1回情報公開・個人情報保護審議会承認・了承済）。 現行の区民意見・FAQシステムは、イントラネットシステム基盤上にて構築・運用が行われてきたが、令和7年1月にイントラネットシステム基盤が再構築となることから、現行の区民意見・FAQシステムの機能を新規インフラ基盤上で再構築する。 2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容 （1）電算処理 画面レイアウト等の改善を行うとともに、以下の機能追加を行う。 - 意見及び回答への電子データの添付を可能とする。 - パスワードを忘れた方に対するパスワード再発行を行う。 - 投稿ページでは、目的について選択することを可能とする。 （2）外部結合 イントラネットPCから委託事業者の構築する区民意見・FAQシステムとの外部結合を行う。 （3）業務委託 再構築及び再構築完了後の運用保守について、委託するとともに、業務の一部について再委託を行う。 3 対象者 約40,000件
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

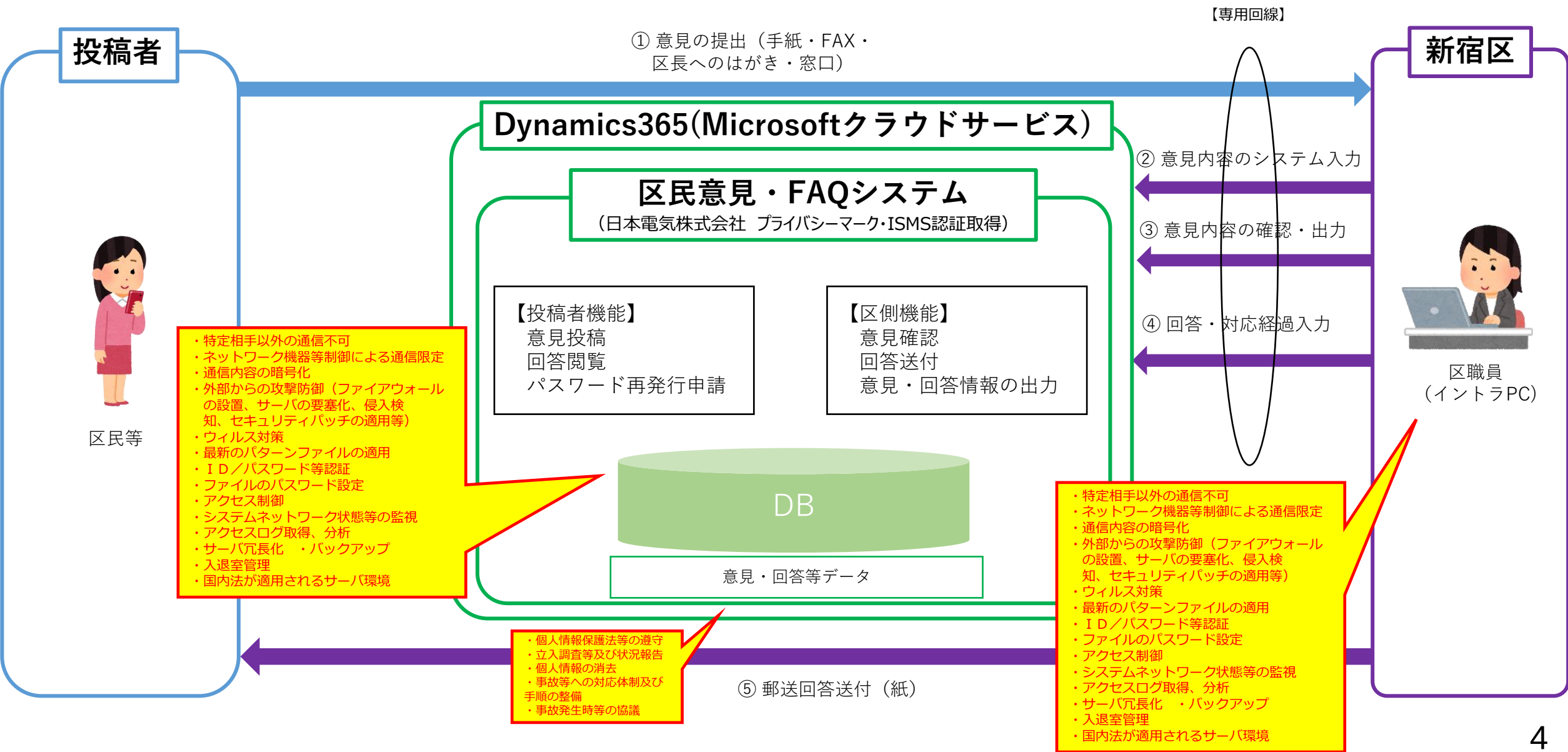
区民意見・FAQシステムに係る個人情報の流れ（インターネット投稿・インターネット回答）



区民意見・FAQシステムに係る個人情報の流れ（インターネット投稿・郵送回答）



区民意見・FAQシステムに係る個人情報の流れ（インターネット以外の方法による意見の提出・郵送回答）



e L T A Xシステムに係る外部結合等について（手続の追加）（No.2）

事業名	地方税の手続きにおける関係機関との連携及び電子申告等の拡大
担当課	税務課
区 分	外部結合、業務委託
目 的	地方税の手続きにおいて、「e L T A Xシステム」で、関係機関連携及び電子申告等を、公的年金等支払報告書（追加・訂正分）の連携及び租税条約に関する届出書、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書（以下、「地方税関係申告等」という。）に拡大することで、納税義務者・特別徴収義務者・申告者（以下、「納税義務者等」という。）の負担を軽減させるため。
対象者	1 公的年金特別徴収対象者 2 e L T A Xシステムを使って地方税関係申告等を行う申告者
事業内容	1 概要 地方税共同機構が提供するe L T A Xシステムとの外部結合は、平成21年度第2回、同第6回、平成22年度第3回情報公開・個人情報保護審議会にて了承済である。また、外部結合の地方税関係申告等の電子申告について、令和5年度第4回個人情報保護管理運営会議にて了承済である。 情報公開・個人情報保護審議会、個人情報保護管理運営会議の了承を受け、公的年金等支払報告書による関係機関との連携、地方税関係申告書等の電子申告による受付を行ってきたが、令和4年税制改正により、令和7年1月以降、公的年金等支払報告書の追加及び訂正についても関係機関との連携が拡大されることとなった。また、地方税関係申告等についても電子申告項目が拡大される。 については、公的年金等支給報告書（追加・訂正分）及び租税条約に関する届出書、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書をe L T A Xシステムに連携することで、納税義務者等への適正な課税及び申告等の負担軽減に繋がることから、e L T A Xシステムを利用した手続きを追加するために必要な外部結合及び業務委託を行う。 2 外部結合及び業務委託の付議内容 （1）外部結合 e L T A Xシステムに公的年金等支払報告書（追加・訂正分）及び租税条約に関する届出書、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書を連携させるため。

e L T A Xシステムに係る外部結合等について（手続の追加）（No.2）

	（2）業務委託 審査システム運用、保守サポート業務及び情報の一時的な保存業務を委託する。 3 対象者 <table> <tr> <td>公的年金特別徴収対象者</td><td>14,076 人</td></tr> <tr> <td>地方税関係申告の申告者</td><td>260,011 人</td></tr> <tr> <td>特別徴収義務者</td><td>86,133 社</td></tr> </table>	公的年金特別徴収対象者	14,076 人	地方税関係申告の申告者	260,011 人	特別徴収義務者	86,133 社
公的年金特別徴収対象者	14,076 人						
地方税関係申告の申告者	260,011 人						
特別徴収義務者	86,133 社						
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり						

e L T A Xシステムに係る個人情報の流れ

※赤太線の箇所が、
今回新たに追加される対象者

- ・個人情報保護法等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・個人情報の消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウィルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

【インターネット】

通信暗号化

地方税共同機構

eLTAX
ポータルセンター

※情報項目については、
別紙のとおり

① 申告情報を入力

⑤ 年金等支払報告書

⑫ 特別徴収税額通知書

② 申告データの
出力

【LGWAN回線】

⑥ 報告書
データの
出力

⑪ 特徴税額通知
データの連携

ASP事業者
(株式会社エヌ・
ティ・ティ・データ)

審査サーバ

※情報項目については、
別紙のとおり

再委託契約

③ 申告データの
ダウンロード

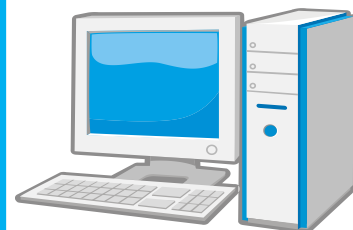
【LGWAN回線】

⑦ 報告書の
ダウンロード

⑩ 特徴税額通知の
アップロード

新宿区

【審査クライアント】



④ 申告データ
帳票作成

⑧ 支払報告書
帳票作成

⑨ 特徴税額
通知作成

地方税関係申告を行う申告者
及び特別徴収義務者

地方税関係申告等

※情報項目については、
別紙のとおり

- 申告等の内容
- ・更正請求書
- ・提出期限延長申請書
- ・納税管理人申告書

- ・租税条約に関する届出書
- ・特別徴収税額の納期の特例に関する申請書
- ・特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

年金保険者

公的年金等支払報告書
(追加・訂正分)

※情報項目については、
別紙のとおり

電子申告の流れ

(①～④の処理)

年金特別徴収の流れ

(⑤～⑫の処理)

- ・個人情報保護法等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・個人情報の消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウィルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

結合される情報項目・委託に伴い事業者処理させる情報項目

特別区民税・都民税に係る項目

【ファイル名：更正請求書】

税目区分、様式 ID、手続 ID、利用者 ID、納税者 ID、代理人利用者 ID、代理人納税者 ID、受付年月日、宛先【地方公共団体コード】、宛先【税務事務所コード】、宛先【長名】、税目、提出年月日、納税義務者又は特別徴収義務者【指定番号・証票番号等】、納税義務者又は特別徴収義務者【氏名又は名称（フリガナ）】、納税義務者又は特別徴収義務者【氏名又は名称】、納税義務者又は特別徴収義務者【生年月日】、納税義務者又は特別徴収義務者【法人代表者氏名（フリガナ）】、納税義務者又は特別徴収義務者【法人代表者氏名】、納税義務者又は特別徴収義務者【郵便番号】、納税義務者又は特別徴収義務者【住所又は所在地】、納税義務者又は特別徴収義務者【電話番号】、納税義務者又は特別徴収義務者【問合せ先（担当者・税理士など）氏名（フリガナ）】、納税義務者又は特別徴収義務者【問合せ先（担当者・税理士など）氏名】、納税義務者又は特別徴収義務者【問合せ先（担当者・税理士など）電話番号】、個人番号・法人番号区分、納税義務者又は特別徴収義務者【個人番号】、納税義務者又は特別徴収義務者【法人番号】、施設情報【施設番号】、施設情報【名称】、施設情報【住所又は所在地】、施設情報【電話番号】、車両番号（標識番号）【標板文字】、車両番号（標識番号）【分類番号】、車両番号（標識番号）【かな文字】、車両番号（標識番号）【一連指定番号】、利子等の種別、配当等の種別、更正対象年、更正対象月、更正対象【事業年度又は課税期間（開始年月日）】、更正対象【事業年度又は課税期間（終了年月日）】、更正対象【申告書の提出年月日】、更正請求前【課税標準】、更正請求前【税額等】、更正請求後【課税標準】、更正請求後【税額等】、更正請求前【課税標準（資産割）】、更正請求前【課税標準（従業者割）】、更正請求前【税額（資産割）】、更正請求前【税額（従業者割）】、更正請求前【税額（資産割＋従業者割）】、更正請求後【課税標準（資産割）】、更正請求後【課税標準（従業者割）】、更正請求後【税額（資産割）】、更正請求後【税額（従業者割）】、更正請求後【税額（資産割＋従業者割）】、更正請求前【人員】、更正請求前【退職手当等支払金額】、更正請求前【税額等（市町村民税）】、更正請求前【税額等（都道府県民税）】、更正請求後【人員】、更正請求後【退職手当等支払金額】、更正請求後【税額等（市町村民税）】、更正請求後【税額等（都道府県民税）】、等級、法定納期限、更正・決定年月日、判決確定年月日、法第 20 条の 9 の 3 第 2 項更正の請求の場合【第 3 号の政令で定める理由の生じた年月日】、更正請求の理由その他参考事項、更正の請求の対象となる者【現住所】、更正の請求の対象となる者【氏名】、備考、還付を受けようとする金融機関及び支払方法【金融機関区分】、還付を受けようとする金融機関及び支払方法【銀行名】、還付を受けようとする金融機関及び支払方法【支店名】、還付を受けようとする金融機関及び支払方法【金融機関コード】、還付を受けようとする金融機関及び支払方法【金融機関支店コード】、還付を受けようとする金融機関及び支払方法【口座種別】、還付を受けようとする金融機関及び支払方法【口座番号】、還付を受けようとする金融機関及び支払方法【ゆうちょ銀行記号】、還付を受けようとする金融機関及び支払方法【ゆうちょ銀行番号】

【ファイル名：申告書の提出期限の延長の承認申請書】

税目区分、様式 ID、手続 ID、利用者 ID、納税者 ID、代理人利用者 ID、代理人納税者 ID、受付年月日、宛先【地方公共団体コード】、宛先【税務事務所コード】、宛先【長名】、税目、提出年月日、納税義務者又は特別

徴収義務者【指定番号・証票番号等】、納税義務者又は特別徴収義務者【氏名又は名称（フリガナ）】、納税義務者又は特別徴収義務者【氏名又は名称】、納税義務者又は特別徴収義務者【生年月日】、納税義務者又は特別徴収義務者【法人代表者氏名（フリガナ）】、納税義務者又は特別徴収義務者【法人代表者氏名】、納税義務者又は特別徴収義務者【郵便番号】、納税義務者又は特別徴収義務者【住所又は所在地】、納税義務者又は特別徴収義務者【電話番号】、納税義務者又は特別徴収義務者【問合せ先（担当者・税理士など）氏名（フリガナ）】、納税義務者又は特別徴収義務者【問合せ先（担当者・税理士など）氏名】、納税義務者又は特別徴収義務者【問合せ先（担当者・税理士など）電話番号】、個人番号・法人番号区分、納税義務者又は特別徴収義務者【個人番号】、納税義務者又は特別徴収義務者【法人番号】、車両番号（標識番号）【標板文字】、車両番号（標識番号）【分類番号】、車両番号（標識番号）【かな文字】、車両番号（標識番号）【一連指定番号】、税額、期限の種類、納期限又は提出期限、延長期限、災害等を受けた日、災害等やむを得ない理由がやんだ日、期限の延長を必要とする理由、備考

【ファイル名：納税管理人申告書】

税目区分、様式 ID、手続 ID、利用者 ID、納税者 ID、代理人利用者 ID、代理人納税者 ID、受付年月日、先【地方公共団体コード】、宛先【税務事務所コード】、宛先【長名】、税目、申告（申請）区分、提出年月日、納税義務者又は特別徴収義務者【指定番号・証票番号等】、納税義務者又は特別徴収義務者【氏名又は名称（フリガナ）】、納税義務者又は特別徴収義務者【氏名又は名称】、納税義務者又は特別徴収義務者【生年月日】、納税義務者又は特別徴収義務者【法人代表者氏名（フリガナ）】、納税義務者又は特別徴収義務者【法人代表者氏名】、納税義務者又は特別徴収義務者【郵便番号】、納税義務者又は特別徴収義務者【住所又は所在地】、納税義務者又は特別徴収義務者【電話番号】、納税義務者又は特別徴収義務者【問合せ先（担当者・税理士など）氏名（フリガナ）】、納税義務者又は特別徴収義務者【問合せ先（担当者・税理士など）氏名】、納税義務者又は特別徴収義務者【問合せ先（担当者・税理士など）電話番号】、個人番号・法人番号区分、納税義務者又は特別徴収義務者【個人番号】、納税義務者又は特別徴収義務者【法人番号】、車両番号（標識番号）【標板文字】、車両番号（標識番号）【分類番号】、車両番号（標識番号）【かな文字】、車両番号（標識番号）【一連指定番号】、納税管理人【氏名又は名称（フリガナ）】、納税管理人【氏名又は名称】、納税管理人【生年月日】、納税管理人【郵便番号】、納税管理人【住所又は所在地】、納税管理人【電話番号】、納税管理人【備考（職業・納税義務者との続性（関係））】、申告（申請）理由、納税管理人を定めた、又は変更・廃止が生じた年月日、備考

【ファイル名：公的年金等支払報告書（追加・訂正分）】

法定資料の種類【331】、税務署の整理番号 1、年金保険者の住所、年金保険者の名称、年金保険者の電話番号、税務署の整理番号 2、支払対象年、支払を受ける者の住所、支払を受ける者のフリガナ、支払を受ける者の氏名、支払を受ける者の生年月日、修正前年金支払金額、修正後年金支払金額本人所得控除の有無【障害、老年者等】、控除対象配偶者の有無、控除対象扶養親族の数、控除対象扶養親族の種類【障害、老人、特定等】、摘要、16 歳未満の扶養親族の数、提出先市町村コード

【ファイル名：租税条約に関する届出書】

税目区分、様式 ID、手続 ID、利用者 ID、納税者 ID、代理人利用者 ID、代理人納税者 ID、受付年月日、宛先
 地方公共団体コード、税目、提出年月日、納税義務者の氏名（フリガナ）、納税義務者の生年月日、納税義務
 者の賦課期日現在の住所又は居所、納税義務者の現在の住所又は居所、納税義務者の入国前の住所又は居所、
 納税義務者の年齢、納税義務者の国籍、納税義務者の入国年月日、納税義務者の在留期間、納税義務者の在
 留資格、納税義務者の学校又は事業所の名称、納税義務者の学校又は事業所の所在地、報酬等の支払者の名
 称、報酬等の支払者の所在地、報酬等の支払者の事業の内容、報酬等の支払者の恒久的又は固定的施設の状
 況、報酬等の所得の種類、報酬等の支払者との契約期間、報酬等の支払日、
 報酬等の支払方法、報酬等の支払金額及び月額、年額の区分、報酬等の支払いを受ける者の資格及び提供す
 る役務の内容、その他

【ファイル名：特別徴収税額の納期の特例に関する申請書】

税目区分、様式 ID、手続 ID、利用者 ID、納税者 ID、代理人利用者 ID、代理人納税者 ID、受付年月日、地方
 公共団体コード、申告（申請）区分、提出年月日、特別徴収義務者の指定番号、特別徴収義務者の氏名又は
 名称（フリガナ）、特別徴収義務者の代表者職名、氏名、特別徴収義務者の電話番号、特別徴収義務者の法人
 番号、特別徴収義務者の届出書の理由、特別徴収義務者の問合せ先（担当者・税理士など）氏名、特別徴収
 義務者の問合せ先（担当者・税理士など）の電話番号、特別徴収義務者の特別徴収税額、特別徴収義務者の
 給与支払人員、特別徴収義務者が支払っている給与支払額、やむを得ない理由の詳細、承認取り消しの有無
 及び年月日

【ファイル名：特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書】

税目区分、様式 ID、手続 ID、利用者 ID、納税者 ID、代理人利用者 ID、代理人納税者 ID、受付年月日、地方
 公共団体コード、申告（申請）区分、提出年月日、特別徴収義務者の指定番号、特別徴収義務者の氏名又は
 名称（フリガナ）、特別徴収義務者の代表者職名、氏名、特別徴収義務者の電話番号、特別徴収義務者の法人
 番号、特別徴収義務者の届出書の理由、特別徴収義務者の問合せ先（担当者・税理士など）氏名、特別徴収
 義務者の問合せ先（担当者・税理士など）の電話番号

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係る業務の委託について（委託内容の追加）（No.3）

事業名	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）
担当課	子ども家庭支援課
区 分	業務委託
目 的	ベビーシッター利用支援事業につき、区民の利便性向上と業務の効率化を図るため。
対象者	0歳から満6歳に達する年度の末日までの間にある児童の保護者
事業内容	1 概要 日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対して保育利用料の一部を助成している。（令和5年度第1回個人情報保護管理運営会議承認済） 今般、区民の利便性向上を図るため、LoGo フォームによる電子申請を導入し、ベビーシッター利用支援事業助成金の効率的な交付手続を行う。については、申請者がLoGo フォームへ申請した内容について、委託事業者の確認及び集計を行わせることで、職員の負担を軽減し、業務の効率化を図る。（LoGo フォームによる電子申請の導入については、令和6年度第3回個人情報保護管理運営会議承認済） 2 業務委託の付議内容 （1）コールセンター業務 （2）申請書類の受付及び事前審査業務（申請の審査、助成決定は区が実施） （3）申請データ管理 （4）交付決定通知の送付 <u>（5）LoGo フォームへの電子申請内容の確認及び集計管理</u> 3 対象者 約2,000人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

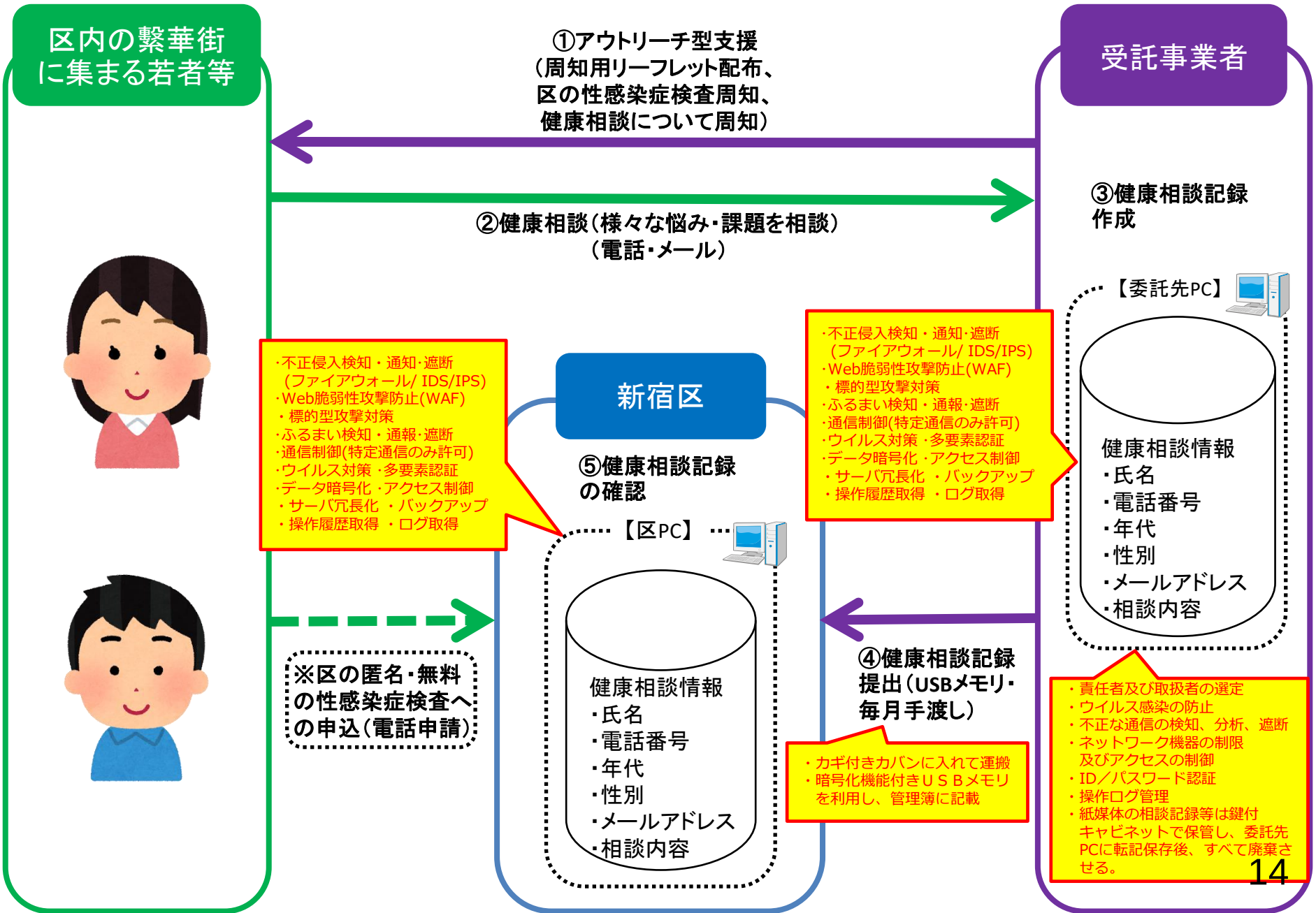
【インターネット回線】



梅毒等の性感染症のまん延防止事業に係る業務の委託について（No.4）

事業名	性感染症対策の推進
担当課	保健予防課
区 分	業務委託
目 的	性感染症に対して知識・認識を持っていないものに対して、委託先を活用したアウトリーチ型支援や健康相談等を実施することで、普及啓発・早期発見および感染症予防対策の強化を図る。
対象者	区内の繁華街（主にシネシティ広場や大久保公園周辺）に集まる若者など
事業内容	1 概要 区では、区内の繁華街に対し、さまざまな目的で不特定多数の若者が集まる傾向があり、性感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止する必要が求められる。 本事業は、性感染症についての正しい知識と理解につなげるためのリーフレット等の作成、アウトリーチ型支援及び健康相談等を事業者へ委託することで、性感染症に関する注意喚起やまん延防止対策の普及啓発を図るものである。 2 業務委託の付議内容 次の①から③までの業務を委託する。 ① 性感染症についてのリーフレット等を作成する。 ② 区内の繁華街（主にシネシティ広場や大久保公園周辺）に集まる若者などを対象にリーフレット等を配布し、区で実施する無料匿名の性感染症検査の周知を行う。（アウトリーチ型支援） ③ 配布するリーフレット等に健康相談窓口の電話番号やメールアドレスなどを記載し、性感染症に不安を抱える対象者からの相談に電話やメールで対応する。 3 対象者 健康相談：200名程度（令和6年8月～令和7年3月）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

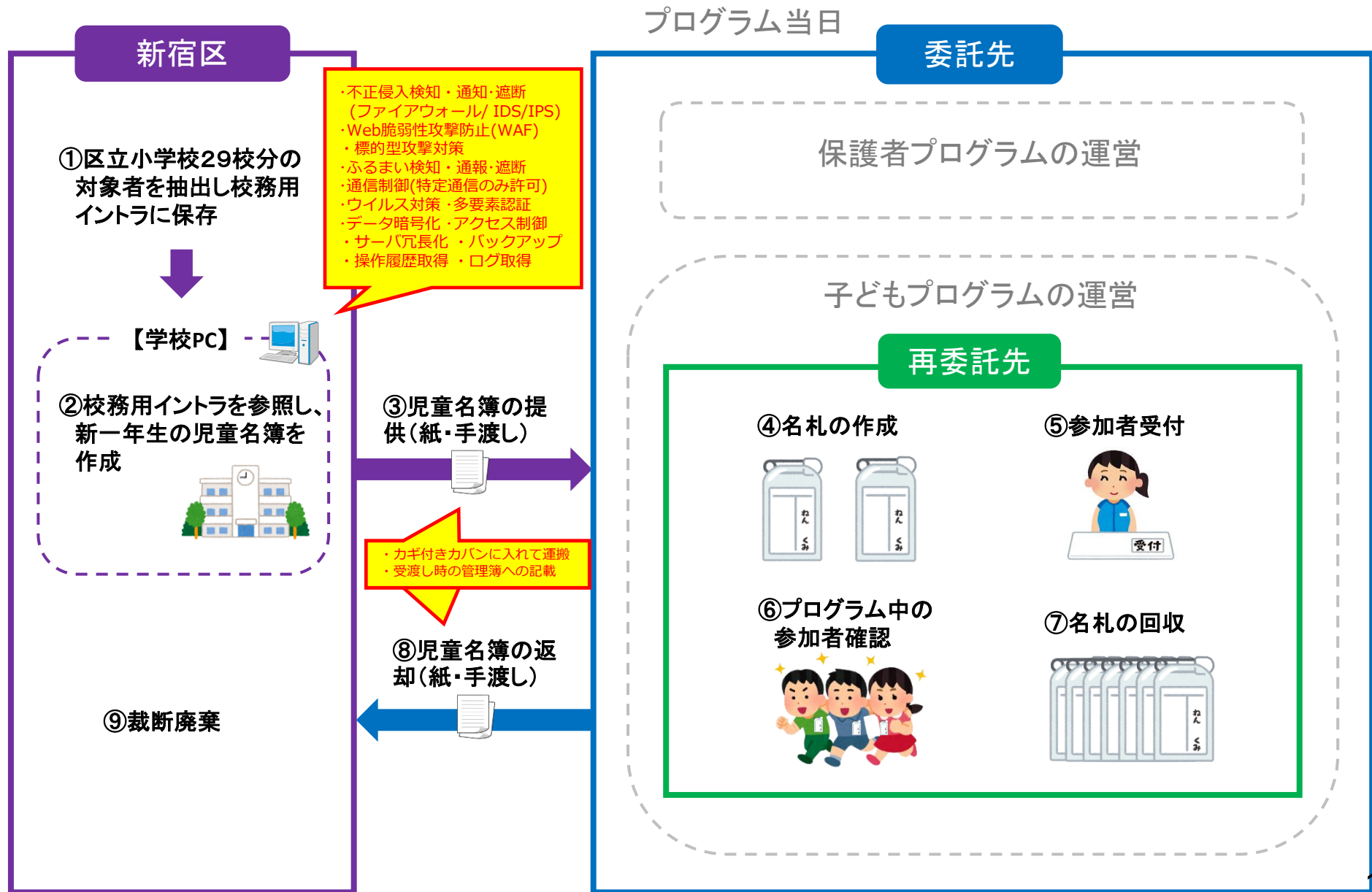
【梅毒等の性感染症のまん延防止業務委託に係る個人情報の流れ】



入学前プログラム事業に係る業務の委託について（No.5）

事業名	入学前プログラム
担当課	教育支援課
区 分	業務委託
目 的	小学校入学前の新1年生保護者会など、ほぼ全員の保護者が集まる機会を活用し、遊びや学びを共有するプログラムを通して、子ども同士・保護者同士の連帯感や参画意識を高めるとともに、従来家庭教育事業への参加が難しかった保護者の家庭の教育力向上を目指す。全小学校で実施することで、小学校のすべての保護者を対象とした「親の学び」の支援を展開する。
対象者	新宿区立小学校入学予定者及びその保護者
事業内容	1 概要 児童・保護者の円滑な小学校入学を支援するためのプログラムを実施する。 保護者プログラムと子どもプログラムを同じ時間に別会場で実施しており、現状、学校側の新1年生保護者会の受付終了後、子どもの名前を聞き取り、名札及び参加者一覧を作成している。スタッフの人数や時間を多く要するため、より効果的かつ効率的に事業を推進するため業務委託（再委託）を行う。 2 業務委託の付議内容 事業の企画・管理・運営、従事者の配置（社会教育指導員、保護者プログラムスタッフ、子どもプログラムスタッフ、親子合流プログラムスタッフ、運営責任者）、会場設営、当日の受付、アンケート収集・集計。 なお、従事者の配置のうち子どもプログラムスタッフの講師派遣については、より専門的な知識・技術等を要するため再委託を行う。 3 対象者 保護者プログラム 1, 500名程度 子どもプログラム 1, 400名程度
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

入学前プログラムの個人情報の流れ

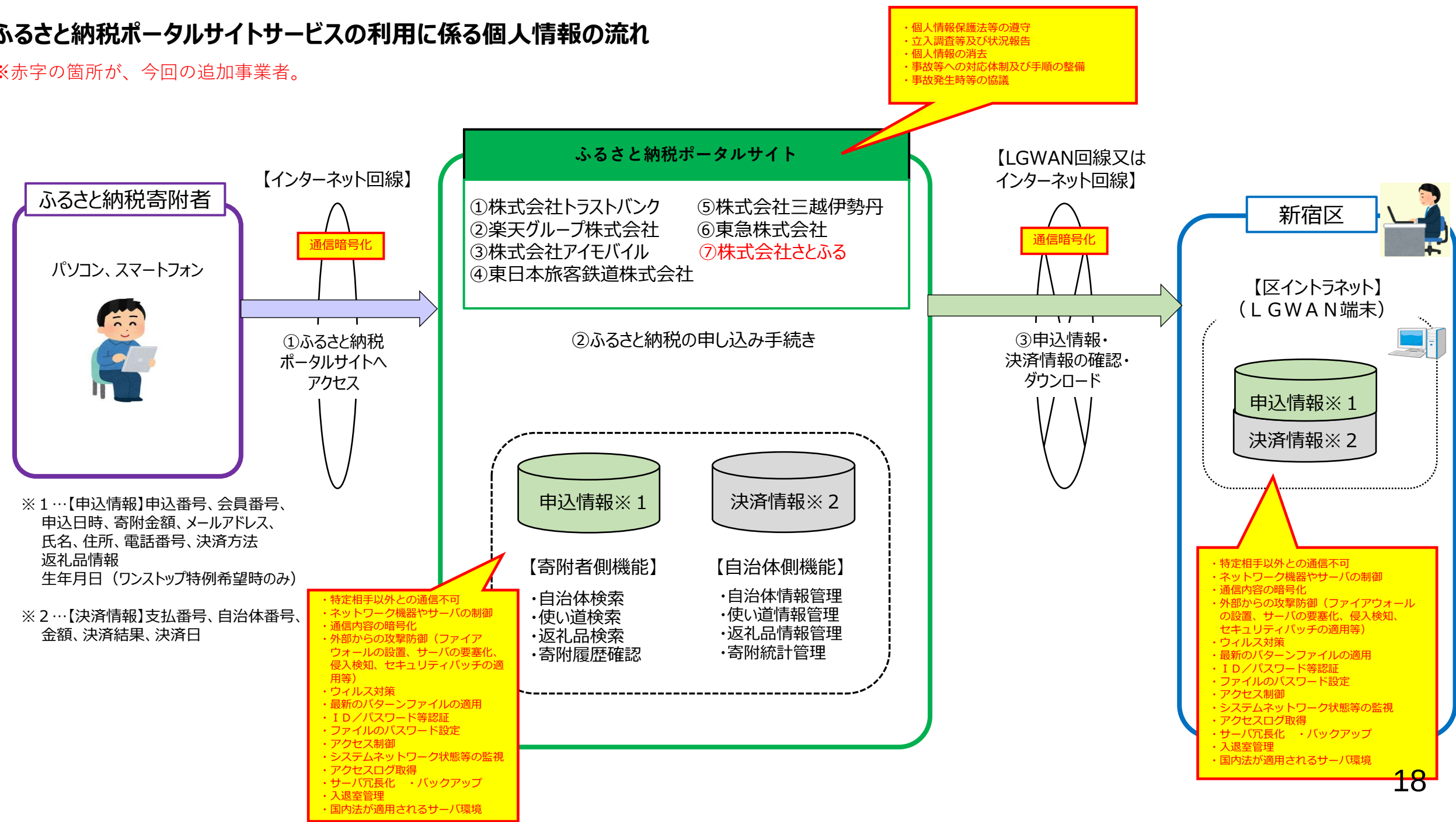


ふるさと納税ポータルサイトサービスの導入に係る外部結合について（結合先の追加）（No. 6）

事業名	ふるさと納税ポータルサイトサービスの導入について
担当課	総務課
区 分	外部結合
目 的	新宿区へのふるさと納税（寄附金）について、「ふるさと納税ポータルサイト」を導入することにより、寄附者の利便性の向上を図るとともに、新宿区の魅力を広く発信する。
対象者	ふるさと納税寄附者
事業内容	1 概要 区では、寄附者の寄附機会の拡充と利便性の向上を図るため、令和2年度からふるさと納税ポータルサイトサービスを導入し、クレジットカード払いやマルチペイメント（携帯キャリア決済など）による寄附の受入を行っている。（令和2年度第3回情報公開・個人情報保護審議会承認済） その後、令和5年10月からは、ふるさと納税返礼品の導入に伴い、ふるさと納税ポータルサイトを拡充して返礼品を掲載している。（令和5年度第3回個人情報保護管理運営会議承認済） この度、既に導入している6事業者のふるさと納税ポータルサイトに加え、令和6年9月から、新たに「さとふる」のポータルサイトを拡充することで、より寄附者の利便性の向上を図るとともに、返礼品を通じて新宿区の魅力を発信する。 2 ふるさと納税ポータルサイト（運営事業者） 【令和2年度から導入】 ①ふるさとチョイス（株式会社トラストバンク） 【令和5年度から導入】 ② 楽天ふるさと納税（楽天グループ株式会社） ③ ふるなび（株式会社アイモバイル） ④ JRE MALLふるさと納税（東日本旅客鉄道株式会社） ⑤ 三越伊勢丹ふるさと納税（株式会社三越伊勢丹） ⑥ ふるさとパレット（東急株式会社） 【令和6年9月から導入予定】 <u>⑦さとふる（株式会社さとふる）</u> 3 外部結合の付議内容 LGWAN 回線及びインターネット回線を通じた事業者サーバとの結合を行う。 4 対象者 1,500 件
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

ふるさと納税ポータルサイトサービスの利用に係る個人情報の流れ

※赤字の箇所が、今回の追加事業者。

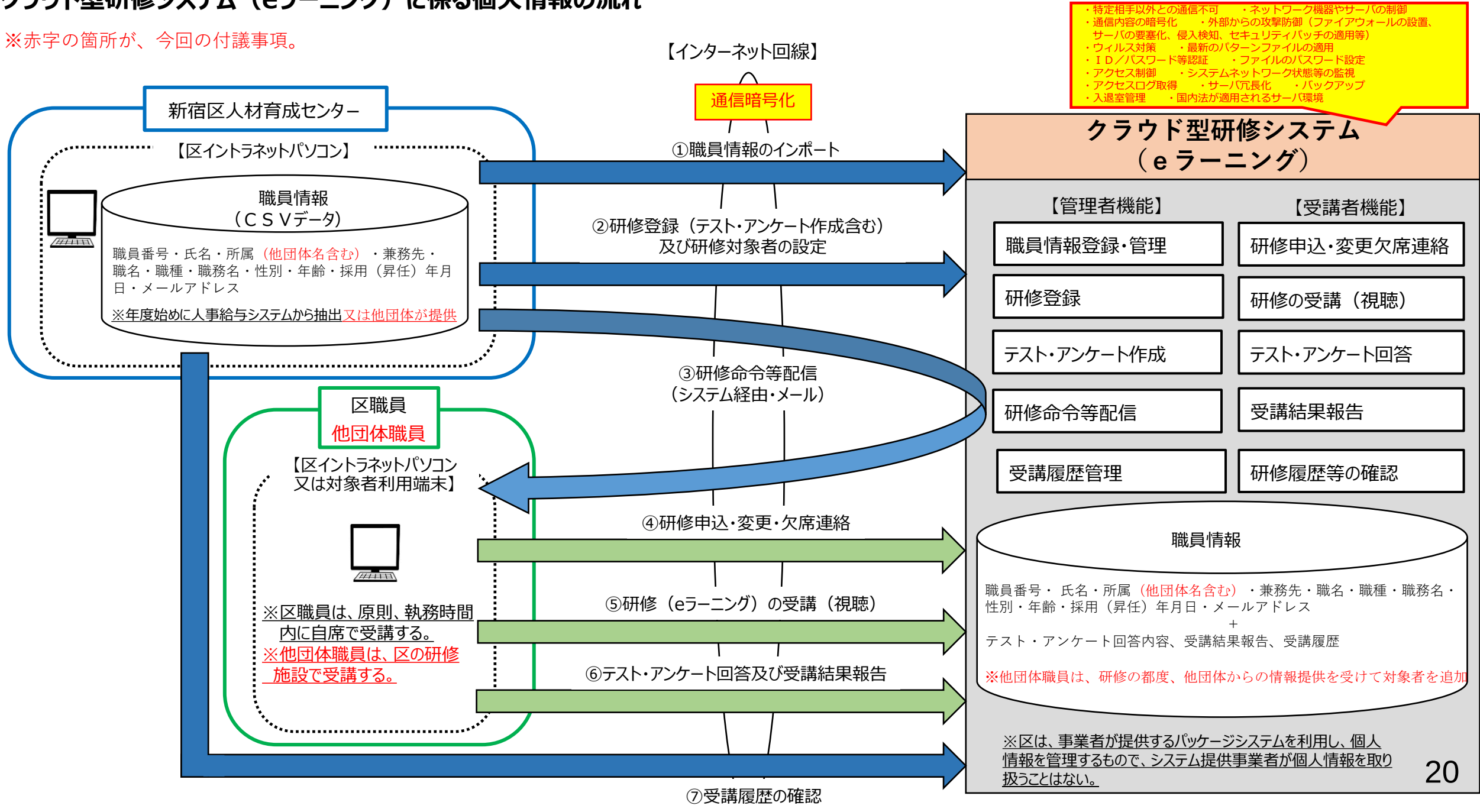


クラウド型研修システム（eラーニング）の導入に係るシステム開発等について（対象者の追加）（No. 7）

事業名	クラウド型研修システム（eラーニング）の導入
担当課	人材育成等担当課
区 分	電算処理、外部結合
目 的	研修事務に特化したクラウド型研修システム（eラーニング）（以下「研修システム（eラーニング）」という。）の導入により、研修事務の電子化による業務改善及び柔軟な研修受講スタイルに対応した環境を整え、職員の能力向上を支援する。
対象者	区職員（正規・再任用・再雇用・会計年度・任期付き・臨時） <u>他団体職員（新宿区シルバー人材センター、新宿区社会福祉協議会、新宿区社会福祉事業団、新宿未来創造財団、新宿区観光振興協会、勤労者・仕事支援センター、歌舞伎町タウン・マネージメントなど）</u>
事業内容	1 概要 区では、職員に対する研修について、事務の一部に電子化が進んでいない状況であったことから、研修システム（eラーニング）を導入することで、研修生の推薦、決定・命令、受講結果報告等、研修事務一連の電子化を実現し、業務の効率化を図っている。（令和5年度第11回個人情報保護管理運営会議承認済） この度、令和6年8月実施分の研修から、他団体職員を研修生として受入れる際も、区職員同様に研修システム（eラーニング）で管理することにより、更なる事務の効率化を図ることとする。 2 電算処理、外部結合の付議内容 （1）電算処理 研修システム（eラーニング）にて、研修対象者や受講状況など、研修に係る情報のデータベースを構築し、一元管理する。 （2）外部結合 事業者が提供する研修システム（eラーニング）と外部結合し、人材育成センターで当該システムに職員情報のデータベースをインポートし、研修システム内で研修管理、職員情報の管理、研修命令の発信、研修教材のアップロードを行う。 また、研修受講者は、研修申込・変更・欠席連絡、受講結果報告を当該システムにより行う。 3 対象者 約4,000人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

クラウド型研修システム（eラーニング）に係る個人情報の流れ

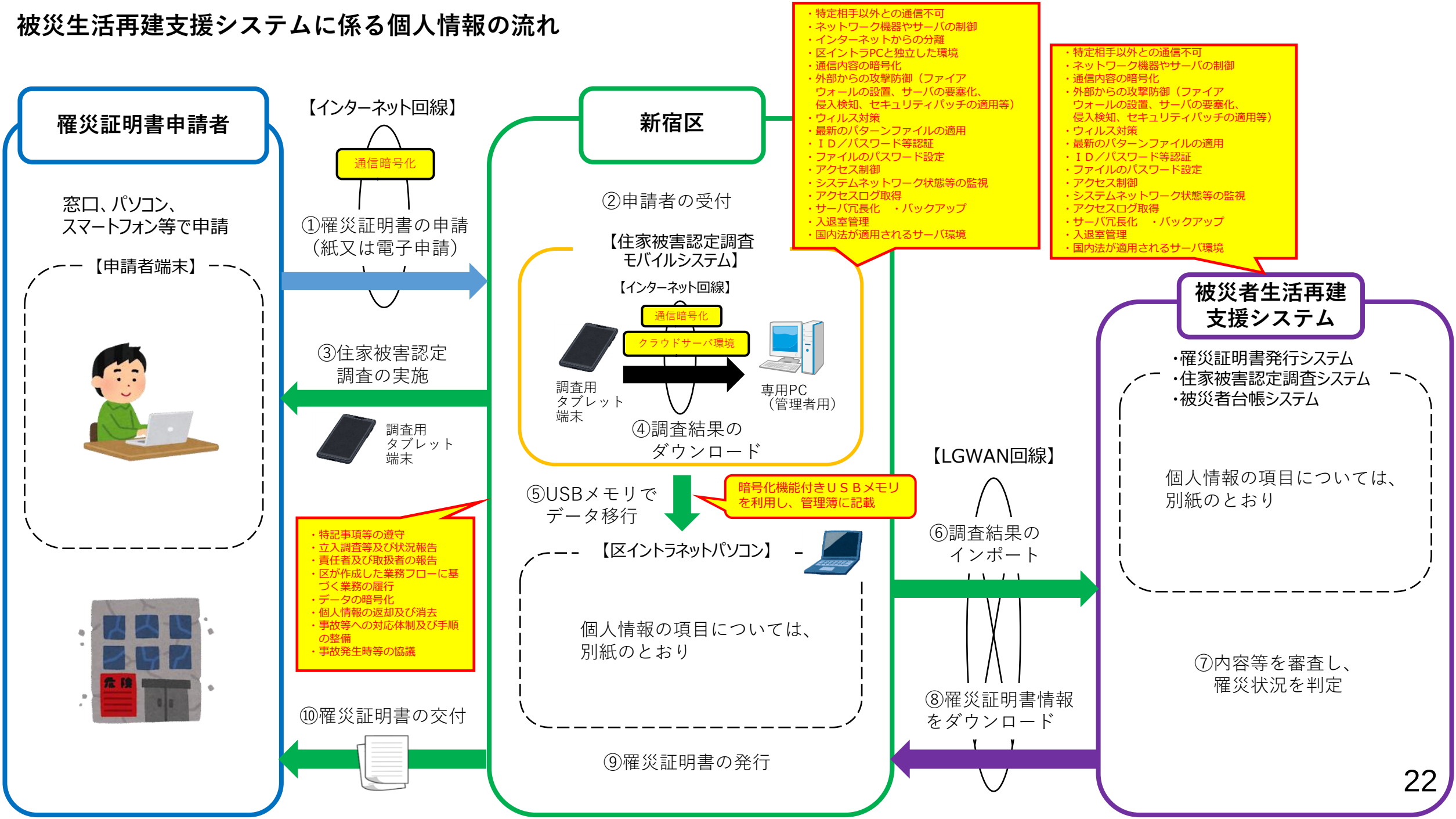
※赤字の箇所が、今回の付議事項。



被災者生活再建支援システムに係る外部結合等について（No.8）

事業名	被災者生活再建支援システムの更新及び住家被害認定調査モバイルシステムの導入
担当課	危機管理課
区 分	外部結合、業務委託
目 的	災害発生時における効率的な住家被害認定調査の実施、当該調査の実施結果に基づく被災者情報の一元管理による迅速な「罹災証明書」の発行及び「罹災証明書」に基づく、都、区等の長期かつ多岐にわたる各種生活再建支援業務を公平かつ迅速に実施するため、被災者生活再建支援システムを更新する。 また、合わせて住家被害認定調査モバイルシステムを導入することで、ペーパーレス化を図るとともに、現地調査や判定に要する時間を大幅に短縮し、迅速な罹災証明書の発行につなげる。
対象者	1 新宿区民 2 新宿区民でない者のうち、災害発生後に新宿区から罹災証明書の交付を受け、被災者台帳に登録された者
事業内容	1 概要 現在、区では、発災時迅速に罹災証明書を発行するため、「住家被害認定調査システム」、「罹災証明書発行システム」及び「被災者台帳システム」等の機能を備えた「被災者生活再建支援システム(C/S版)(以下、「C/S版」という。))」を導入し、罹災証明書の発行体制を構築している。 しかしながら、住民記録システムの標準化に伴い、令和7年1月以降、現行のC/S版では住民基本台帳データの取り込みが困難となるほか、C/S版のサポートも令和8年度に終了予定であることから、システムの更新も必要となる。 また、現行の住家被害認定調査システムでは、現地において紙の調査票にチェックした後、本庁に持参しスキャナで読み込む必要があるほか、現地写真を整理して別添するなど、作業工程が多く、罹災証明書の発行までに時間を要してしまう。 これらを踏まえ、より迅速に罹災証明書が発行できるよう、新たな被災者生活再建支援システムへ更新するとともに、住家被害認定調査モバイルシステムを導入することで、区民の利便性向上及び業務の効率化を図る。 2 外部結合及び業務委託の付議内容 (1) 外部結合 被災者生活再建支援システムの更新及びモバイルシステムの導入について、東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）のシステム利用にあたって外部結合を行う。 (2) 業務委託 システムの運用・保守について、専門ノウハウを有する事業者へ委託する。 3 対象者 約28,000人（推定）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

被災生活再建支援システムに係る個人情報の流れ



(1) 被災者生活再建支援システム

① 住民基本台帳データのうち、次に掲げる情報項目

住民番号、世帯番号、住民区分、消除フラグ、氏名、フリガナ、通称、通称フリガナ、併記名、併記名フリガナ、世帯主氏名、世帯主フリガナ、住所、方書、従前の住所、前住所方書、転出先の住所、転出先方書、戸籍の表示、性別、生年月日、続柄、住民基本台帳法第30条の45による区分（住民基本台帳の記載対象となる外国人の区分）、在留資格コード、住民票記載住民年月日、異動事由コード、異動年月日、異動届出年月日

② 固定資産税関連情報のうち、次に掲げる項目

(ア) 一般家屋ファイル及び区分所有家屋ファイルに係る情報項目

事務所コード、町名、丁目コード、地番コード、号コード、先コード、一棟コード本棟、一棟コード枝棟、物件番号、物件明細一棟コード本棟、物件明細一棟コード枝棟、主符棟コード、所在番号(街区番号)、所在番号(住居番号)、所在番号(枝番)、建物番号、家屋番号、所有者漢字氏名、所有者漢字都道府県名、所有者漢字区市郡名、所有者漢字住所、所有者漢字片書、所有者共有者数、登記種類用途コード、登記構造コード、登記屋根コード、登記地上階建、登記地下階建、登記居住階(自)、登記居住階(至)、登記床面積

(イ) 共有者ファイル

事務所コード、町名、丁目コード、地番コード、号コード、先コード、一棟コード本棟、一棟コード枝棟、物件番号、共有者番号、共有者漢字氏名、共有者漢字都道府県名、共有者漢字区市郡名、共有者漢字住所、共有者漢字方書き、共有者持分分母、共有者持分分子

(ウ) 登記種類用途コード、登記構造コード、登記屋根コード

③ 住家のり災状況(り災家屋等の所在地、り災家屋等の種別、り災の程度)

④ 建物被害認定調査の結果内容(住家の被害程度、見取図、現場写真)

⑤ 生活再建支援業務の実施状況(支援事業名、支援対象者、支援内容、支援状況)

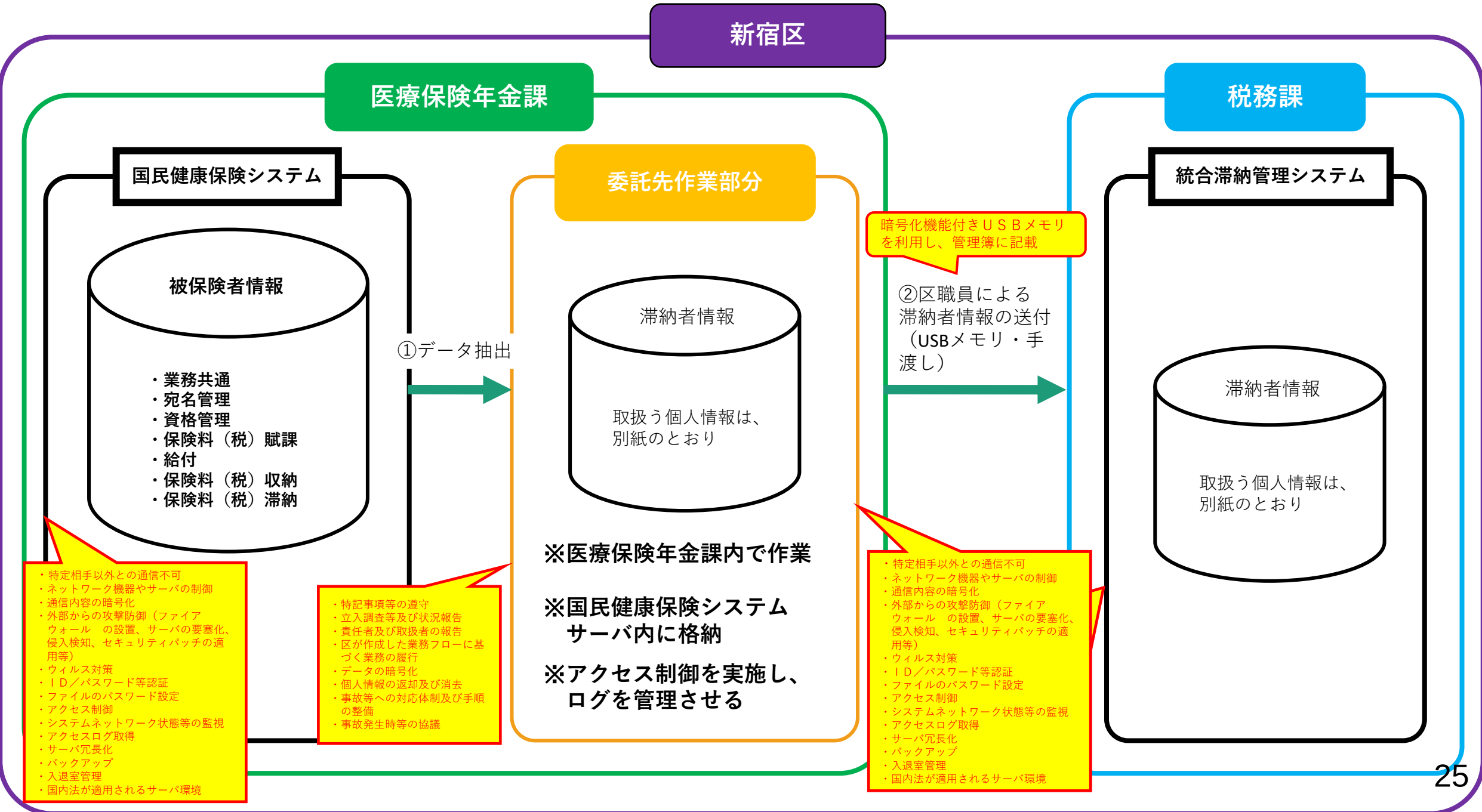
(2) 住家被害認定調査モバイルシステム

氏名、住所、電話番号、物件番号、建物の位置情報、住宅等の写真

国民健康保険システムにおける滞納データ抽出作業に係る業務の委託について（No.9）

事業名	国民健康保険システム滞納データ抽出作業の委託
担当課	医療保険年金課
区 分	業務委託
目 的	統合滞納管理システムへ移行するセットアップデータ作成のためのデータを抽出する。
対象者	国民健康保険料を滞納している世帯
事業内容	1 概要 現在、国民健康保険業務における滞納データは、業務支援システムである市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）で管理している。 この度、標準システムのうち滞納業務機能については、令和7年1月に稼働予定の統合滞納管理システムで運用することとなるため、統合滞納管理システムへのデータ移行及び検証に必要な滞納データを標準システムから抽出する作業を委託する。 2 業務委託の付議内容 国民健康保険システムからの滞納データ抽出について、国民健康保険システム業務の運用保守を受託している株式会社日立システムズに委託する。 3 対象者 約29,000世帯
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

国民健康保険システム滞納データ抽出作業委託における個人情報の流れ



委託先に提供する項目

【国保資格ファイル記録項目】

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.保険証番号、39.CPU 連番、40.国保資格区分、41.国保履歴番号、42.初期登録業務日時、43.更新業務日時、44.更新システム日時、45.更新コンピュータ名、46.更新ユーザ ID、47.国保有効フラグ、48.決裁状態、49.旧自治体コード、50.文字列型予備項目 1、51.保険証番号内連番、52.取得事由国保異動事由、53.取得国保異動区分、54.取得異動年月日、55.取得届出年月日、56.取得時効年月日、57.喪失事由国保異動事由、58.喪失国保異動区分、59.喪失異動年月日、60.喪失届出年月日、61.喪失時効年月日、62.続柄コード、63.記載順位、64.次 CPU 連番、65.前 CPU 連番、66.国保世帯最新フラグ、67.国保個人最新フラグ、68.抹消フラグ、69.旧保険証番号、70.保険証番号結合処理年月日、71.保険証番号結合コンピュータ名、72.保険証番号結合ユーザ名、73.旧個人番号、74.個人番号結合処理年月日、75.個人番号結合コンピュータ名、76.個人番号結合ユーザ名、77.取得旧被扶養者区分、78.喪失旧被扶養者区分、79.給付開始年月日、80.国保異動事由、81.国保異動区分、82.世帯主開始年月日、83.世帯主開始届出年月日、84.世帯主終了年月日、85.世帯主終了届出年月日、86.世帯主世帯区分、87.世帯開始年月日、88.世帯終了年月日、89.証区分、90.最新フラグ、91.交付ユーザ ID、92.交付年月日、93.設定有効年月日、94.回収ユーザ ID、95.回収年月日、96.保険証最新フラグ、97.保険証形態区分、98.保険証種別区分、99.一般退職区分、100.学遠区分、101.発行年月日、102.交付氏名カナ、103.交付氏名漢字、104.保険証交付理由区分、105.保険証交付方法区分、106.保険証回収方法区分、107.高齢者証有無フラグ、108.高齢者最新フラグ、109.高齢者国保履歴番号、110.高齢者判定連番、111.高齢者負担区分、112.負担割合、113.高齢者発効期年月日、114.高齢者年齢到達年月日、115.減額認定申請最新フラグ、116.減額認定申請国保履歴番号、117.減額認定申請発効期日、118.減額認定申請適用区分コード、119.マル長該当年月日、120.マル長非該当年月日、121.特定疾病最新フラグ、122.特定疾病交付区分、123.特定疾病認定区分、124.特定疾病自己負担限度額、125.特定疾病発行期日、126.申請履歴番号、127.発行履歴国保メモ、128.短期証種別区分、129.退職該当退職異動事由区分、130.退職該当異動年月日、131.退職該当届出年月日、132.退職該当時効年月日、133.退職非該当退職異動事由区分、134.退職非該当異動年月日、135.退職非該当届出年月日、136.退職非該当時効年月日、137.本扶区分、138.国保年金名称コード、139.国保年金種別コード、140.年金取得年月日、141.国保扶養事由区分、142.扶養開始年月日、143.本人の個人番号、144.本人との続柄コード、145.準資格該当準資格区分、146.準資格施設区分、147.準資格該当異動年月日、148.準資格該当届出年月日、149.準資格非該当準資格区分、150.準資格非該当異動年月日、151.準資格非該当届出年月日、152.準資格非該当予定年月日、153.施設名称漢字、154.対象年度、155.判定連番、156.判定負担区分、157.前回負担区分、158.途中変更負担区分、159.途中変更適用年月日、160.判定事由コード、161.判定事由該当年月日、162.適用年月日、163.国保再判定区分、164.一定以上所得区分コード、165.低所得区分コード、166.申請区分コード、167.申

請年月日、168.住民税非課税該当コード、169.世帯非課税区分コード、170.低所得用合計所得額、171.世帯内最高所得額、172.高齢者老人該当人数、173.高齢者老人判定所得額、174.資料区分、175.市町村均等割額、176.端数切捨済市町村所得割額、177.課税所得金額、178.課税非課税区分コード、179.所得データ区分、180.所得データ取込年月日、181.所得取込み区分、182.入力年月日、183.世帯負担区分、184.前回世帯負担区分、185.世帯未申告区分、186.高齢者老人判定収入額、187.老人区分、188.高齢者到達予定フラグ、189.被保険者数 16 歳未満、190.被保険者数 19 歳未満、191.住民税課税所得金額、192.旧ただし書き所得不明フラグ、193.旧ただし書き所得、194.高齢者旧ただし書き所得合計、195.旧ただし書き所得判定適用フラグ、196.負担区分 01、197.負担区分 02、198.負担区分 03、199.負担区分 04、200.負担区分 05、201.負担区分 06、202.負担区分 07、203.負担区分 08、204.負担区分 09、205.負担区分 10、206.負担区分 11、207.負担区分 12、208.処理年月日、209.発効期年月日、210.非該当年月日、211.離職年月日、212.離職理由区分、213.備考_255、214.社保異動年月日、215.社保保険証交付年月日、216.保険者番号、217.保険者名称、218.住所、219.電話番号、220.郵便番号、221.事業所名、222.社保記号、223.社保番号、224.社保被保険者氏名漢字、225.国保異動年月日、226.国保届出年月日、227.国保保険者国保備考欄、228.処理フラグ、229.員番、230.特例開始事由区分、231.特例開始年月日、232.特例開始届出年月日、233.特例終了事由区分、234.特例終了年月日、235.特例終了届出年月日、236.介護 2 号適用除外国保備考欄、237.特例施設区分、238.課税区分 01、239.課税区分 02、240.課税区分 03、241.課税区分 04、242.課税区分 05、243.課税区分 06、244.課税区分 07、245.課税区分 08、246.課税区分 09、247.課税区分 10、248.課税区分 11、249.課税区分 12、250.該当終了年月日、251.長期入院該当年月日、252.高齢者該当非該当フラグ、253.国保認定申請国保備考欄、254.該当年月日、255.世帯主個人番号、256.入力区分、257.氏名漢字、258.氏名カナ、259.年齢、260.性別名称、261.退職者フラグ、262.住民区分、263.存在フラグ、264.世帯区分、265.世帯番号、266.世帯主氏名漢字、267.県市名漢字、268.現住所地番方書、269.現住所郵便番号、270.前住所コード、271.前住所地番方書、272.前住所郵便番号、273.発行日、274.発行フラグ、275.連番、276.役場郵便番号、277.自治体住所、278.自治体住所番、279.郡名、280.市町村名称、281.当方郵便番号、282.当方住所、283.当方電話番号、284.当方内線番号、285.当方市町村名称、286.当方課名、287.取込連番、288.初回取込連番、289.発行区分コード、290.給付差止コード、291.完納国保データフラグ、292.処分基準賦課年度、293.処分基準対象年度、294.処分基準国保期別、295.処分基準通知書番号、296.処分基準納期限、297.処分基準期別税額、298.処分基準期別収納額、299.予定有効年月日、300.発行済保険証種別区分、301.高校生以下人数、302.執行停止区分、303.国保申請対象区分コード、304.国保弁明書文章、305.受付ユーザ ID、306.承認種別、307.承認年月日、308.承認期間開始年月日、309.承認期間終了年月日、310.承認ユーザ ID、311.弁明書国保備考欄、312.相談年月日、313.相談者氏名漢字、314.相談者続柄コード、315.国保相談内容文章、316.国保連絡区分、317.相談ユーザ ID、318.国保納税相談文章、319.適用除外区分、320.医療受給開始年月日、321.医療受給終了年月日、322.国保適用除外文章、323.特事区分、324.申請内容文章、325.国保特別の事情文章、326.通知書種別区分、327.開始届出年月日、328.終了年月日、329.終了届出年月日、330.履歴番号、331.サブ履歴番号、332.有効フラグ、333.履歴判定、334.徴収区分、335.決議年月日、336.住民税異動区分コード、337.異動年月日、338.住民税整理番号、339.賦課資料区分コード、340.書式区分、341.無職無収入コード、342.均等割区分、343.均等割パターン番号、344.営業所得額、345.農業所得額、346.その他事業所得額、347.不動産所得額、348.利子所得額、349.配当所得フラグ、350.配当所得額、351.株式配当所得額、352.公募外貨配当所得額、353.公募他配当所得額、354.その他配当所得額、355.所得税配当所得額、356.所得税株式配当所得額、357.所得税公募外貨配当所得額、

358.所得税公募他配当所得額、359.所得税その他配当所得額、360.給与所得額、361.主たる給与支払額、362.従たる給与支払額、363.給与支払額内数専従者給与額、364.特定支出控除額、365.雑所得額、366.公的年金支払額、367.年金雑所得額、368.その他雑所得額、369.総合譲渡短期所得額、370.総合譲渡短期差引額、371.総合譲渡長期所得額、372.総合譲渡長期差引額、373.総合譲渡分特別控除額、374.総合譲渡特別設定フラグ、375.総合譲渡逆算フラグ、376.一時所得額、377.一時差引額、378.総合一時所得額、379.短期一般所得額、380.短期一般差引額、381.短期一般特別控除額、382.短期軽減所得額、383.短期軽減差引額、384.短期軽減特別控除額、385.長期一般所得額、386.長期一般差引額、387.長期一般特別控除額、388.長期特定所得額、389.長期特定差引額、390.長期特定特別控除額、391.長期軽減所得額、392.長期軽減差引額、393.長期軽減特別控除額、394.長期特別所得額、395.長期特別差引額、396.長期特別特別控除額、397.土地等雑所得額、398.超短期所得額、399.株式譲渡所得額、400.株式譲渡一般分所得額、401.株式譲渡新規公開分所得額、402.株式譲渡特別控除額、403.商品先物取引所得額、404.山林所得額、405.山林特別控除額、406.退職所得額、407.退職所得控除額、408.退職支払額、409.市町村源泉退職所得割額、410.都道府県源泉退職所得割額、411.勤続年数、412.就職年月日、413.退職年月日、414.総合退職所得額、415.総合退職所得控除額、416.特例適用条文 1、417.特例適用条文 2、418.特例適用条文 3、419.変動所得額、420.前年変動所得額、421.前々年変動所得額、422.臨時所得額、423.平均課税対象金額、424.免税所得額、425.肉用牛売却価格、426.肉用牛免税対象所得額、427.肉用牛免税対象外所得額、428.非課税所得額、429.申告 0 円所得区分 01、430.申告 0 円所得区分 02、431.申告 0 円所得区分 03、432.申告 0 円所得区分 04、433.申告 0 円所得区分 05、434.申告 0 円所得区分 06、435.申告 0 円所得区分 07、436.申告 0 円所得区分 08、437.申告 0 円所得区分 09、438.申告 0 円所得区分 10、439.最高所得区分、440.総所得金額、441.合計所得金額、442.総所得金額等、443.所得税総所得金額、444.所得税合計所得金額、445.所得税総所得金額等、446.総所得損通所得額、447.総合短期損通所得額、448.総合長期損通所得額、449.短期一般損通所得額、450.短期軽減損通所得額、451.長期一般損通所得額、452.長期特定損通所得額、453.長期軽減損通所得額、454.長期特別損通所得額、455.土地等雑損通所得額、456.超短期損通所得額、457.山林損通所得額、458.株式譲渡損通所得額、459.商品先物取引損通所得額、460.退職損通所得額、461.所得税総所得損通所得額、462.所得税総合短期損通所得額、463.所得税総合長期損通所得額、464.所得税短期一般損通所得額、465.所得税短期軽減損通所得額、466.所得税長期一般損通所得額、467.所得税長期特定損通所得額、468.所得税長期軽減損通所得額、469.所得税長期特別損通所得額、470.所得税土地等雑損通所得額、471.所得税超短期損通所得額、472.所得税株式譲渡損通所得額、473.所得税商品先物取引損通所得額、474.所得税山林損通所得額、475.所得税退職損通所得額、476.雑損控除額、477.医療費控除額、478.社会保険料控除額、479.小規模共済控除額、480.生命保険料控除額、481.所得税生命保険料控除額、482.生命保険料支払額、483.個人年金保険料支払額、484.損害保険料控除額、485.所得税損害保険料控除額、486.損害保険料支払額、487.長期損害保険料支払額、488.寄付控除フラグ、489.寄付控除額、490.所得税寄付金控除額、491.合計控除額、492.所得税合計控除額、493.控除配該当コード、494.配偶者区分、495.配特有無区分フラグ、496.配偶者特別控除額、497.所得税配偶者特別控除額、498.配偶者合計所得金額、499.扶養一般該当人数、500.扶養年少該当人数、501.扶養特定該当人数、502.扶養老人該当人数、503.扶養同居老人該当人数、504.扶養特障該当人数、505.扶養同居特障該当人数、506.扶養普障該当人数、507.未成年該当コード、508.老年者該当コード、509.寡婦該当コード、510.障害者該当コード、511.勤労学生該当コード、512.住民税申告区分、513.本専区分、514.配専区分、515.青色専従該当人数、516.白色専従該当人数、517.専従者控除額、518.繰越損

失額、519.純損失額、520.譲渡繰越損失額、521.雑損失額、522.特定株式損失額、523.当年純損失額、
 524.当年譲渡繰越損失額、525.当年雑損失額、526.当年特定株式損失額、527.前純損失額、528.前譲
 渡繰越損失額、529.前雑損失額、530.前特定株式損失額、531.前々純損失額、532.前々譲渡繰越損失
 額、533.前々雑損失額、534.前々特定株式損失額、535.所得税総所得課標額、536.所得税短期一般課
 標額、537.所得税短期軽減課標額、538.所得税長期一般課標額、539.所得税長期特定課標額、540.所
 得税長期軽減課標額、541.所得税長期特別課標額、542.所得税土地等雑課標額、543.所得税超短期
 課標額、544.所得税株式課標額、545.所得税商品先物取引課標額、546.所得税山林課標額、547.所得
 税退職課標額、548.総所得所得税額、549.短期一般所得税額、550.短期軽減所得税額、551.長期一般
 所得税額、552.長期特定所得税額、553.長期軽減所得税額、554.長期特別所得税額、555.土地等雑所
 得税額、556.超短期所得税額、557.株式所得税額、558.商品先物取引所得税額、559.山林所得税額、
 560.退職所得税額、561.所得税配当控除額、562.住宅借入金特別控除額、563.その他特別控除額、
 564.定率控除前所得税額、565.所得税災害減免額、566.所得税外国税額控除額、567.所得税特別減
 税額、568.所得税定率控除額、569.定率控除後所得税額、570.所得税額、571.所得税額チェックフラグ、
 572.総所得課標額、573.短期一般課標額、574.短期軽減課標額、575.長期一般課標額、576.長期特定
 課標額、577.長期軽減課標額、578.長期特別課標額、579.土地等雑課標額、580.超短期課標額、581.
 株式課標額、582.商品先物取引課標額、583.山林課標額、584.退職課標額、585.市町村総所得所得割
 額、586.市町村短期一般所得割額、587.市町村短期軽減所得割額、588.市町村長期一般所得割額、
 589.市町村長期特定所得割額、590.市町村長期軽減所得割額、591.市町村長期特別所得割額、592.
 市町村土地等雑所得割額、593.市町村超短期所得割額、594.市町村株式所得割額、595.市町村商品
 先物取引所得割額、596.市町村山林所得割額、597.市町村退職所得割額、598.市町村算出所得割額、
 599.市町村配当控除額、600.市町村外国税額控除額、601.市町村調整額、602.市町村特別減税額、
 603.市町村定率控除額、604.市町村免税額、605.市町村所得割額、606.市町村端数切捨所得割額、
 607.市町村特別減税前所得割額、608.市町村定率控除前所得割額、609.市町村民税額、610.都道府
 県総所得所得割額、611.都道府県短期一般所得割額、612.都道府県短期軽減所得割額、613.都道府
 県長期一般所得割額、614.都道府県長期特定所得割額、615.都道府県長期軽減所得割額、616.都道
 府県長期特別所得割額、617.都道府県土地等雑所得割額、618.都道府県超短期所得割額、619.都道
 府県株式所得割額、620.都道府県商品先物取引所得割額、621.都道府県山林所得割額、622.都道府
 県退職所得割額、623.都道府県算出所得割額、624.都道府県配当控除額、625.都道府県外国税額控
 除額、626.都道府県調整額、627.都道府県特別減税額、628.都道府県定率控除額、629.都道府県免税
 額、630.都道府県所得割額、631.都道府県端数切捨所得割額、632.都道府県特別減税前所得割額、
 633.都道府県定率控除前所得割額、634.都道府県均等割額、635.都道府県民税額、636.所得割非課
 税フラグ、637.均等割非課税フラグ、638.年税額、639.市町村所得割減免額、640.市町村均等割減免額、
 641.都道府県所得割減免額、642.都道府県均等割減免額、643.予備金額1、644.予備金額2、645.予備
 金額3、646.予備金額4、647.予備金額5、648.予備項目1、649.予備項目2、650.予備項目3、651.予備
 項目4、652.予備項目5、653.株式譲渡上場所得額、654.所得税株式譲渡上場所得額、655.所得税株
 式譲渡所得額、656.株式譲渡フラグ、657.株式譲渡上場損通所得額、658.所得税株式譲渡上場損通所
 得額、659.株式上場課標額、660.所得税株式上場課標額、661.肉牛軽減課標額、662.市町村株式上場
 所得割額、663.都道府県株式上場所得割額、664.市町村肉牛軽減所得割額、665.都道府県肉牛軽減
 所得割額、666.株式上場所得税額、667.肉牛軽減所得税額、668.株式含む合計所得金額、669.先物取
 引損失額、670.当年先物取引損失額、671.前々先物取引損失額、672.前々先物取引損失額、673.配当割

控除額、674.株式譲渡割控除額、675.市町村定率控除後所得割額、676.都道府県定率控除後所得割額、677.控除超過額、678.居住用特定譲渡所得額、679.居住用特定損失額、680.市町村株式譲渡配当割控除額、681.都道府県株式譲渡配当割控除額、682.市町村 65 歳以上の特例控除額、683.都道府県 65 歳以上の特例控除額、684.市町村調整控除額、685.都道府県調整控除額、686.市町村控除不足額、687.都道府県控除不足額、688.市町村内充当額、689.都道府県内充当額、690.市町村外充当額、691.都道府県外充当額、692.標準税率市町村総所得、693.標準税率市町村山林、694.標準税率市町村退職、695.標準税率市町村算出所得割、696.標準税率市町村調整額、697.標準税率定率控除前市町村所得割、698.標準税率定率控除後市町村所得割額、699.標準税率市町村 65 歳以上の特例控除額、700.標準税率市町村所得割、701.標準税率市町村所得割端数切捨、702.標準税率市町村均等割、703.標準税率都道府県総所得、704.標準税率都道府県山林、705.標準税率都道府県退職、706.標準税率都道府県算出所得割、707.標準税率都道府県調整額、708.標準税率定率控除前都道府県所得割、709.標準税率定率控除後都道府県所得割額、710.標準税率都道府県 65 歳以上の特例控除額、711.標準税率都道府県所得割、712.標準税率都道府県所得割端数切捨、713.標準税率都道府県均等割、714.政党等寄付金特別控除額、715.耐震改修特別控除額、716.住宅借入金特別控除可能額、717.市町村住宅借入金特別控除可能額、718.都道府県住宅借入金特別控除可能額、719.市町村税源移譲減額、720.都道府県税源移譲減額、721.標準税率市町村税源移譲減額、722.標準税率都道府県税源移譲減額、723.国税更正日、724.入力部署名、725.優先区分、726.繰越損失軽減純損失額、727.繰越損失軽減譲渡損失額、728.推定所得額、729.控対配扶養合計人数、730.老配老人扶養合計人数、731.所得合計額、732.分離配当所得額、733.株式配当損失額、734.分離配当課税額、735.山林純損失額、736.適用開始年月日、737.適用開始届出年月日、738.適用開始事由国保異動事由、739.適用終了年月日、740.適用終了届出年月日、741.適用終了事由国保異動事由

【国保賦課ファイル記録項目】

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.対象年度、39.保険証番号、40.世帯主住民番号、41.旧自治体コード、42.国保履歴番号、43.初期登録業務日時、44.更新業務日時、45.更新システム日時、46.更新コンピュータ名、47.更新ユーザ ID、48.国保有効フラグ、49.決裁状態、50.文字列型予備項目 1、51.記載順位、52.続柄コード、53.資産割算定基礎額、54.住民税未申告該当コード、55.住民税非課税該当コード、56.稼得区分コード、57.所得把握区分コード、58.給与支払額、59.給与所得額、60.公的年金所得額、61.その他所得額、62.譲渡所得額、63.総所得金額、64.所得合計控除額、65.公的年金等所得控除額、66.公的年金等控除額、67.給与特別控除額、68.国保用所得割算定基礎額、69.国保用軽減判定用総所得金額、70.国保用基準総所得金額、71.ただし書き用給与支払額、72.ただし書き用給与所得額、73.ただし書き用総所得金額、74.減額判定用年金雑所得額、75.特別控除額、76.繰り越し損失額、77.記録項目名、78.営業所得額、79.農業所得額、80.その他事業所得額、81.不動産所得額、82.利子所得額、83.株式配当所得額、84.公募

外貨配当所得額、85.公募他配当所得額、86.その他配当所得額、87.給与額、88.主たる給与支払額、89.従たる給与支払額、90.給与支払額内数専従者給与額、91.公的年金支払額、92.年金雑所得額、93.その他雑所得額、94.総合譲渡短期所得額、95.総合譲渡短期差引額、96.総合譲渡長期所得額、97.総合譲渡長期差引額、98.総合譲渡分特別控除額、99.一時所得額、100.一時差引額、101.総合一時所得額、102.短期一般所得額、103.短期一般差引額、104.短期一般特別控除額、105.短期軽減所得額、106.短期軽減差引額、107.短期軽減特別控除額、108.短期特別控除額、109.長期一般所得額、110.長期一般差引額、111.長期一般特別控除額、112.長期特定所得額、113.長期特定差引額、114.長期特定特別控除額、115.長期軽減課所得額、116.長期軽減課差引額、117.長期軽減課特別控除額、118.長期特別所得額、119.長期特別差引額、120.長期特別特別控除額、121.長期特別控除額、122.土地等雑所得額、123.超短期所得額、124.株式譲渡所得額、125.株式譲渡上場所得額、126.商品先物取引所得額、127.山林所得額、128.総合退職所得額、129.変動所得額、130.臨時所得額、131.免税所得額、132.肉用牛売却価格、133.肉用牛免税対象所得額、134.肉用牛免税対象外所得額、135.雑損控除額、136.医療費控除額、137.社会保険料控除額、138.小規模共済控除額、139.生命保険料控除額、140.個人年金保険料支払額、141.損害保険料控除額、142.長期損害保険料支払額、143.寄附金控除額、144.合計控除額、145.控対配区分、146.配偶者区分、147.配偶者特別控除額、148.配特有無区分フラグ、149.扶養一般該当人数、150.扶養年少該当人数、151.扶養特定該当人数、152.扶養老人該当人数、153.扶養同居老人該当人数、154.扶養特障該当人数、155.扶養同居特障該当人数、156.扶養普障該当人数、157.未成年区分、158.老年者区分、159.寡婦区分、160.障害者区分、161.勤労学生区分、162.住民税申告区分、163.本専区分、164.配専区分、165.青色専従該当人数、166.白色専従該当人数、167.専従者控除額、168.繰越損失額、169.純損失額、170.譲渡繰越損失額、171.雑損失額、172.特定株式損失額、173.先物取引損失額、174.居住用特定譲渡所得額、175.居住用特定損失額、176.繰越損失軽減純損失額、177.繰越損失軽減譲渡損失額、178.市町村端数切捨所得割額、179.市町村均等割額、180.都道府県端数切捨所得割額、181.都道府県均等割額、182.資料区分、183.推定所得額、184.合計所得金額、185.固定税額、186.個人分税額、187.共有分税額、188.個人減免区分コード、189.老人 70 歳以上該当非該当フラグ、190.寝たきり 65 歳以上該当非該当フラグ、191.障害者手帳該当非該当フラグ、192.知的障害者該当該当非該当フラグ、193.譲渡所得条文 ID、194.特徴該当非該当フラグ、195.国保資格区分、196.取得国保異動区分、197.取得事由国保異動事由、198.喪失国保異動区分、199.喪失事由国保異動事由、200.退職該当退職異動事由区分、201.退職非該当退職異動事由区分、202.取得異動年月日、203.取得届出年月日、204.喪失異動年月日、205.喪失届出年月日、206.退職該当異動年月日、207.退職該当届出年月日、208.退職非該当異動年月日、209.退職非該当届出年月日、210.分離配当所得額、211.株式配当損失額、212.失業給与所得額、213.失業総所得金額、214.失業所得割算定基礎額、215.失業軽減判定用総所得金額、216.失業基準総所得金額、217.失業ただし書き用給与所得額、218.失業ただし書き用総所得金額、219.失業者該当非該当フラグ、220.住民税未申告該当コード 1、221.被扶養登録区分、222.旧個人番号、223.個人番号結合処理年月日、224.個人番号結合コンピュータ名、225.個人番号結合ユーザ名、226.旧保険証番号、227.保険証番号結合処理年月日、228.保険証番号結合コンピュータ名、229.保険証番号結合ユーザ名、230.退避算定基礎額、231.退避失業者算定基礎額、232.予備金額 1、233.予備金額 2、234.予備金額 3、235.予備金額 4、236.予備金額 5、237.予備項目 1、238.予備項目 2、239.資格有無フラグ 0、240.介護資格有無フラグ 0、241.国保退職有無フラグ 0、242.世帯区分 0、243.取得異動年月日 0、244.保険証番号内連番 0、245.旧国保被保険者フラグ 0、246.旧被扶養者フラグ 0、247.失業者該当非該当フラグ 0、248.有効フラグ 0、249.資格有無フラグ 1、250.介護資格有無フラグ 1、251.国保退職有無フラグ 1、252.

世帯区分 1、253.取得異動年月日 1、254.保険証番号内連番 1、255.旧国保被保険者フラグ 1、256.旧被扶養者フラグ 1、257.失業者該当非該当フラグ 1、258.有効フラグ 1、259.資格有無フラグ 2、260.介護資格有無フラグ 2、261.国保退職有無フラグ 2、262.世帯区分 2、263.取得異動年月日 2、264.保険証番号内連番 2、265.旧国保被保険者フラグ 2、266.旧被扶養者フラグ 2、267.失業者該当非該当フラグ 2、268.有効フラグ 2、269.資格有無フラグ 3、270.介護資格有無フラグ 3、271.国保退職有無フラグ 3、272.世帯区分 3、273.取得異動年月日 3、274.保険証番号内連番 3、275.旧国保被保険者フラグ 3、276.旧被扶養者フラグ 3、277.失業者該当非該当フラグ 3、278.有効フラグ 3、279.資格有無フラグ 4、280.介護資格有無フラグ 4、281.国保退職有無フラグ 4、282.世帯区分 4、283.取得異動年月日 4、284.保険証番号内連番 4、285.旧国保被保険者フラグ 4、286.旧被扶養者フラグ 4、287.失業者該当非該当フラグ 4、288.有効フラグ 4、289.資格有無フラグ 5、290.介護資格有無フラグ 5、291.国保退職有無フラグ 5、292.世帯区分 5、293.取得異動年月日 5、294.保険証番号内連番 5、295.旧国保被保険者フラグ 5、296.旧被扶養者フラグ 5、297.失業者該当非該当フラグ 5、298.有効フラグ 5、299.資格有無フラグ 6、300.介護資格有無フラグ 6、301.国保退職有無フラグ 6、302.世帯区分 6、303.取得異動年月日 6、304.保険証番号内連番 6、305.旧国保被保険者フラグ 6、306.旧被扶養者フラグ 6、307.失業者該当非該当フラグ 6、308.有効フラグ 6、309.資格有無フラグ 7、310.介護資格有無フラグ 7、311.国保退職有無フラグ 7、312.世帯区分 7、313.取得異動年月日 7、314.保険証番号内連番 7、315.旧国保被保険者フラグ 7、316.旧被扶養者フラグ 7、317.失業者該当非該当フラグ 7、318.有効フラグ 7、319.資格有無フラグ 8、320.介護資格有無フラグ 8、321.国保退職有無フラグ 8、322.世帯区分 8、323.取得異動年月日 8、324.保険証番号内連番 8、325.旧国保被保険者フラグ 8、326.旧被扶養者フラグ 8、327.失業者該当非該当フラグ 8、328.有効フラグ 8、329.資格有無フラグ 9、330.介護資格有無フラグ 9、331.国保退職有無フラグ 9、332.世帯区分 9、333.取得異動年月日 9、334.保険証番号内連番 9、335.旧国保被保険者フラグ 9、336.旧被扶養者フラグ 9、337.失業者該当非該当フラグ 9、338.有効フラグ 9、339.資格有無フラグ 10、340.介護資格有無フラグ 10、341.国保退職有無フラグ 10、342.世帯区分 10、343.取得異動年月日 10、344.保険証番号内連番 10、345.旧国保被保険者フラグ 10、346.旧被扶養者フラグ 10、347.失業者該当非該当フラグ 10、348.有効フラグ 10、349.資格有無フラグ 11、350.介護資格有無フラグ 11、351.国保退職有無フラグ 11、352.世帯区分 11、353.取得異動年月日 11、354.保険証番号内連番 11、355.旧国保被保険者フラグ 11、356.旧被扶養者フラグ 11、357.失業者該当非該当フラグ 11、358.有効フラグ 11、359.資格有無フラグ 12、360.介護資格有無フラグ 12、361.国保退職有無フラグ 12、362.世帯区分 12、363.取得異動年月日 12、364.保険証番号内連番 12、365.旧国保被保険者フラグ 12、366.旧被扶養者フラグ 12、367.失業者該当非該当フラグ 12、368.有効フラグ 12、369.世帯主個人番号、370.通知書番号、371.仮徴収通知書番号、372.本徴収通知書番号、373.所得割算定基礎額、374.所得割額、375.資産割額、376.均等割人数、377.均等割額、378.平等割額、379.単身平等割額、380.算出額、381.軽減均等割額、382.軽減平等割額、383.減免額、384.算定額、385.限度超過額、386.切り捨て端数額、387.年間保険税額、388.退職所得割算定基礎額、389.退職所得割額、390.退職資産割算定基礎額、391.退職資産割額、392.退職均等割人数、393.退職均等割額、394.退職平等割額、395.退職単身平等割額、396.退職算出額、397.退職軽減均等割額、398.退職軽減平等割額、399.退職減免額、400.退職算定額、401.退職限度超過額、402.退職切り捨て端数額、403.退職年間保険税額、404.一般所得割算定基礎額、405.一般所得割額、406.一般資産割算定基礎額、407.一般資産割額、408.一般均等割人数、409.一般均等割額、410.一般平等割額、411.一般単身平等割額、412.一般算出額、413.一般軽減均等割額、414.一般軽減平等割額、415.一般減免額、416.一般算定額、417.一般限度超過額、418.一般切り捨て端数額、419.一般年間保険税額、420.世帯増減減額月数、421.世帯増減月割減額、422.世帯増減一部増減額、423.合計分増減調整額、424.一般

分増減調整額、425.退職者分増減調整額、426.世帯区分、427.国保退職区分コード、428.軽減区分、429.軽減判定合計所得額、430.賦課期日、431.賦課期日世帯主個人番号、432.賦課期日世帯区分、433.賦課期日該当人数、434.未申告該当非該当フラグ、435.基準総所得金額、436.一般基準総所得金額、437.退職基準総所得金額、438.対象月インデックス、439.合計決定保険税額、440.一般分決定保険税額、441.退職者分決定保険税額、442.普徴合計、443.普徴一般、444.普徴退職、445.特徴合計、446.特徴一般、447.特徴退職、448.期別調定額仮算定額、449.期別調定額差引額、450.退職期別調定額仮算定額、451.退職期別調定額差引額、452.一般期別調定額仮算定額、453.一般期別調定額差引額、454.特例区分コード、455.軽減申告区分、456.軽減申告入力年月日、457.軽減申告訂正年月日、458.減免区分、459.医療減免額、460.医療退職減免額、461.介護減免額、462.介護退職減免額、463.支援金減免額、464.支援金退職減免額、465.医療減免率、466.医療退職減免率、467.介護減免率、468.介護退職減免率、469.支援金減免率、470.支援金退職減免率、471.端数処理コード、472.減免額入力年月日、473.減免額訂正年月日、474.軽減 2 割有効区分、475.軽減 2 割申請年月日、476.軽減 2 割訂正年月日、477.徴収区分、478.激変軽減区分、479.激変軽減判定合計所得額、480.単身世帯軽減区分、481.条例減免額、482.条例減免額退職、483.条例減免額一般、484.納期限 01、485.納期限 02、486.納期限 03、487.納期限 04、488.納期限 05、489.納期限 06、490.納期限 07、491.納期限 08、492.納期限 09、493.納期限 10、494.納期限 11、495.納期限 12、496.納期限 13、497.納期限 14、498.納期限 15、499.納期限 16、500.納期限 17、501.納期限 18、502.納期限 19、503.納期限 20、504.仮算本算区分、505.更正期数、506.計算区分、507.負担調整額、508.退職分負担調整額、509.個人減免種別コード、510.個人減免均等割額、511.個人減免平等割額、512.個人減免退職均等割額、513.個人減免退職平等割額、514.個人減免前決定税額、515.個人減免前退職決定税額、516.個人減免額、517.個人退職減免額、518.個人減免判定用所得額、519.個人減免判定用資産額、520.失業者軽減区分、521.失業者所得割算定基礎額、522.失業者所得割額、523.失業者算出額、524.失業者算定額、525.失業者限度超過額、526.失業者切り捨て端数額、527.失業者年間保険税、528.失業者退職所得割算定基礎額、529.失業者退職所得割額、530.失業者退職算出額、531.失業者退職算定額、532.失業者退職限度超過額、533.失業者退職切り捨て端数額、534.失業者退職年間保険税、535.失業者一般所得割算定基礎額、536.失業者一般所得割額、537.失業者一般算出額、538.失業者一般算定額、539.失業者一般限度超過額、540.失業者一般切り捨て端数額、541.失業者一般年間保険税、542.失業者合計分増減調整額、543.失業者一般分増減調整額、544.失業者退職者分増減調整額、545.失業者合計決定保険税額、546.失業者一般分決定保険税額、547.支退職者分決定保険税額、548.退避退職算定基礎額、549.退避失業者退職算定基礎額、550.介護区分コード、551.介護退職区分コード、552.被保数 0、553.国保退職区分コード 0、554.退職被保数 0、555.軽減区分 0、556.単身世帯軽減区分 0、557.軽減区分失業前 0、558.未申告該当非該当フラグ 0、559.旧国保被保数 0、560.賦課期日 0、561.賦課期日被保数 0、562.賦課期日旧国保被保数 0、563.賦課期日合計所得額 0、564.賦課期日合計所得額激変 0、565.賦課期日所得合計失業後 0、566.賦課期日合計激変失業後 0、567.賦課期日未申告該当非該当フラグ 0、568.賦課期日世帯区分 0、569.旧被扶養者数 0、570.個人減免種別コード 0、571.個人減免被保数 0、572.個人減免退職被保数 0、573.介護個人減免被保数 0、574.介護個人減免退職被保数 0、575.個人減免判定用所得額 0、576.個人減免判定用資産額 0、577.老人世帯該当非該当フラグ 0、578.介護区分 0、579.介護被保数 0、580.介護退職区分 0、581.介護退職被保数 0、582.被保数 1、583.国保退職区分コード 1、584.退職被保数 1、585.軽減区分 1、586.単身世帯軽減区分 1、587.軽減区分失業前 1、588.未申告該当非該当フラグ 1、589.旧国保被保数 1、590.賦課期日 1、591.賦課期日被保数 1、592.賦課期日旧国保被保数 1、593.賦課期日合計所得額 1、

594.賦課期日合計所得額激変 1、595.賦課期日所得合計失業後 1、596.賦課期日合計激変失業後 1、597.賦課期日未申告該当非該当フラグ 1、598.賦課期日世帯区分 1、599.旧被扶養者数 1、600.個人減免種別コード 1、601.個人減免被保数 1、602.個人減免退職被保数 1、603.介護個人減免被保数 1、604.介護個人減免退職被保数 1、605.個人減免判定用所得額 1、606.個人減免判定用資産額 1、607.老人世帯該当非該当フラグ 1、608.介護区分 1、609.介護被保数 1、610.介護退職区分 1、611.介護退職被保数 1、612.被保数 2、613.国保退職区分コード 2、614.退職被保数 2、615.軽減区分 2、616.単身世帯軽減区分 2、617.軽減区分失業前 2、618.未申告該当非該当フラグ 2、619.旧国保被保数 2、620.賦課期日 2、621.賦課期日被保数 2、622.賦課期日旧国保被保数 2、623.賦課期日合計所得額 2、624.賦課期日合計所得額激変 2、625.賦課期日所得合計失業後 2、626.賦課期日合計激変失業後 2、627.賦課期日未申告該当非該当フラグ 2、628.賦課期日世帯区分 2、629.旧被扶養者数 2、630.個人減免種別コード 2、631.個人減免被保数 2、632.個人減免退職被保数 2、633.介護個人減免被保数 2、634.介護個人減免退職被保数 2、635.個人減免判定用所得額 2、636.個人減免判定用資産額 2、637.老人世帯該当非該当フラグ 2、638.介護区分 2、639.介護被保数 2、640.介護退職区分 2、641.介護退職被保数 2、642.被保数 3、643.国保退職区分コード 3、644.退職被保数 3、645.軽減区分 3、646.単身世帯軽減区分 3、647.軽減区分失業前 3、648.未申告該当非該当フラグ 3、649.旧国保被保数 3、650.賦課期日 3、651.賦課期日被保数 3、652.賦課期日旧国保被保数 3、653.賦課期日合計所得額 3、654.賦課期日合計所得額激変 3、655.賦課期日所得合計失業後 3、656.賦課期日合計激変失業後 3、657.賦課期日未申告該当非該当フラグ 3、658.賦課期日世帯区分 3、659.旧被扶養者数 3、660.個人減免種別コード 3、661.個人減免被保数 3、662.個人減免退職被保数 3、663.介護個人減免被保数 3、664.介護個人減免退職被保数 3、665.個人減免判定用所得額 3、666.個人減免判定用資産額 3、667.老人世帯該当非該当フラグ 3、668.介護区分 3、669.介護被保数 3、670.介護退職区分 3、671.介護退職被保数 3、672.被保数 4、673.国保退職区分コード 4、674.退職被保数 4、675.軽減区分 4、676.単身世帯軽減区分 4、677.軽減区分失業前 4、678.未申告該当非該当フラグ 4、679.旧国保被保数 4、680.賦課期日 4、681.賦課期日被保数 4、682.賦課期日旧国保被保数 4、683.賦課期日合計所得額 4、684.賦課期日合計所得額激変 4、685.賦課期日所得合計失業後 4、686.賦課期日合計激変失業後 4、687.賦課期日未申告該当非該当フラグ 4、688.賦課期日世帯区分 4、689.旧被扶養者数 4、690.個人減免種別コード 4、691.個人減免被保数 4、692.個人減免退職被保数 4、693.介護個人減免被保数 4、694.介護個人減免退職被保数 4、695.個人減免判定用所得額 4、696.個人減免判定用資産額 4、697.老人世帯該当非該当フラグ 4、698.介護区分 4、699.介護被保数 4、700.介護退職区分 4、701.介護退職被保数 4、702.被保数 5、703.国保退職区分コード 5、704.退職被保数 5、705.軽減区分 5、706.単身世帯軽減区分 5、707.軽減区分失業前 5、708.未申告該当非該当フラグ 5、709.旧国保被保数 5、710.賦課期日 5、711.賦課期日被保数 5、712.賦課期日旧国保被保数 5、713.賦課期日合計所得額 5、714.賦課期日合計所得額激変 5、715.賦課期日所得合計失業後 5、716.賦課期日合計激変失業後 5、717.賦課期日未申告該当非該当フラグ 5、718.賦課期日世帯区分 5、719.旧被扶養者数 5、720.個人減免種別コード 5、721.個人減免被保数 5、722.個人減免退職被保数 5、723.介護個人減免被保数 5、724.介護個人減免退職被保数 5、725.個人減免判定用所得額 5、726.個人減免判定用資産額 5、727.老人世帯該当非該当フラグ 5、728.介護区分 5、729.介護被保数 5、730.介護退職区分 5、731.介護退職被保数 5、732.被保数 6、733.国保退職区分コード 6、734.退職被保数 6、735.軽減区分 6、736.単身世帯軽減区分 6、737.軽減区分失業前 6、738.未申告該当非該当フラグ 6、739.旧国保被保数 6、740.賦課期日 6、741.賦課期日被保数 6、742.賦課期日旧国保被保数 6、743.賦課期日合計所得額 6、744.賦課期日合計所得額激変 6、745.賦課期日所得合計失業後 6、746.賦課期日合計激

変失業後 6、747.賦課期日未申告該当非該当フラグ 6、748.賦課期日世帯区分 6、749.旧被扶養者数 6、
 750.個人減免種別コード 6、751.個人減免被保数 6、752.個人減免退職被保数 6、753.介護個人減免被保
 数 6、754.介護個人減免退職被保数 6、755.個人減免判定用所得額 6、756.個人減免判定用資産額 6、
 757.老人世帯該当非該当フラグ 6、758.介護区分 6、759.介護被保数 6、760.介護退職区分 6、761.介護
 退職被保数 6、762.被保数 7、763.国保退職区分コード 7、764.退職被保数 7、765.軽減区分 7、766.単身
 世帯軽減区分 7、767.軽減区分失業前 7、768.未申告該当非該当フラグ 7、769.旧国保被保数 7、770.賦
 課期日 7、771.賦課期日被保数 7、772.賦課期日旧国保被保数 7、773.賦課期日合計所得額 7、774.賦
 課期日合計所得額激変 7、775.賦課期日所得合計失業後 7、776.賦課期日合計激変失業後 7、777.賦
 課期日未申告該当非該当フラグ 7、778.賦課期日世帯区分 7、779.旧被扶養者数 7、780.個人減免種別
 コード 7、781.個人減免被保数 7、782.個人減免退職被保数 7、783.介護個人減免被保数 7、784.介護個
 人減免退職被保数 7、785.個人減免判定用所得額 7、786.個人減免判定用資産額 7、787.老人世帯該
 当非該当フラグ 7、788.介護区分 7、789.介護被保数 7、790.介護退職区分 7、791.介護退職被保数 7、
 792.被保数 8、793.国保退職区分コード 8、794.退職被保数 8、795.軽減区分 8、796.単身世帯軽減区分 8、
 797.軽減区分失業前 8、798.未申告該当非該当フラグ 8、799.旧国保被保数 8、800.賦課期日 8、801.賦
 課期日被保数 8、802.賦課期日旧国保被保数 8、803.賦課期日合計所得額 8、804.賦課期日合計所得
 額激変 8、805.賦課期日所得合計失業後 8、806.賦課期日合計激変失業後 8、807.賦課期日未申告該
 当非該当フラグ 8、808.賦課期日世帯区分 8、809.旧被扶養者数 8、810.個人減免種別コード 8、811.個人
 減免被保数 8、812.個人減免退職被保数 8、813.介護個人減免被保数 8、814.介護個人減免退職被保
 数 8、815.個人減免判定用所得額 8、816.個人減免判定用資産額 8、817.老人世帯該当非該当フラグ 8、
 818.介護区分 8、819.介護被保数 8、820.介護退職区分 8、821.介護退職被保数 8、822.被保数 9、823.
 国保退職区分コード 9、824.退職被保数 9、825.軽減区分 9、826.単身世帯軽減区分 9、827.軽減区分失
 業前 9、828.未申告該当非該当フラグ 9、829.旧国保被保数 9、830.賦課期日 9、831.賦課期日被保数 9、
 832.賦課期日旧国保被保数 9、833.賦課期日合計所得額 9、834.賦課期日合計所得額激変 9、835.賦
 課期日所得合計失業後 9、836.賦課期日合計激変失業後 9、837.賦課期日未申告該当非該当フラグ 9、
 838.賦課期日世帯区分 9、839.旧被扶養者数 9、840.個人減免種別コード 9、841.個人減免被保数 9、842.
 個人減免退職被保数 9、843.介護個人減免被保数 9、844.介護個人減免退職被保数 9、845.個人減免
 判定用所得額 9、846.個人減免判定用資産額 9、847.老人世帯該当非該当フラグ 9、848.介護区分 9、849.
 介護被保数 9、850.介護退職区分 9、851.介護退職被保数 9、852.被保数 10、853.国保退職区分コード 10、
 854.退職被保数 10、855.軽減区分 10、856.単身世帯軽減区分 10、857.軽減区分失業前 10、858.未申
 告該当非該当フラグ 10、859.旧国保被保数 10、860.賦課期日 10、861.賦課期日被保数 10、862.賦課期
 日旧国保被保数 10、863.賦課期日合計所得額 10、864.賦課期日合計所得額激変 10、865.賦課期日所
 得合計失業後 10、866.賦課期日合計激変失業後 10、867.賦課期日未申告該当非該当フラグ 10、868.賦
 課期日世帯区分 10、869.旧被扶養者数 10、870.個人減免種別コード 10、871.個人減免被保数 10、872.
 個人減免退職被保数 10、873.介護個人減免被保数 10、874.介護個人減免退職被保数 10、875.個人減
 免判定用所得額 10、876.個人減免判定用資産額 10、877.老人世帯該当非該当フラグ 10、878.介護区分
 10、879.介護被保数 10、880.介護退職区分 10、881.介護退職被保数 10、882.被保数 11、883.国保退職
 区分コード 11、884.退職被保数 11、885.軽減区分 11、886.単身世帯軽減区分 11、887.軽減区分失業前
 11、888.未申告該当非該当フラグ 11、889.旧国保被保数 11、890.賦課期日 11、891.賦課期日被保数 11、
 892.賦課期日旧国保被保数 11、893.賦課期日合計所得額 11、894.賦課期日合計所得額激変 11、895.
 賦課期日所得合計失業後 11、896.賦課期日合計激変失業後 11、897.賦課期日未申告該当非該当フラ

901.個人減免被保数 11、902.個人減免退職被保数 11、903.介護個人減免被保数 11、904.介護個人減免退職被保数 11、905.個人減免判定用所得額 11、906.個人減免判定用資産額 11、907.老人世帯該当非該当フラグ 11、908.介護区分 11、909.介護被保数 11、910.介護退職区分 11、911.介護退職被保数 11、912.被保数 12、913.国保退職区分コード 12、914.退職被保数 12、915.軽減区分 12、916.単身世帯軽減区分 12、917.軽減区分失業前 12、918.未申告該当非該当フラグ 12、919.旧国保被保数 12、920.賦課期日 12、921.賦課期日被保数 12、922.賦課期日旧国保被保数 12、923.賦課期日合計所得額 12、924.賦課期日合計所得額激変 12、925.賦課期日所得合計失業後 12、926.賦課期日合計激変失業後 12、927.賦課期日未申告該当非該当フラグ 12、928.賦課期日世帯区分 12、929.旧被扶養者数 12、930.個人減免種別コード 12、931.個人減免被保数 12、932.個人減免退職被保数 12、933.介護個人減免被保数 12、934.介護個人減免退職被保数 12、935.個人減免判定用所得額 12、936.個人減免判定用資産額 12、937.老人世帯該当非該当フラグ 12、938.介護区分 12、939.介護被保数 12、940.介護退職区分 12、941.介護退職被保数 12、942.期別 01 期調定額、943.期別 02 期調定額、944.期別 03 期調定額、945.期別 04 期調定額、946.期別 05 期調定額、947.期別 06 期調定額、948.期別 07 期調定額、949.期別 08 期調定額、950.期別 09 期調定額、951.期別 10 期調定額、952.期別 11 期調定額、953.期別 12 期調定額、954.期別 13 期調定額、955.期別 14 期調定額、956.期別 15 期調定額、957.期別 16 期調定額、958.期別 17 期調定額、959.期別 18 期調定額、960.期別 19 期調定額、961.期別 20 期調定額、962.退職 01 期期別調定額、963.退職 02 期期別調定額、964.退職 03 期期別調定額、965.退職 04 期期別調定額、966.退職 05 期期別調定額、967.退職 06 期期別調定額、968.退職 07 期期別調定額、969.退職 08 期期別調定額、970.退職 09 期期別調定額、971.退職 10 期期別調定額、972.退職 11 期期別調定額、973.退職 12 期期別調定額、974.退職 13 期期別調定額、975.退職 14 期期別調定額、976.退職 15 期期別調定額、977.退職 16 期期別調定額、978.退職 17 期期別調定額、979.退職 18 期期別調定額、980.退職 19 期期別調定額、981.退職 20 期期別調定額、982.期別特 01 期調定額、983.期別特 02 期調定額、984.期別特 03 期調定額、985.期別特 04 期調定額、986.期別特 05 期調定額、987.期別特 06 期調定額、988.期別特 07 期調定額、989.期別特 08 期調定額、990.期別特 09 期調定額、991.退職特 01 期期別調定額、992.退職特 02 期期別調定額、993.退職特 03 期期別調定額、994.退職特 04 期期別調定額、995.退職特 05 期期別調定額、996.退職特 06 期期別調定額、997.退職特 07 期期別調定額、998.退職特 08 期期別調定額、999.退職特 09 期期別調定額、1000.徴収区分資格判定結果、1001.徴収区分 2 分の 1 判定結果、1002.徴収区分登録年月日、1003.徴収区分設定理由区分、1004.判定時更正履歴番号、1005.徴収区分備考、1006.特徴開始月、1007.特徴開始期、1008.年金支給額、1009.介護引落額、1010.国保引落額 1、1011.国保引落額 2、1012.国保引落端数額、1013.医療引落額 1、1014.医療引落額 2、1015.医療引落端数額、1016.介護引落額 1、1017.介護引落額 2、1018.介護引落端数額、1019.支援金引落額 1、1020.支援金引落額 2、1021.支援金引落端数額、1022.医療退職引落額 1、1023.医療退職引落額 2、1024.医療退職引落端数額、1025.介護退職引落額 1、1026.介護退職引落額 2、1027.介護退職引落端数額、1028.支援金退職引落額 1、1029.支援金退職引落額 2、1030.支援金退職引落端数額、1031.特徴依頼フラグ、1032.特徴依頼年月日、1033.特徴停止フラグ、1034.特徴停止年月日、1035.特徴依頼、1036.特徴依頼結果、1037.年金名称、1038.特別徴収義務者コード、1039.義務者名称、1040.年度切替コピーフラグ、1041.氏名漢字、1042.氏名カナ、1043.年齢、1044.性別名称、1045.退職者フラグ、1046.準資格該当準資格区分、1047.住民区分、1048.存在フラグ、1049.世帯番号、1050.世帯主氏名漢字、1051.県市名漢字、1052.現住所地方番書、1053.現住所郵便番号、1054.前住所コード、1055.前住所地方番書、1056.前住所郵便番号、1057.発行

日、1058.発行フラグ、1059.連番、1060.役場郵便番号、1061.自治体住所、1062.自治体住所地番、1063.郡名、1064.市町村名称、1065.当方郵便番号、1066.当方住所、1067.当方電話番号、1068.当方内線番号、1069.当方市町村名称、1070.当方課名、1071.備考_255、1072.被扶養者個人番号、1073.申請年月日、1074.訂正年月日、1075.国保被扶養区分、1076.扶養者個人番号、1077.国保被扶養者国保備考欄、1078.国保被扶養者登録区分、1079.起因区分、1080.国保異動事由、1081.異動年月日、1082.異動連番、1083.退職者該当非該当フラグ、1084.更正連番、1085.決議連番、1086.国保異動事由コード名称、1087.届出年月日、1088.賦課更正処理年月日、1089.現年過年区分、1090.決議日、1091.特例開始事由区分、1092.特例開始年月日、1093.特例開始届出年月日、1094.特例終了事由区分、1095.特例終了年月日、1096.特例終了届出年月日、1097.介護 2 号適用除外国保備考欄、1098.特例施設区分、1099.最新フラグ、1100.賦課年度、1101.最終期数、1102.収納反映 04 月期数、1103.医療分合計 04 月期別税額、1104.医療分退職 04 月期別税額、1105.介護分合計 04 月期別税額、1106.介護分退職 04 月期別税額、1107.支援金分合計 04 月期別税額、1108.支援金分退職 04 月期別税額、1109.収納反映 05 月期数、1110.医療分合計 05 月期別税額、1111.医療分退職 05 月期別税額、1112.介護分合計 05 月期別税額、1113.介護分退職 05 月期別税額、1114.支援金分合計 05 月期別税額、1115.支援金分退職 05 月期別税額、1116.収納反映 06 月期数、1117.医療分合計 06 月期別税額、1118.医療分退職 06 月期別税額、1119.介護分合計 06 月期別税額、1120.介護分退職 06 月期別税額、1121.支援金分合計 06 月期別税額、1122.支援金分退職 06 月期別税額、1123.収納反映 07 月期数、1124.医療分合計 07 月期別税額、1125.医療分退職 07 月期別税額、1126.介護分合計 07 月期別税額、1127.介護分退職 07 月期別税額、1128.支援金分合計 07 月期別税額、1129.支援金分退職 07 月期別税額、1130.収納反映 08 月期数、1131.医療分合計 08 月期別税額、1132.医療分退職 08 月期別税額、1133.介護分合計 08 月期別税額、1134.介護分退職 08 月期別税額、1135.支援金分合計 08 月期別税額、1136.支援金分退職 08 月期別税額、1137.収納反映 09 月期数、1138.医療分合計 09 月期別税額、1139.医療分退職 09 月期別税額、1140.介護分合計 09 月期別税額、1141.介護分退職 09 月期別税額、1142.支援金分合計 09 月期別税額、1143.支援金分退職 09 月期別税額、1144.収納反映 10 月期数、1145.医療分合計 10 月期別税額、1146.医療分退職 10 月期別税額、1147.介護分合計 10 月期別税額、1148.介護分退職 10 月期別税額、1149.支援金分合計 10 月期別税額、1150.支援金分退職 10 月期別税額、1151.収納反映 11 月期数、1152.医療分合計 11 月期別税額、1153.医療分退職 11 月期別税額、1154.介護分合計 11 月期別税額、1155.介護分退職 11 月期別税額、1156.支援金分合計 11 月期別税額、1157.支援金分退職 11 月期別税額、1158.収納反映 12 月期数、1159.医療分合計 12 月期別税額、1160.医療分退職 12 月期別税額、1161.介護分合計 12 月期別税額、1162.介護分退職 12 月期別税額、1163.支援金分合計 12 月期別税額、1164.支援金分退職 12 月期別税額、1165.収納反映 01 月期数、1166.医療分合計 01 月期別税額、1167.医療分退職 01 月期別税額、1168.介護分合計 01 月期別税額、1169.介護分退職 01 月期別税額、1170.支援金分合計 01 月期別税額、1171.支援金分退職 01 月期別税額、1172.収納反映 02 月期数、1173.医療分合計 02 月期別税額、1174.医療分退職 02 月期別税額、1175.介護分合計 02 月期別税額、1176.介護分退職 02 月期別税額、1177.支援金分合計 02 月期別税額、1178.支援金分退職 02 月期別税額、1179.収納反映 03 月期数、1180.医療分合計 03 月期別税額、1181.医療分退職 03 月期別税額、1182.介護分合計 03 月期別税額、1183.介護分退職 03 月期別税額、1184.支援金分合計 03 月期別税額、1185.支援金分退職 03 月期別税額、1186.履歴番号、1187.有効フラグ、1188.登録年月日、1189.減免理由コード、1190.減免理由、1191.前回登録年月日、1192.前回申請年月日、1193.前回減免理由コード、1194.前回減免理由、1195.前回医療減免額、1196.前回医療退職減免額、1197.前回支援金減免額、

1198.前回支援金退職減免額、1199.前回介護減免額、1200.前回介護退職減免額、1201.平等割減免率、1202.平等割減免該当フラグ 01、1203.平等割減免該当フラグ 02、1204.平等割減免該当フラグ 03、1205.平等割減免該当フラグ 04、1206.平等割減免該当フラグ 05、1207.平等割減免該当フラグ 06、1208.平等割減免該当フラグ 07、1209.平等割減免該当フラグ 08、1210.平等割減免該当フラグ 09、1211.平等割減免該当フラグ 10、1212.平等割減免該当フラグ 11、1213.平等割減免該当フラグ 12、1214.平等割減免額医療、1215.平等割減免額支援、1216.平等割減免額介護、1217.均等割減免率、1218.均等割減免該当フラグ 01、1219.均等割減免該当フラグ 02、1220.均等割減免該当フラグ 03、1221.均等割減免該当フラグ 04、1222.均等割減免該当フラグ 05、1223.均等割減免該当フラグ 06、1224.均等割減免該当フラグ 07、1225.均等割減免該当フラグ 08、1226.均等割減免該当フラグ 09、1227.均等割減免該当フラグ 10、1228.均等割減免該当フラグ 11、1229.均等割減免該当フラグ 12、1230.均等割減免額医療、1231.均等割減免額支援、1232.均等割減免額介護、1233.所得割減免率、1234.所得割減免該当フラグ 01、1235.所得割減免該当フラグ 02、1236.所得割減免該当フラグ 03、1237.所得割減免該当フラグ 04、1238.所得割減免該当フラグ 05、1239.所得割減免該当フラグ 06、1240.所得割減免該当フラグ 07、1241.所得割減免該当フラグ 08、1242.所得割減免該当フラグ 09、1243.所得割減免該当フラグ 10、1244.所得割減免該当フラグ 11、1245.所得割減免該当フラグ 12、1246.所得割減免額医療、1247.所得割減免額支援、1248.所得割減免額介護、1249.資産割減免率、1250.資産割減免該当フラグ 01、1251.資産割減免該当フラグ 02、1252.資産割減免該当フラグ 03、1253.資産割減免該当フラグ 04、1254.資産割減免該当フラグ 05、1255.資産割減免該当フラグ 06、1256.資産割減免該当フラグ 07、1257.資産割減免該当フラグ 08、1258.資産割減免該当フラグ 09、1259.資産割減免該当フラグ 10、1260.資産割減免該当フラグ 11、1261.資産割減免該当フラグ 12、1262.資産割減免額医療、1263.資産割減免額支援、1264.資産割減免額介護、1265.府県コード、1266.年金特徴市町村コード、1267.通知内容コード、1268.特別徴収制度コード、1269.作成西暦年、1270.作成月、1271.作成日年金特徴、1272.基礎年金番号、1273.年金特徴年金コード、1274.共済年金証書記号番号、1275.対象月、1276.レコード区分、1277.年金特徴予備 1、1278.年金特徴予備 2、1279.生年月日西暦年、1280.生年月日年月年金特徴、1281.生年月日日年金特徴、1282.性別、1283.年金特徴氏名カナ、1284.氏名カナシフトコード、1285.年金特徴氏名漢字、1286.氏名漢字シフトコード、1287.住所郵便番号、1288.年金特徴住所カナ、1289.住所カナシフトコード、1290.年金特徴住所漢字、1291.住所漢字シフトコード、1292.年金特徴各種区分、1293.年金特徴処理結果、1294.後期移管コード、1295.各種西暦年、1296.各種月、1297.各種日、1298.年金特徴金額 1、1299.年金特徴金額 2、1300.年金特徴金額 3、1301.年金特徴予備 3、1302.年金特徴通知書番号、1303.介護被保険者番号、1304.個人コード区分、1305.個人コード個人番号、1306.介護住所地特例、1307.介護捕捉年月日、1308.介護待機フラグ、1309.年金特徴予備、1310.処理年月日、1311.特徴口座申請理由コード、1312.理由

【国保収滞納ファイル記録項目】

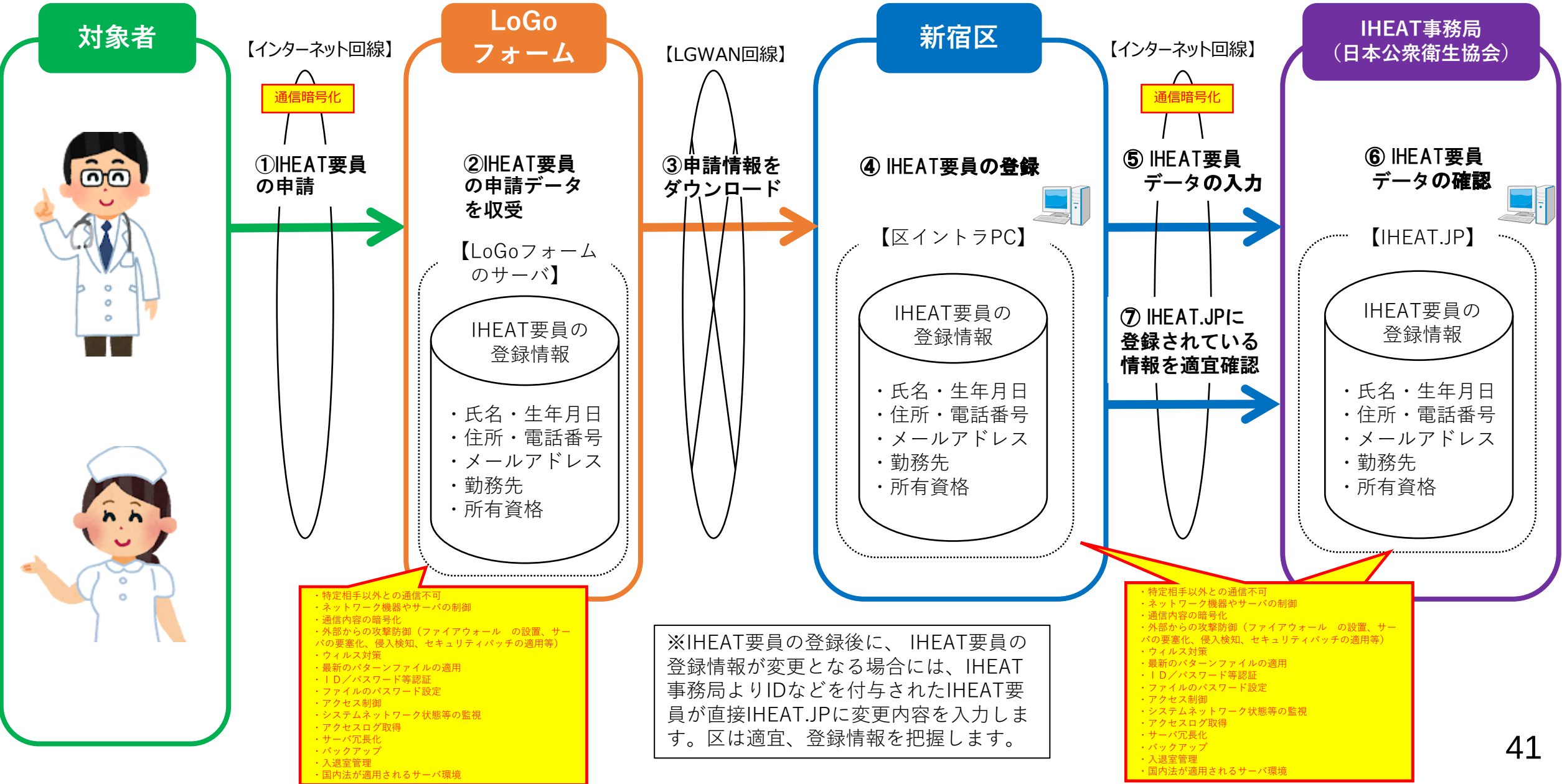
1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書

カ、37.送付先方書漢字、38.収納キー 1、39.収納キー 2、40.履歴番号、41.初期登録業務日時、42.更新業務日時、43.更新システム日時、44.更新コンピュータ名、45.更新ユーザ ID、46.有効フラグ、47.決裁状態、48.旧自治体コード、49.賦課年度、50.税目コード、51.対象年度、52.通知書番号、53.期別コード、54.事業年度開始年月日、55.事業年度終了年月日、56.申告区分コード、57.連番、58.期割区分、59.調定年度、60.会計年度、61.前納報奨金、62.車両登録キー、63.車検区分コード、64.減免コード、65.期別調定額、66.期別収納額、67.延滞金調定額、68.延滞金収納額、69.督促料調定額、70.督促料収納額、71.納期限、72.繰上前納期限、73.納期変更フラグ、74.収納年月日、75.領収年月日、76.繰越時調定額、77.繰越時収納額、78.繰越調定額、79.繰越年月日、80.不納欠損額、81.表示用税目コード、82.表示用期月、83.随期フラグ、84.更正回数、85.収納回数、86.還付回数、87.充当回数、88.口振不能回数、89.納通返戻設定カウンタ、90.納通返戻設定年月日、91.督促返戻設定カウンタ、92.督促返戻設定年月日、93.納通発送年月日、94.督促発行年月日、95.更正年月日、96.国税更正年月日、97.更正届出年月日、98.更正請求年月日、99.更正通知年月日、100.過誤納金発生事由コード、101.法定納期限等、102.法定納期限、103.業務固有キー、104.漢字業務固有キー、105.申告年月日、106.調定年月日、107.延長月数、108.重加算対象税額、109.納税計画対象額、110.納税計画状態コード、111.納税計画カウンタ、112.執行停止カウンタ、113.不納欠損カウンタ、114.差押カウンタ、115.参加差押カウンタ、116.交付要求カウンタ、117.繰上徴収カウンタ、118.その他処分カウンタ、119.徴収猶予カウンタ、120.換価猶予カウンタ、121.滞納整理組合カウンタ、122.納税承継カウンタ、123.督促停止カウンタ、124.催告停止カウンタ、125.納通公示カウンタ、126.督促公示カウンタ、127.電話催告停止カウンタ、128.時効中断年月日

IHEAT. JP の利用に係る外部結合について (No. 10)

事業名	IHEAT. JP を用いた IHEAT の運用
担当課	保健予防課
区 分	外部結合
目 的	IHEAT. JP により IHEAT 要員の名簿や研修受講管理等を行い、感染症まん延時等の健康危機発生時には、速やかに IHEAT 要員による支援を受けられる体制を整えるため。
対象者	新宿区を第1支援自治体として IHEAT に登録している要員 ※第1支援自治体とは、対象者が登録した居住地又は勤務地の保健所設置自治体
事業内容	1 概要 令和2年9月、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により更なる保健所の体制強化が求められたことを踏まえ、都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンクを創設し、支援の要請があった保健所等に対し潜在保健師等を派遣する仕組み（IHEAT）の運用を開始した。 令和4年12月には、地域保健法の改正により IHEAT は法定化され、地域保健対策の推進に関する基本的な指針において、保健所設置自治体は、IHEAT 要員による支援体制を確保することとされた。 これらを踏まえた IHEAT 運用要領の改正（令和6年6月）を受け、潜在保健師等の登録は、保健所設置自治体毎に行うこととされ、名簿及び研修管理、感染症発生時の支援要請等についても、保健所設置自治体において、IHEAT. JP (IHEAT 運用支援システム) を用いて行うこととなった。 ※IHEAT は、感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に、地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みであり、医師、保健師、看護師などが、保健所等への支援を行う IHEAT 要員として登録する。 2 外部結合の付議内容 IHEAT 要員の名簿登録・研修・支援要請等の管理を行うため、当該システムとの外部結合を行う。 3 対象者 約20人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

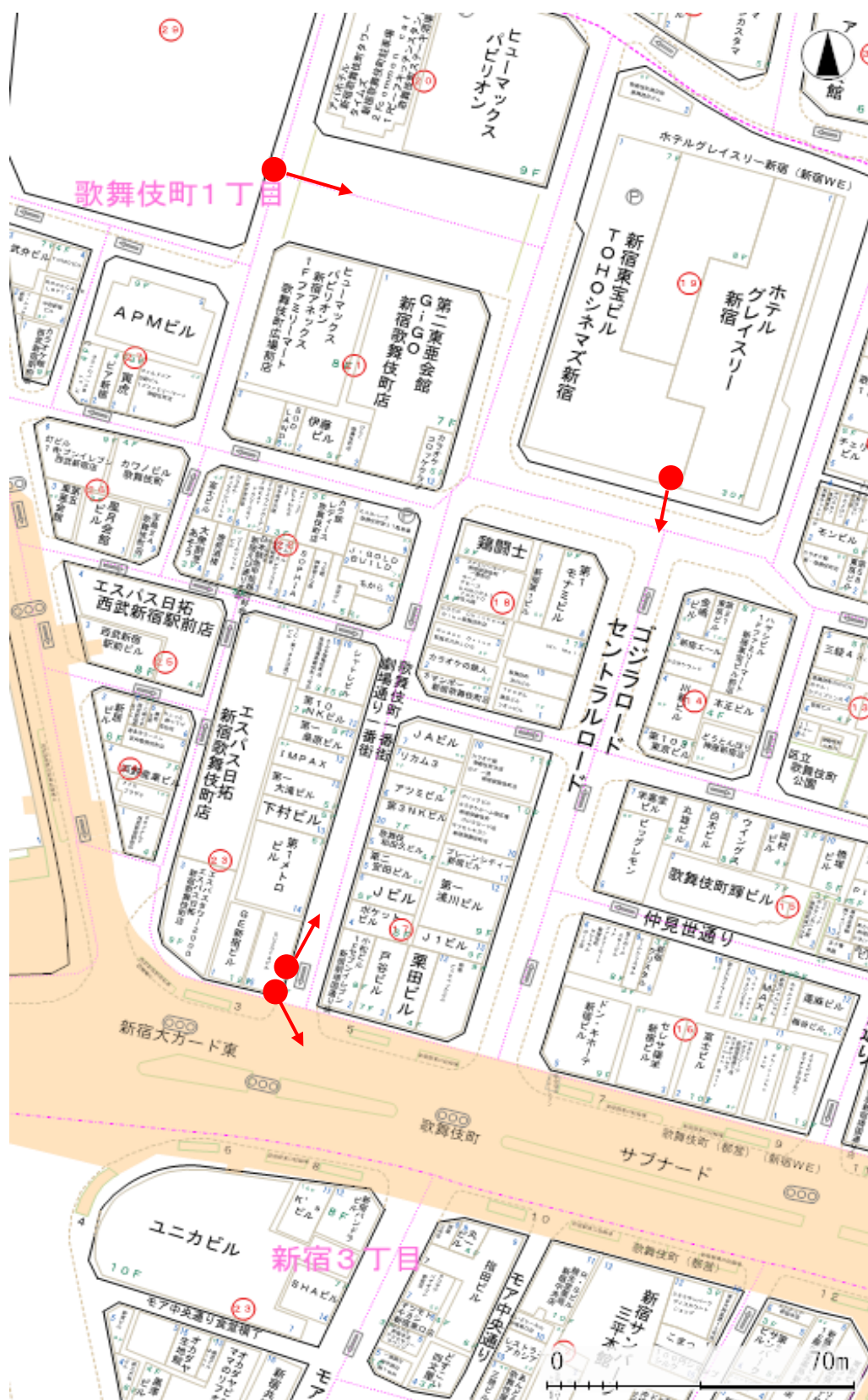
IHEAT.JPの利用に係る個人情報の流れ



新宿駅周辺地域におけるハロウィン安全対策に係る定点カメラの設置について（No.1 1）

事業名	新宿駅周辺地域におけるハロウィン安全対策業務委託
担当課	危機管理課
区 分	防犯カメラ
目 的	ハロウィン安全対策業務において、新宿駅周辺地域に定点カメラを設置することにより、来街者の過度な集中をリアルタイムで把握することで、雑踏事故を防止することを目的とする。
対象者	新宿3丁目及び歌舞伎町1丁目のそれぞれ一部を通行する来街者
事業内容	1 概要 令和6年6月21日に制定された、「新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、新宿駅周辺地域での雑踏事故等を防止するため、同地域に防犯カメラの設置を行い、来街者の過度な集中をリアルタイムで把握することで、ハロウィン来街者の安全確保や犯罪の予防を図る。 防犯カメラは、4か所（シネシティ広場、セントラルロード、歌舞伎町一番街、靖国通り）に設置する。 なお、本件は、区の施設における防犯カメラの設置及びその運用ではないため、「新宿区防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」に基づかない案件であるが、個人情報を取扱う業務として、要綱を準用した特例的な案件として本管理運営会議に付議する。
個人情報の流れ及び情報保護対策	なし

定点カメラ設置予定場所



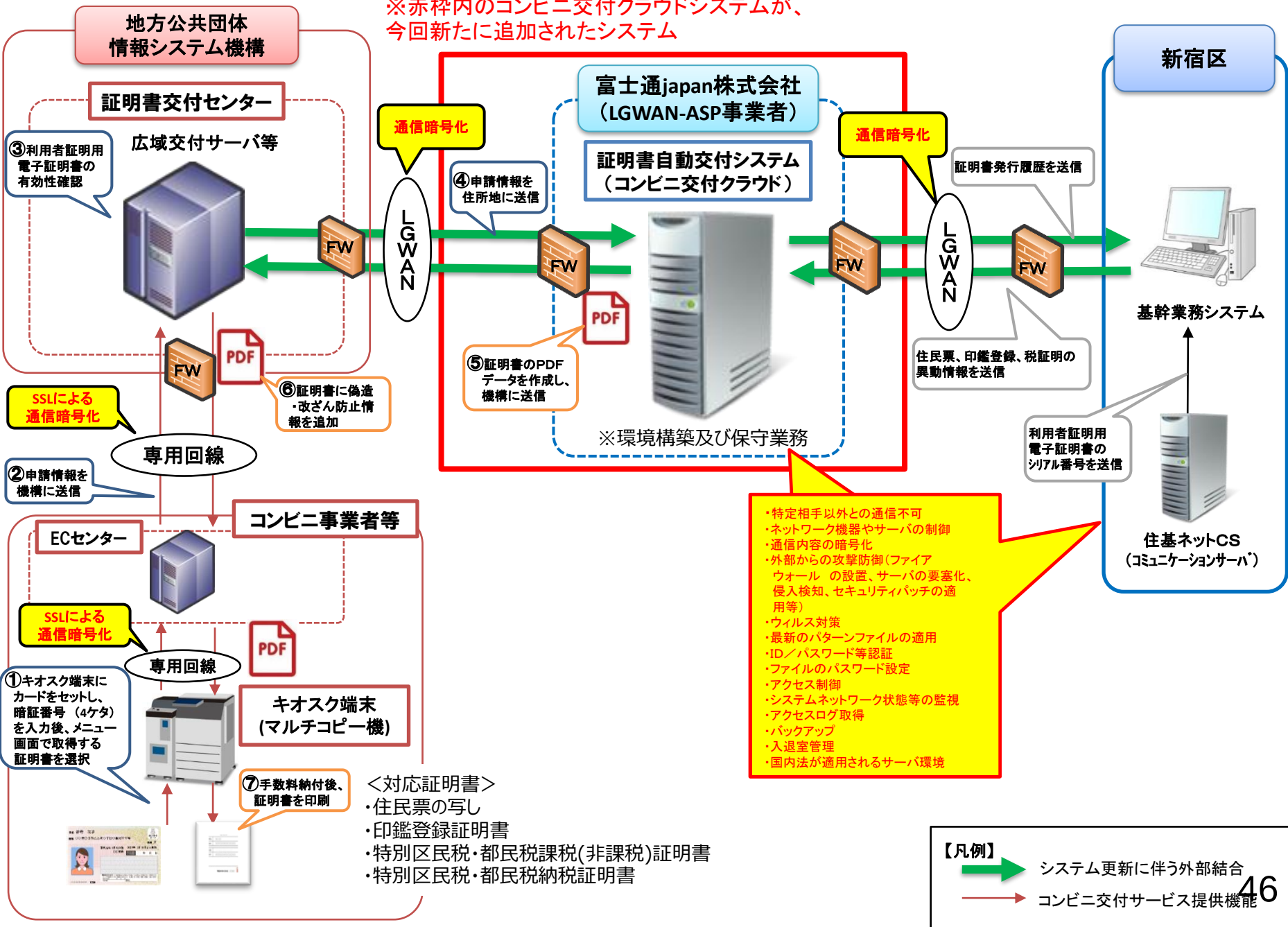
証明書自動交付システム（コンビニ交付）の更新等について（特定個人情報保護評価の報告）（No.12）

事業名	証明書自動交付システム（コンビニ交付）の更新について
担当課	税務課、戸籍住民課
区 分	電算処理、外部結合、業務委託
目 的	住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化及び情報セキュリティの安全性の向上に寄与することを目的とする。
対象者	区の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する削除された住民票に記録されている者並びに区が保有している特別区民税・都民税・森林環境税の情報に係る個人
事業内容	1 概要 令和7年1月に、住民記録システムを標準仕様書準拠システムへ移行し、税務システムをパッケージシステムへ移行することから、証明書様式やデータ連携仕様が変更となるため、現行の証明書自動交付システム（コンビニ交付）を改修して対応する計画としていた。 しかし、住民記録及び税務システムの標準仕様書に準拠し、セキュリティ面での安全性が高い新たなコンビニ交付システムが、急遽 LGWAN-ASP によるクラウドシステムとして開発されることが明らかとなったため、当初の計画を変更し当該クラウドシステムに更新する。 2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容 （1）電算処理 現行の証明書自動交付システム（コンビニ交付）をクラウドシステムへ更新する。 交付対象の証明書：住民票の写し、印鑑登録証明書、 特別区民税・都民税・森林環境税課税（非課税） 証明書 特別区民税・都民税・森林環境税納税証明書 （2）外部結合 証明書自動交付システム（クラウドシステム）と区基幹業務システムとの外部結合を行う。 （3）業務委託 ア 証明書自動交付システム（コンビニ交付）をクラウドシステムに更新する業務を委託する。 イ クラウドによる証明書自動交付システム（コンビニ交付）の提供及び運用保守業務を委託する。 なお、システム環境構築における豊富な実績と技術を有する事業者へ委託業務の一部を再委託する。

	（４）特定個人情報保護評価の実施 以下の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）の内容について、パブリック・コメント制度による住民への意見聴取を実施する。 ・ 地方税に関する事務 全項目評価書 ・ 住民基本台帳に関する事務 全項目評価書 ３ 対象者 （１）住民基本台帳人口 （令和６年４月１日現在） 349,318人 日本人住民：305,627人 外国人住民： 43,691人 （２）印鑑登録者数 （令和６年４月１日現在） 174,617人 （３）特別区民税・都民税・森林環境税情報保有者数 （令和６年６月３０日現在） 令和６年度 272,547人 令和５年度 280,855人 令和４年度 278,331人 令和３年度 282,316人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

証明書自動交付システム(コンビニ交付)に係る個人情報の流れ

※赤枠内のコンビニ交付クラウドシステムが、今回新たに追加されたシステム



移行後の住民情報等

1. 住民基本台帳 管理項目

1.氏名 2.旧氏 3.生年月日（和暦） 4.性別 5.世帯主の氏名及び世帯主との続柄 6.世帯主である旨（世帯主である場合） 7.戸籍の表示（本籍・筆頭者） 8.住民となった年月日 9.住所（方書を含む。） 10.住所を定めた年月日 11.届出の年月日 12.転入前住所（国外を含む。） 13.個人番号 14.選挙人名簿への登録の有無 15.国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日 16.後期高齢者医療の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日 17.介護保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日 18.国民年金の被保険者該当の有無、基礎年金番号、種別、種別の変更があった年月日、資格取得・喪失年月日 19.児童手当の受給開始・終了年月 20.住民票コード 21.消除事由 22.転出先住所（予定） 23.事由の生じた年月日 24.宛名番号 25.世帯番号 26.世帯員の並び順 27.異動履歴として管理する各項目（異動者・異動事由として管理する項目（記載の事由・消除の事由・修正の事由））・異動日・処理日・届出日・申出日・通知日・請求日・入力場所・入力端末名・留意事項） 28.住民状態 29.住民種別 30.証明書の交付履歴（交付年月日時・交付場所・交付対象者・証明書の種別・交付区分・記載事項・枚数・発行番号・発行端末名、操作者ID・処分情報） 31.抑止フラグ 32.備考 33.メモ 34.氏名のフリガナ 35.氏名のフリガナ確認フラグ 36.旧氏のフリガナ 37.旧氏のフリガナ確認フラグ 38.住所コード 39.住所の郵便番号 40.転入前住所の住所コード及びその郵便番号 41.最終登録住所地 42.個人番号カードの発行状況 43.成年被後見人の該当有無 44.成年被後見人の審判確定日 45.成年被後見人の登記日 46.成年被後見人である旨を知った日 47.改製記載年月日 48.再製記載年月日 49.カード用署名用電子証明書シリアル番号 50.カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号 51.転出先住所（確定） 52.届出の年月日 53.転入通知年月日 54.転出年月日（確定） 55.改製消除年月日 56.転出先住所（予定）の住所コード及びその郵便番号 57.転出先住所（確定）の住所コード及びその郵便番号 58.旧世帯主 59.氏名（ローマ字） 60.氏名（漢字） 61.通称 62.通称を記載した年月日 63.通称を記載した市区町村 64.通称を削除した年月日 65.通称を削除した市区町村 66.生年月日（西暦） 67.外国人住民となった年月日 68.国籍・地域 69.法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項（中長期在留者である旨・在留資格・在留期間・在留期間の満了の日・在留カードの番号・特別永住者である旨・特別永住者証明書の番号・一時庇護許可者である旨・上陸期間・仮滞在者である旨・仮滞在期間・出生又は国籍喪失による経過滞在者である旨） 70.通称のフリガナ 71.通称のフリガナ確認フラグ 72.通称を記載した市区町村コード 73.通称を削除した市区町村コード 74.氏名のカタカナ表記 75.住居地の届出の有無 76.法第30条の46転入である旨 77.法第30条の47届出である旨 78.氏名優先区分 79.特別永住者証明書交付年月日 80.特別永住者証明書有効期限 81.支援措置申出者情報（申出者に関する項目（氏名・生年月日・住所（支援措置対象住所）・連絡先（電話番号・携帯電話番号・メールアドレス等）・申出者の状況・支援を求める事務及び住所等・転送を受けた他の市区町村が支援を求められている事務）（加害者に関する項目（氏名・生年月日・住所・その他））（併せて支援を求める者に関する項目（氏名・生年月日・申出者との関係・支援を求める事務及び住所等）） 82.支援措置に関するその他項目（申出者に関する項目（氏名のフリガナ・通称及び通称のフリガナ・旧氏及び旧氏のフリガナ・宛名番号・性別・その他・支援措置対象住所の住所種別））（加害者に関する項目（性別・その他））（併せて支援を求める者に関する項目（氏名のフリガナ・通称及び通称のフリガナ・旧氏及び旧氏のフリガナ・宛名番号・性別・その他・支援を求める事務・支援措置対象住所の住所種別）） 83.転送情報（転送先市区町村・転送年月日・支援措置申出書の受付年月日・申出者への連絡年月日・当初受付市区町村） 84.支援措置の期間（支援措置の開始年月日・終了年月日） 85.仮支援措置（仮支援措置の有無・仮支援措置の開始年月日・終了年月日） 86.送付先住所 87.送付先氏名

2. 印鑑登録 管理項目

1.印影 2.登録番号 3.登録年月日 4.氏名 5.旧氏 6.生年月日（和暦） 7.性別 8.住所（方書含む）
9.印鑑登録状態 10.宛名番号 11.世帯番号 12.氏名のフリガナ 13.旧氏のフリガナ 14.異動履歴として管理する各項目（異動者・異動事由として管理する項目（登録の事由・抹消の事由・修正の事由・印鑑登録証等引換交付の事由・照会の事由・登録の事由（保証人登録））） 15.印鑑登録証データとして管理する項目（印鑑登録証等の券種・旧登録番号） 16.住民種別 17.成年被後見人の該当有無 18.成年被後見人の審判確定日 19.成年被後見人の登記日 20.成年被後見人である旨を知った日 21.住所の郵便番号 22.転出予定年月日 23.証明書の交付履歴（交付年月日時・交付場所・交付対象者・帳票種別・枚数・発行番号・発行端末名・操作者ID・処分情報） 24.抑止・一時停止フラグ 25.カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号 26.メモ 27.改製記載年月日 28.改製消除年月日 29.印影の氏名区分 30.保証人の氏名 31.保証人の住所 32.保証人の生年月日 33.保証人の性別 34.保証人の登録番号 35.世帯員の並び順 36.氏名（ローマ字） 37.氏名（漢字） 38.通称 39.生年月日（西暦） 40.氏名のカタカナ表記 41.通称のフリガナ 42.在留カード等番号 43.氏名優先区分

3. 特別区民税・都民税・森林環境税 管理項目

1.年度、2.氏名、3.住所（賦課住所）、4.年税額、5.特別区民税・都民税の所得割額・均等割額、6.課税標準額、7.所得金額の内訳、8.合計所得金額、9.総所得金額、10.総所得金額等、11.総所得金額課税標準の基となる収入・所得等の内訳、12.所得控除の内訳、13.控除額合計、14.扶養控除の内訳、15.扶養の合計人数、16.普通徴収・特別徴収・年金特徴の税額・納税額・未納額、17 備考（非課税証明根拠、均等割軽減根拠、減免根拠、家屋・事業所課税根拠、租税条約該当有無、不能欠損額）

証明書自動交付システム（コンビニ交付）の更新等の概要及び 地方税に関する事務全項目評価書（素案）の主な変更内容

I 証明書自動交付システム（コンビニ交付）の更新等の概要

- ・令和7年1月より、現行の証明書自動交付システムをクラウド上で運用するシステムに更新する。
- ・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）に基づき、令和7年1月から稼働する税務システムを、令和8年2月に標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システムにバージョンアップし、ガバメントクラウド上で当該システムを運用する。
- ・令和7年4月より、滞納整理業務の効率化を図るため、（仮称）滞納対策課を新設し、新課においても地方税に関する事務を扱う。

II 全項目評価書（素案）の主な変更内容

全項目評価書の主な変更点は、次に掲げる項目である。

- ・ I 基本情報
（別添1）事務の内容
税務システム及び証明書自動交付システムの運用環境を変更
- ・ II 特定個人情報ファイルの概要
 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体
（仮称）滞納対策課を追加
 6. 特定個人情報の保管・消去
コンビニ交付クラウドにおける措置を追加
ガバメントクラウドにおける措置を追加
- ・ III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 7. 特定個人情報の保管・消去
コンビニ交付クラウドにおける措置を追加
ガバメントクラウドにおける措置を追加

III 全項目評価書（素案）のその他の変更内容

全項目評価書のその他の変更点は、次に掲げる項目である。

- ・ 法改正により根拠法令名等を変更
- ・ 令和6年12月まで使用するファイル及びシステムの記載を削除

証明書自動交付システム（コンビニ交付）の更新等の概要及び 全項目評価書（素案）の主な変更内容

I 証明書自動交付システム（コンビニ交付）の更新等の概要

証明書自動交付システムの更新

住民記録標準準拠システムへの移行に併せて証明書自動交付システムを更新し、安全性の向上及び標準仕様書に定められた各種帳票様式での証明書発行に対応する。

コンビニ交付クラウド

証明書自動交付システムの更新に際して、システムベンダが提供するコンビニ交付クラウドを活用する。

II 全項目評価書（素案）の主な変更内容

○証明書自動交付システムの運用保守委託

全項目評価書の主な変更点は、次に掲げる項目である。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託
 - 委託事項 3

○コンビニ交付クラウドにおける特定個人情報保護評価について

全項目評価書の主な変更点は、次に掲げる項目である。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要
 - 6. 特定個人情報の保管・消去
- ・ III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - 7. 特定個人情報の保管・消去

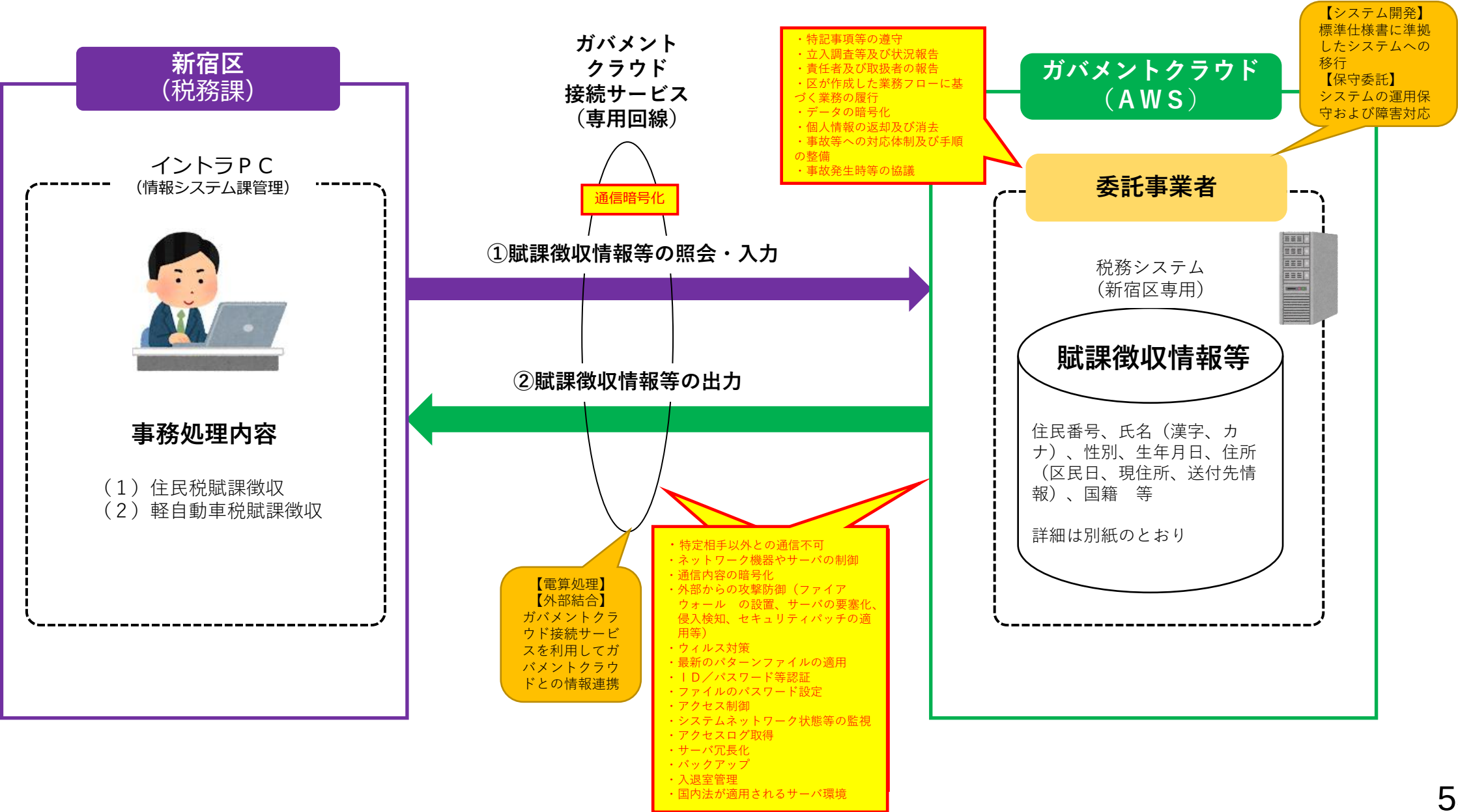
III 全項目評価書（素案）のその他の変更内容

全項目評価書の主な変更点は、次に掲げる項目である。

- ・ 申請管理システムの導入
- ・ 令和 6 年12月まで使用するシステム等の記載を削除

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した税務システムへの移行等
担当課	税務課
区 分	電算処理、外部結合、業務委託
目 的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)（以下、「標準化法」という。）に基づき、令和7年1月から稼働する税務システムを、令和8年2月に標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システム（以下、「標準準拠システム」という。）にバージョンアップし、ガバメントクラウド上で当該システムを運用する。
対象者	住民登録のある者及び住民登録外登録者（転出者、住民登録外課税者、特別徴収義務者、納税管理人等）
事業内容	1 概要 令和7年1月より、特別区民税・都民税（令和6年度より森林環境税を含む。以下、「個人住民税」という。）・軽自動車税（種別割）の賦課徴収業務は、事業者が開発した税務システムを利用して業務を行うこととしている（令和5年度第6回個人情報保護管理運営会議承認済）。 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（以下「基本方針」という。）により令和7年度末までにシステムを標準化へ対応することが求められており、令和8年2月に標準準拠システムへの移行を予定している。 併せて、標準化法第10条により、標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされており、セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う。 そのため、電算処理、外部結合、当該システムのサービス提供にかかる業務委託及び当該システムの保守にかかる再委託を行う。 なお、ガバメントクラウドへの移行に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施する。 2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容 （1）電算処理 令和7年1月に稼働する税務システム（賦課・収納システム、滞納整理支援システム及び課税資料管理システム）から標準準拠システムに移行する。当該システムを用い、個人住民税及び軽自動車税（種別割）の賦課徴収業務を行う。 （2）外部結合 上記標準準拠システムをデジタル庁が提供するガバメントクラウド上に委託事業者が構築させ、当該システムを運用し、ガバメントクラウドとの結合を行う。

	（３）業務委託 事業者標準準拠システムをデジタル庁が提供するガバメントクラウド上に構築させる業務委託及び当該事業者が構築したシステムを、区民サービスを低下させず安定的に利用するためのシステムのサービス提供・保守にかかる業務委託を行う。 移行予定の標準準拠システムは、いずれも委託先以外が開発したシステムが含まれており、より効果的かつ効率的に業務を進めるため、当該システムの開発元に構築及び保守の一部を再委託する。 （４）特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案） パブリック・コメントにより住民への意見聴取を行う特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）の内容について報告する。 ３ 対象者 住民登録のある者、住民登録外登録者 約 35 万人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり



記録される情報項目、委託に伴い事業者処理させる項目

【基本情報】

住民番号、氏名（漢字、カナ）、性別、生年月日、住所（区民日、現住所、送付先情報）、国籍、世帯情報（世帯番号、続柄）、電話番号、公的扶助

【個人住民税】

住所（賦課住所、家屋敷、事務所）、不現住情報、住登外課税地市区町村コード、課税履歴情報（収入、所得、控除、税額、期別（月割）額、納期限、延滞金、減免）、徴収方法希望、扶養者情報、専従者情報、特別徴収義務者、受給者番号、基礎年金番号、障害程度、相続人・納税管理人情報、通知書発付日、通知書番号、公示情報、課税資料情報、処理注意者情報、証明発行停止情報

【軽自動車税（種別割）】

住所（定置場）、車両情報（車台番号、車種、車両区分、登録年月日、廃車年月日、標識番号、初度検査年月）、課税履歴情報（税率区分、税額、納期限、延滞金、減免）、相続人・納税管理人情報、通知書発付日、通知書番号、公示情報、弁償金徴収有無

【収納情報】

口座情報（金融機関コード、口座番号、預金科目、名義人、納付方法、開始年月日、取消年月日）、収納履歴（収納日、領収日、充当履歴）、納付委託情報、還付情報

【滞納整理情報】

財産状態、分納情報、徴収猶予・換価猶予情報、滞納処分情報、滞納処分の停止情報、交渉情報、相談情報、職業

滞納整理一元化に伴う地方税に関する事務及び国民健康保険に関する事務を取扱う部署の追加について（特定個人情報保護評価の報告）（No.1 4）

事業名	滞納整理一元化に伴い総務部に新たに設置する（仮称）滞納対策課での地方税に関する事務及び国民健康保険に関する事務の実施
担当課	税務課、医療保険年金課
区 分	電算処理
目 的	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料の収入率向上及び事務の効率化のため
対象者	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）の滞納者及び国民健康保険料の滞納世帯
事業内容	1 概要 現在、税務課及び医療保険年金課では、各課が保有している滞納者情報を共有しておらず、区民等からの納付相談の際は、その都度、各課の窓口等で収入状況等の説明を求めている。また、各課で滞納者の財産調査や滞納処分を実施しており、重複する滞納者においては事務も重複している。 このような状況を踏まえ、区民サービスの向上及び滞納整理業務の効率化を図るため、滞納整理を一元的に担当する課「（仮称）滞納対策課」を総務部に新設し、地方税に関する事務及び国民健康保険に関する事務を行う予定である。 この内容が、特定個人情報保護評価指針の別表に規定される重要な変更該当するため、「地方税に関する事務」及び「国民健康保険に関する事務」の特定個人情報保護評価の再実施が必要となる。 なお、滞納整理業務を行うにあたり、国民健康保険に関する事務では、国保標準システムに加え、令和7年1月から稼働予定の税務システムの一部である統合滞納管理システムを利用する。また、統合滞納管理システムを含む税務システムについては、令和8年2月に標準準拠システムへ移行させるとともに、地方公共団体情報システム標準化基本方針に定めるガバメントクラウド（政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境）を活用する。 2 電算処理の付議内容 パブリック・コメントにより住民へ意見聴取を行う特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）の内容について報告する。
個人情報の流れ及び情報保護対策	なし

（仮称）滞納対策課等の概要及び全項目評価書（素案）の主な変更内容

I （仮称）滞納対策課の概要

（仮称）滞納対策課

特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料の収入率向上、滞納整理業務の効率化及び区民サービスの向上を図るため、滞納整理を一元的に担当する組織。

II システムの概要

国保標準システム

国民健康保険に関する事務における標準仕様として、国の委託により、公益社団法人国民健康保険中央会が開発したシステム。資格管理システム、保険料（税）賦課システム、給付システム、保険料（税）収納システムの4つのサブシステムで構成される。新宿区は、平成31年2月から導入している。

統合滞納管理システム

特別区民税・都民税・森林環境税等の地方税と国民健康保険料等、各業務システムが個別に管理していたものを統合的に管理・運用することができるシステム。税務システムの再整備にあわせて税務課と医療保険年金課が共同で調達し、令和7年1月から稼働予定。

標準準拠システム

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、国が定める方針、基準、要件（標準仕様書）等を踏まえたシステム

ガバメントクラウド

標準準拠システムへの移行に伴い、地方公共団体情報システム標準化基本方針に定めるガバメントクラウド（政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境）を活用する

Ⅱ 全項目評価書（素案）の主な変更内容

○滞納整理一元化に伴う記載内容の主な変更点

- ・Ⅰ 基本情報
 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務
 - ②事務の内容
 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、使用するシステム
システム13
- ・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（国保収滞納ファイル）
 3. 特定個人情報の入手・使用
 - ②入手方法、⑦使用の主体

○その他（納付案内センターの業務委託、マイナンバーカードと健康保険証の一体化）の記載内容の主な変更点

納付案内センターの業務委託

- ・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（国保収滞納ファイル）
 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
委託事項4

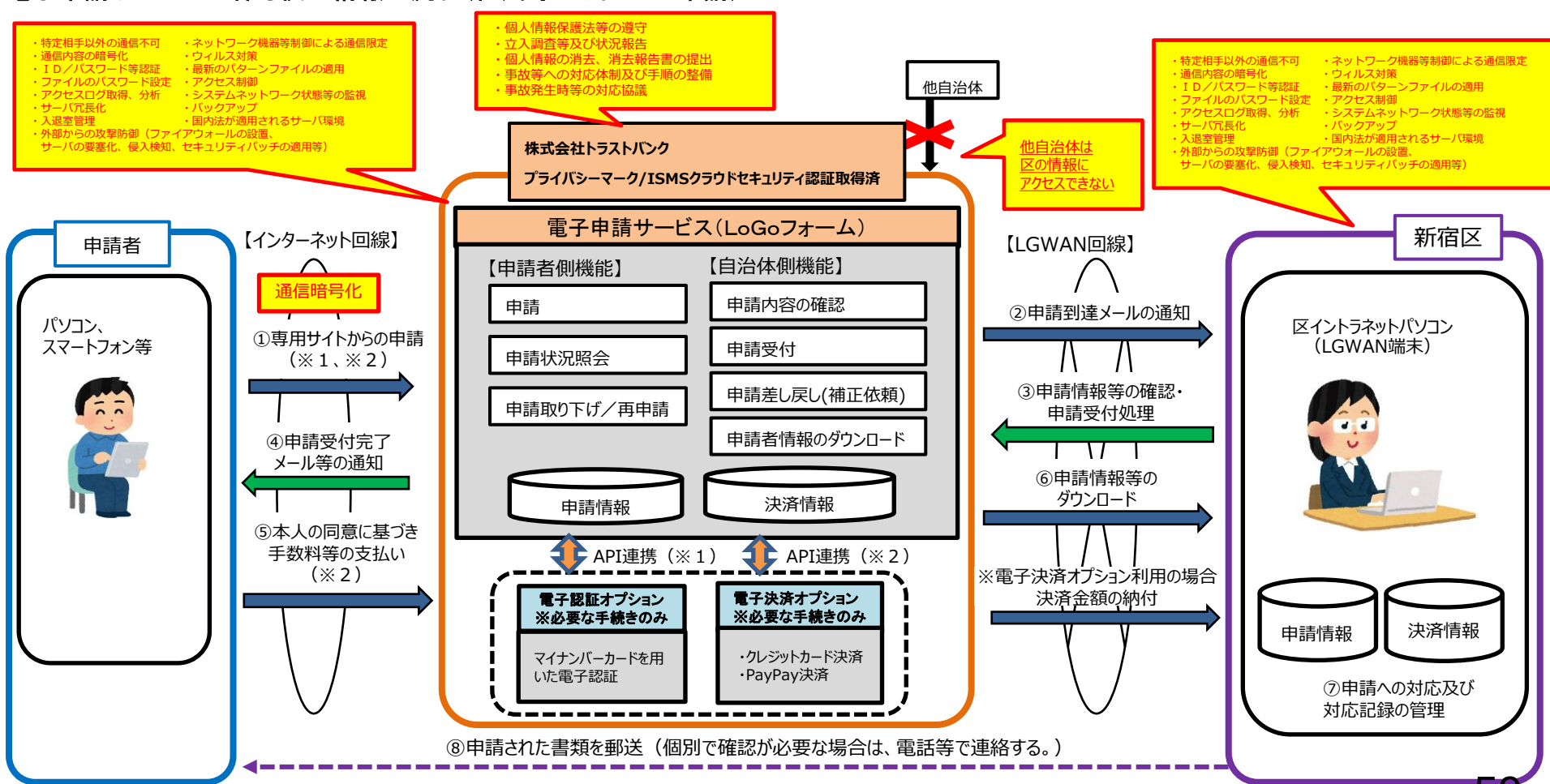
マイナンバーカードと健康保険証の一体化

- ・Ⅰ 基本情報
 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務
 - ②事務の内容
 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、使用するシステム
システム12
- ・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（国保資格ファイル）
 3. 特定個人情報の入手・使用
 - ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定
 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
委託事項4

L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）（No.1 5）

事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	区政情報課、情報システム課、税務課、戸籍住民課、監査事務局
区 分	外部結合
目 的	申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性向上を図る。
対象者	手続の申請者
事業内容	1 概要 区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用して、子どもや健康、防災、景観などに関する申請やイベントの申込みなどの手続をオンラインで受け付けてきた。 今後、「東京共同電子申請・届出サービス」が令和6年度末で廃止され、よりサービス利用者にとって申請がしやすく、職員にとっても申請フォームを作成しやすい新たな電子申請サービス（L o G o フォーム）（以下、「L o G o フォーム」という。）が、東京都及び都内区市町村で共同調達・導入されることとなった。（令和6年度第1回個人情報保護管理運営会議承認済） については、区の電子申請による行政手続の導入促進等の観点から、下記3点にかかる電子申請のみ付議することとする。 ①単年度手続者が1,000人を超えることが想定される場合 ②オンライン決済機能を活用する場合 ③マイナンバーカードを活用した電子認証機能を活用する場合 2 外部結合の付議内容 新たな手続をL o G o フォームに追加することで、さらなる区民の利便性の向上を図ることとするため、東京都及び都内区市町村で共同調達・導入するL o G o フォームに外部結合を行う。 なお、当該手続は、上記②オンライン決済機能の活用及び③マイナンバーカードを活用した電子認証機能を活用するため付議を行う。
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

電子申請サービスに係る個人情報の流れ(住民等から区への申請)



※1 「電子認証オプション」を活用した電子認証は、申請と併せ①の段階で行う。

※2 「電子決済オプション」を活用したオンライン決済は、④申請受付完了メール等の通知で決済金額を請求し、⑤の段階で行うほか、申請と併せ①の段階で行うこともできる。

【追加手続及び情報項目】

No	担当課	手続名（登録業務名）	取扱う個人情報項目	付議内容
1	税務課	税証明の請求	氏名、フリガナ、区内最終住所、現在の郵便番号及び住所、 税証明送付先郵便番号及び住所、電話番号、メールアドレス、 生年月日	オンライン決済、マイナンバー カードを活用した電子認証
2	戸籍住民課	住民票の写し	氏名、フリガナ、住所、電話番号、メールアドレス、性別、 生年月日	オンライン決済、マイナンバー カードを活用した電子認証
3	戸籍住民課	住民票記載事項証明書	氏名、フリガナ、住所、電話番号、メールアドレス、性別、 生年月日	オンライン決済、マイナンバー カードを活用した電子認証
4	監査事務局	新宿区職員措置請求書 (住民監査請求書)	住所、氏名、電話番号	マイナンバーカードを活用し た電子認証

申告書の封入封緘に係る業務の委託について（委託内容の追加）（No.16）

事業名	特別区民税・都民税申告書の送付に係る業務委託
担当課	税務課
区 分	業務委託
目 的	住民税課税対象となる区民へ所得等の申告を案内し適正な課税を図るため。
対象者	住民税課税対象となる区民
事業内容	1 概要 区では、特別区民税・都民税申告書について、情報システム課がホストシステムのデータを用い、高速プリンタで宛名等を印字したものと他の封入物を委託事業者へ送付し、封入封緘する業務を行っている。（昭和60年度第2回東京都新宿区個人情報保護審議会了承済） この度、基幹業務システムの再整備に伴い、ホストシステムが廃止されることから、税務課の税務システムにより管理運用を行う。そのため、税務課が税務システムより抽出した対象者データを委託事業者へ送付し、委託事業者が印字を行ったうえで封入封緘する業務へ変更する。 2 業務委託の付議内容 区が申告書に宛名等の印字をしていたが、委託先業者で印字するようにする。 3 対象者 37,959人（令和5年度実績）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

申告書の封入封緘に係る個人情報の流れ

※赤色の部分が今回の付議事項

新宿区

税務システム

対象者データ

郵便番号、宛名住所、宛名漢字
氏名、連番、個人識別番号、氏名
カナ、生年月日

①対象者データ出力

イントラパソコン

- ・ 特定相手以外との通信不可
- ・ ネットワーク機器やサーバの制御
- ・ 通信内容の暗号化
- ・ 外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ ウィルス対策
- ・ 最新のパターンファイルの適用
- ・ ID／パスワード等認証
- ・ ファイルのパスワード設定
- ・ アクセス制御
- ・ システムネットワーク状態等の監視
- ・ アクセスログ取得
- ・ サーバ冗長化 ・ バックアップ
- ・ 入退室管理
- ・ 国内法が適用されるサーバ環境

⑦職員による
納品物の検査

- ・ 鍵付きカバン等による運搬
- ・ 受渡し時の管理簿への記載

②対象者データ及び
封入物（申告書等）の提
供（DVD等及び紙・手渡し
又は封入物の一部郵送）

⑥対象者データの返却及
び封入封緘物の納品
（DVD等及び紙・手渡し）

委託事業者

③封入用封筒の作成

委託先PC

④対象者データを
確認し、申告書に
印字

対象者データ

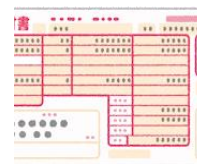
郵便番号、宛名住所、宛名漢字
氏名、連番、個人識別番号、氏名
カナ、生年月日

⑤申告書等を
封入封緘

- ・ 特記事項等の遵守
- ・ 立入調査等及び状況報告
- ・ 責任者及び取扱者の報告
- ・ 区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・ データの暗号化
- ・ 鍵付きカバン等による運搬
- ・ 受渡し時の管理簿への記載
- ・ 鍵付キャビネット等での保管
- ・ 個人情報の返却及び消去
- ・ 事故等への対応体制及び手順の整備
- ・ 事故発生時等の協議

⑧委託先が郵便局へ搬入し、区民あてに発送

区民



納税通知書等の印字及び封入封緘に係る業務の委託について（委託内容の追加）（No. 17）

事業名	特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税（種別割）の納税通知書、過誤納金還付・充当通知書等送付
担当課	税務課
区 分	業務委託
目 的	納税通知書、過誤納金還付・充当通知書、過誤納金還付請求書の印字及び封入封緘業務を委託することで事務の効率化を図るため。
対象者	特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税（種別割）の過誤納金発生者
事業内容	1 概要 現在、区では、特別区民税・都民税・森林環境税（以下「住民税」という。）及び軽自動車税（種別割）の税額が決定または変更した際に、納税通知書を対象者に送付している。住民税（普通徴収分）及び軽自動車税の納税通知書については、事務の効率化を図るため、事業者印字、封入封緘業務を委託している（昭和60年度第2回東京都新宿区個人情報保護審議会及び平成30年度第8回情報公開・個人情報保護審議会了承済み）。 この度、従来から委託していた業務に加え、「過誤納金還付・充当通知書及び過誤納金還付請求書の印字、封入封緘」業務についても、住民税（普通徴収分）納税通知書と併せて委託することで、さらなる事務の効率化を図る。 2 業務委託の付議内容 （1）過誤納金還付・充当通知書・過誤納金還付請求書の印字処理業務 （2）過誤納金還付・充当通知書・過誤納金還付請求書の封入封緘業務（一部、住民税（普通徴収分）の納税通知書と同封） 3 追加となる対象通知件数（年間） 約10,000件
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

納税通知書等の封入封緘に係る個人情報の流れ

※赤色の部分が今回の付議事項

新宿区

税務システム

対象者データ

個人情報の項目については、
別紙のとおり

①対象者データ出力

イントラパソコン

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウィルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

⑦職員による
納品物の検査

委託事業者

③封入用封筒及び
封入物（納税通知書等）
の作成

④対象者データを確認し、
納税通知書、過誤納金還
付・充当通知書及び過誤
納金還付請求書に印字

対象者データ

個人情報の項目については、
別紙のとおり

⑤納税証明書等
を封入封緘

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウィルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

- ・特記事項等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・責任者及び取扱者の報告
- ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・データの暗号化
- ・鍵付きカバン等による運搬
- ・受渡し時の管理簿への記載
- ・鍵付キャビネット等での保管
- ・個人情報の返却及び消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

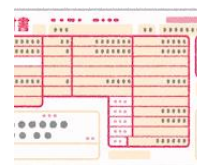
②対象者データの提供
(DVD等・手渡し)

⑥納税通知書、過誤納
金還付・充当通知書及び
過誤納金還付請求書の
対象者データの返却及
び封入封緘物の納品
(DVD等及び紙・手渡し)

⑧納税通知書等(当初通知)発送分は、
委託先が郵便局へ搬入し、区民あてに発送

⑨'納税通知書等(随時通知)発送分は、
区職員が後納郵便で区民あてに発送

区民



委託に伴い事業者処理させる項目**【1. 住民税納税通知書】**

賦課年度、相当年度、郵便番号、住所、方書、納税義務者氏名、納税管理人等氏名、賦課住所（1月1日現在）、納税通知書番号、給与特徴番号、一連番号、カスタマーバーコード、発付年月日、所得割額、均等割額、森林環境税額、合計額、給与特徴・既課税額、年金特徴税額、差引普通徴収税額、配当割・株式譲渡割額控除不足額、口座情報（振替方法、金融機関コード、支店コード、口座番号）、普通徴収（期別、納期限、税額、既納付額、充当額、今回納付額）、年金特別徴収（徴収月、税額、過誤納金）、年金特別徴収翌年度仮徴収金額、支払者法人番号、公的年金項目、年金保険者、所得項目、所得金額、給与収入額、公的年金等収入額、特別障害、普通障害、寡婦、特別の寡婦、寡夫、勤労学生、生活保護、未成年者、ひとり親、家屋敷事業所、配偶者控除（内、老人）、同一生計配偶者、特定扶養数、老人扶養数（内、同居老親数）、16歳未満の扶養数、その他の扶養数、内普通障害者数、内特別障害者数、内同居特別障害者数、所得控除項目、所得控除額、基礎控除、所得控除合計額、課税標準額項目、課税標準額、所得割額項目、特別区民税所得割額、都民税所得割額

【2. 納付書】

賦課年度、相当年度、税目、合計額、納付番号、確認番号、納付区分、納税通知書番号、年度期別標識、税額、延滞金金額、期限日付、氏名、コンビニバーコードデータ、郵便番号、住所、OCRライン

【3. 軽自動車税納税通知書】

賦課年度、税目、合計額、納付番号、確認番号、納付区分、納税通知書番号、年度期別標識（車両番号）、税額、延滞金金額、納期限日付、氏名、カスタマーバーコード、コンビニバーコードデータ、一連番号、郵便番号、住所、住民番号、発付日、車検用証明書有効期限、OCRライン

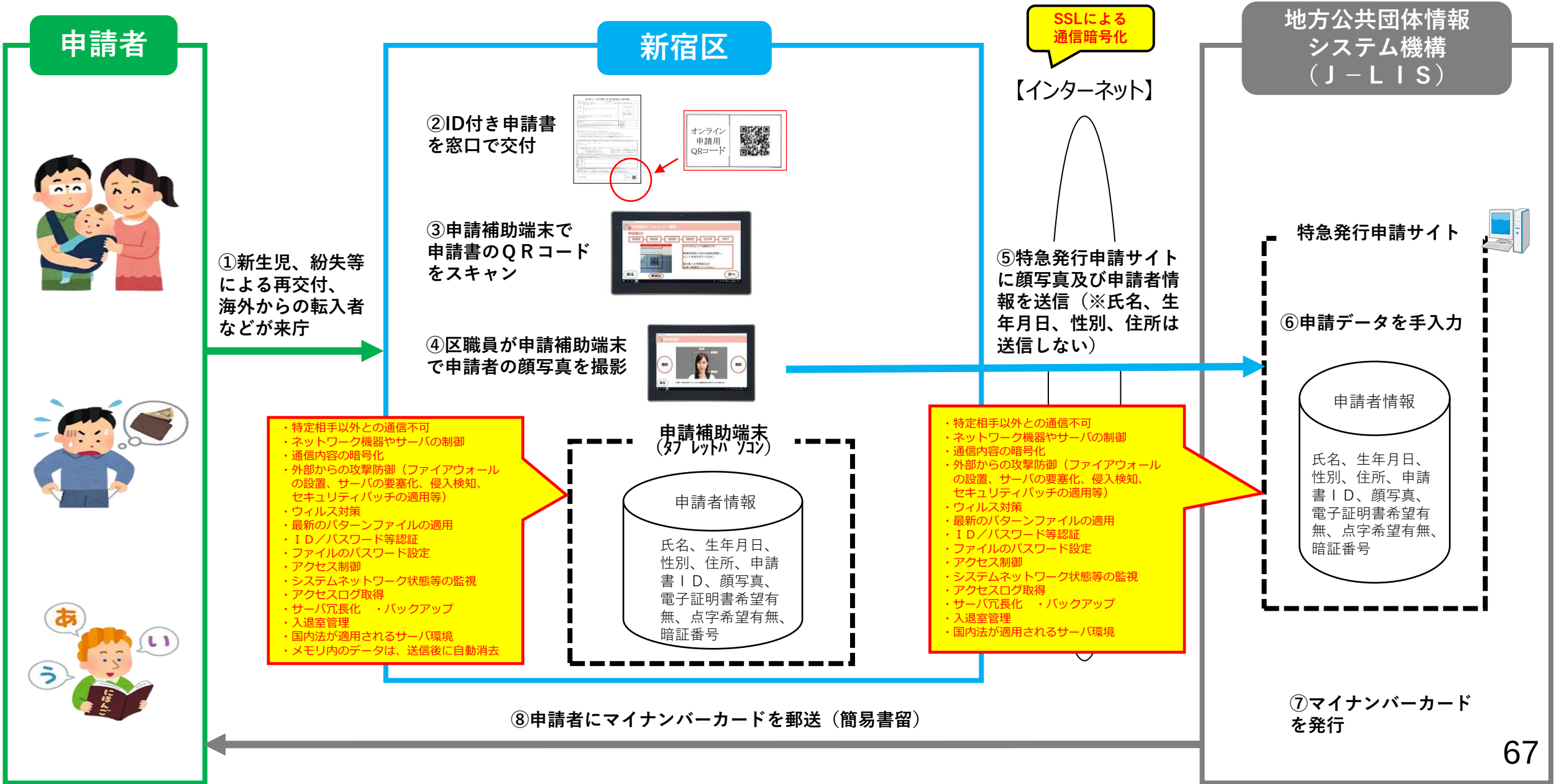
【4. 過誤納金還付・充当通知書、過誤納金還付請求書】

税目、賦課年度、対象年度（相当年度）、過誤納金発生事由、口座情報（金融機関コード、金融機関名、支店コード、支店名、預金種別コード、預金種別名称、口座番号、口座名義人氏名カナ、口座名義人氏名漢字）、カスタマーバーコード、支払予定年月日、還付処理番号、郵便番号、住所、氏名、再発行表示、通知済表示（初回発行年月日）、発付年月日、還付額、納税義務者氏名、納税義務者カナ氏名、還付加算金有無、住民番号、納税通知書番号、還付発生年月日、軽自動車税車両番号、国税更正年月日、還付加算金、期月、収納年月日、領収年月日、過誤納金発生時（収納額・延滞金・未納税額・未納延滞金・収納額合計・延滞金合計・未納税額合計・未納延滞金合計）、過誤納金（納付額・延滞金・納付額合計・延滞金合計）、充当（納付額・延滞金収納額）、充当年月日、充当前期別調定額（税額）、延滞金調定額、充当前後（期別収納額・延滞金収納額・期別未納額・延滞金未納額）、充当納付額合計、充当延滞金収納額合計、加算日数、還付決議年月日、会計年度、還付原因区分

※太字ゴシック（下線）が新規に導入する項目である。

マイナンバーカード特急発行に係る外部結合等について（No.18）

事業名	マイナンバーカード特急発行
担当課	戸籍住民課
区 分	電算処理、外部結合
目 的	マイナンバーカードの交付に要する期間の短縮することで、申請者の負担軽減及び利便性の向上を図る。
対象者	マイナンバーカードの交付申請を行う者
事業内容	1 概要 現在、マイナンバーカードの交付については、申請後、審査を経て概ね1～2か月程度の期間を要しており、速やかな交付が求められていた。 この度、特急発行・交付の仕組みが創設され、マイナンバーカードの交付について、新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者など、特に速やかな交付が必要となる場合に、申請から区民にカードが届くまでの期間が1週間以内（最短5日）に短縮となる運用を導入する。 2 電算処理及び外部結合の付議内容 （1）電算処理 マイナンバーカードの特急発行を行うため、申請補助端末に特急発行のアプリをダウンロードする。 （2）外部結合 申請補助端末からインターネット回線を通じて J-LIS の専用サイトとの結合を行う。 3 対象者 年間 16,000 人（入国：12,000 人、出生：2,300 人、紛失等：1,700 人）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

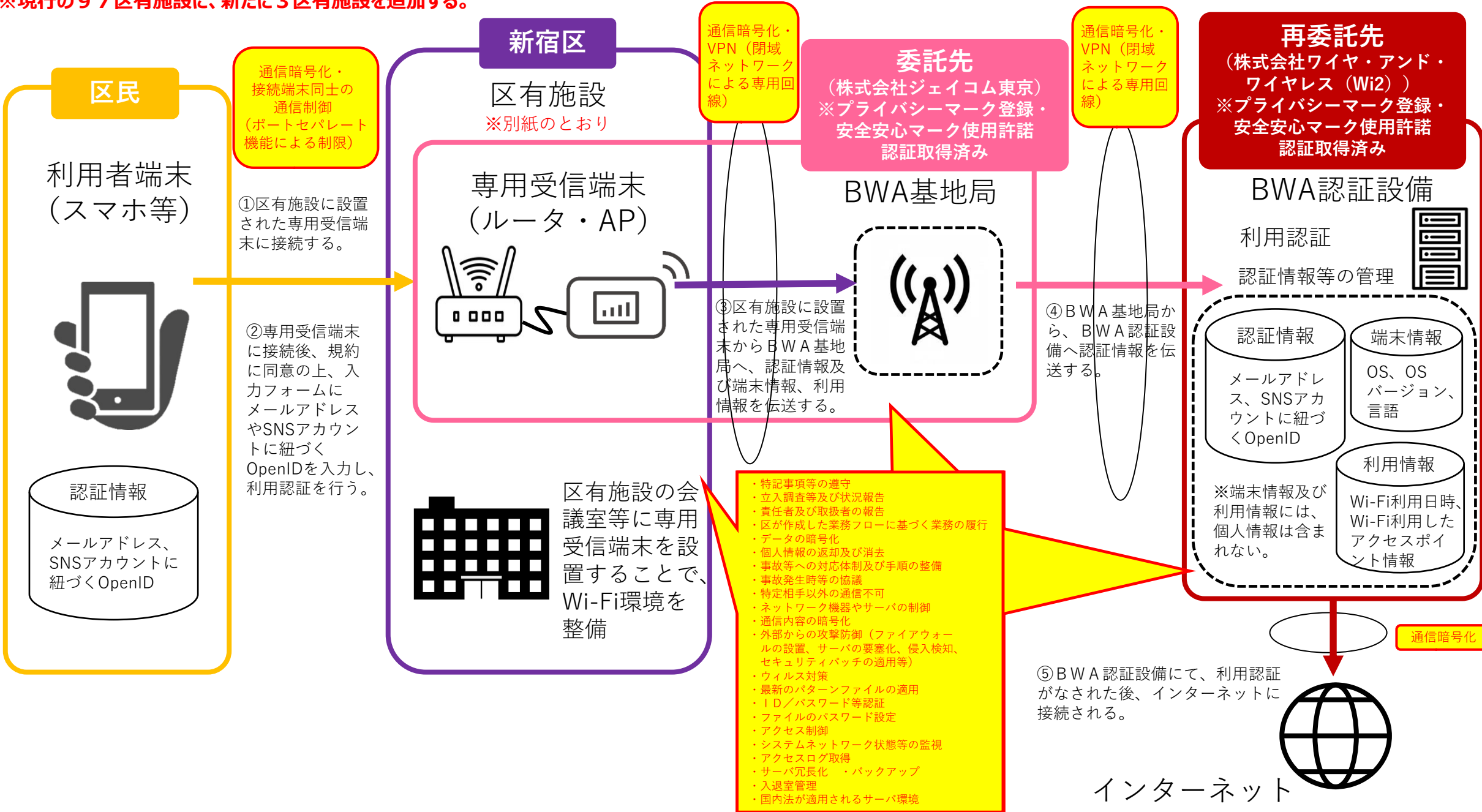


地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）システムによる無料公衆無線 LAN 環境の運用保守業務の委託等について（施設の追加）（No.19）

事業名	地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）システムによる無料公衆無線 LAN 環境の運用
担当課	行政管理課、区政情報課
区 分	業務委託
目 的	区民等の情報検索・収集機会の充実等を図るため、区有施設等に無料公衆無線 LAN を整備する。
対象者	区有施設等の無料公衆無線 LAN によるインターネット利用者
事業内容	1 概要 現在、区では、地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）システム（以下「地域 BWA」という。）を活用した無料公衆無線 LAN 環境を整備することで、情報検索・収集機会の充実、オンライン会議や講座等での活用等を推進している。（令和 5 年度第 10 回新宿区個人情報保護管理運営会議了承済） この度、新たに 3 施設を追加することで、さらなる区民の利便性の向上を図ることとする。 2 業務委託の付議内容 （1）業務委託 基地局・専用受信端末（ルータ及びアクセスポイント）の運用保守業務を委託する。 （2）業務委託（再委託） 利用認証設備の運用保守、認証情報の管理業務を再委託する。 3 導入施設 計 100 施設（今回導入は 3 施設）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）システムによる無料公衆無線LAN環境の運用に係る個人情報の流れ

※現行の97区有施設に、新たに3区有施設を追加する。



地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）システムによる
無料公衆無線LAN環境を整備する施設一覧

（別紙）

No	名称	所管課
1	区役所本庁舎	区政情報課
2	新宿NPO協働推進センター	地域コミュニティ課
3	北新宿生涯学習館	生涯学習スポーツ課
4	赤城生涯学習館	生涯学習スポーツ課
5	戸山生涯学習館	生涯学習スポーツ課
6	住吉町生涯学習館	生涯学習スポーツ課
7	西戸山生涯学習館	生涯学習スポーツ課
8	区民ギャラリー	生涯学習スポーツ課
9	四谷スポーツスクエア	生涯学習スポーツ課
10	新宿コズミックスポーツセンター	生涯学習スポーツ課
11	新宿スポーツセンター	生涯学習スポーツ課
12	大久保スポーツプラザ	生涯学習スポーツ課
13	新宿ここ・から広場多目的運動広場	生涯学習スポーツ課
14	しんじゅく多文化共生プラザ	多文化共生推進課
15	四谷地域センター	四谷特別出張所
16	四谷区民ホール	四谷特別出張所
17	四谷ひろば	四谷特別出張所
18	牛込箆笥地域センター	箆笥町特別出張所
19	牛込箆笥区民ホール	箆笥町特別出張所
20	榎町地域センター	榎町特別出張所
21	若松地域センター	若松町特別出張所
22	大久保地域センター	大久保特別出張所
23	戸塚地域センター	戸塚特別出張所
24	落合第一地域センター	落合第一特別出張所
25	落合第二地域センター	落合第二特別出張所
26	柏木地域センター	柏木特別出張所
27	角筈地域センター	角筈特別出張所
28	漱石山房記念館	文化観光課
29	新宿観光案内所	文化観光課
30	新宿歴史博物館	文化観光課
31	佐伯祐三アトリエ記念館	文化観光課
32	中村彝アトリエ記念館	文化観光課
33	林芙美子記念館	文化観光課
34	産業会館	産業振興課
35	高田馬場創業支援センター	産業振興課
36	新宿消費生活センター分館	消費生活就労支援課

地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）システムによる
無料公衆無線LAN環境を整備する施設一覧

（別紙）

No	名称	所管課
37	あゆみの家	障害者福祉課
38	障害者生活支援センター	障害者福祉課
39	障害者福祉センター	障害者福祉課
40	<u>社会福祉協議会（視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー）</u>	障害者福祉課
41	信濃町シニア活動館	地域包括ケア推進課
42	戸山シニア活動館	地域包括ケア推進課
43	高田馬場シニア活動館	地域包括ケア推進課
44	西新宿シニア活動館	地域包括ケア推進課
45	北新宿地域交流館	地域包括ケア推進課
46	本塩町地域交流館	地域包括ケア推進課
47	北山伏地域交流館	地域包括ケア推進課
48	中町地域交流館	地域包括ケア推進課
49	早稲田南町地域交流館	地域包括ケア推進課
50	百人町地域交流館	地域包括ケア推進課
51	高田馬場地域交流館	地域包括ケア推進課
52	上落合地域交流館	地域包括ケア推進課
53	北新宿第二地域交流館	地域包括ケア推進課
54	東五軒町地域交流館	地域包括ケア推進課
55	新宿地域交流館	地域包括ケア推進課
56	山吹町地域交流館	地域包括ケア推進課
57	下落合地域交流館	地域包括ケア推進課
58	西早稲田地域交流館	地域包括ケア推進課
59	中落合地域交流館	地域包括ケア推進課
60	薬王寺地域ささえあい館	地域包括ケア推進課
61	ささえーる 中落合	地域包括ケア推進課
62	高齢者地域交流スペース 一福	地域包括ケア推進課
63	男女共同参画推進センター	男女共同参画課
64	子ども総合センター	子ども家庭支援課
65	信濃町子ども家庭支援センター	子ども家庭支援課
66	中落合子ども家庭支援センター	子ども家庭支援課
67	北新宿子ども家庭支援センター	子ども家庭支援課
68	榎町子ども家庭支援センター	子ども家庭支援課
69	北新宿第一児童館	子ども家庭支援課
70	本塩町児童館	子ども家庭支援課
71	北山伏児童館	子ども家庭支援課
72	中町児童館	子ども家庭支援課

地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）システムによる
無料公衆無線LAN環境を整備する施設一覧

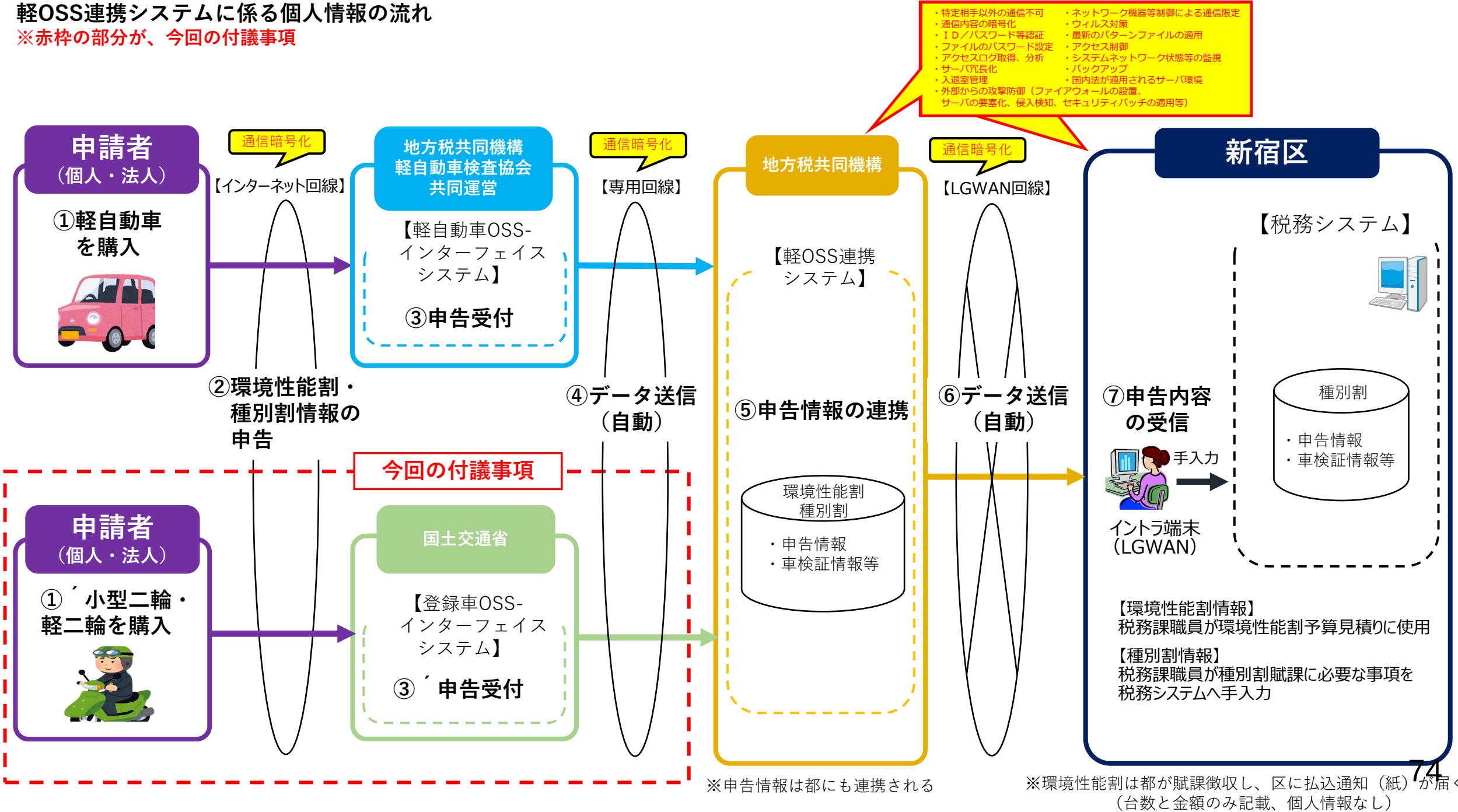
（別紙）

No	名称	所管課
73	薬王寺児童館	子ども家庭支援課
74	早稲田南町児童館	子ども家庭支援課
75	富久町児童館	子ども家庭支援課
76	百人町児童館	子ども家庭支援課
77	高田馬場第二児童館	子ども家庭支援課
78	上落合児童館	子ども家庭支援課
79	西落合児童館	子ども家庭支援課
80	中井児童館	子ども家庭支援課
81	東五軒町児童館	子ども家庭支援課
82	高田馬場第一児童館	子ども家庭支援課
83	西新宿児童館	子ども家庭支援課
84	四谷保健センター	四谷保健センター
85	東新宿保健センター	東新宿保健センター
86	環境学習情報センター	環境対策課
87	西早稲田リサイクル活動センター	ごみ減量リサイクル課
88	新宿リサイクル活動センター	ごみ減量リサイクル課
89	教育センター	教育支援課
90	中央図書館	中央図書館
91	四谷図書館	中央図書館
92	鶴巻図書館	中央図書館
93	西落合図書館	中央図書館
94	戸山図書館	中央図書館
95	北新宿図書館	中央図書館
96	中町図書館	中央図書館
97	角筈図書館	中央図書館
98	大久保図書館	中央図書館
99	下落合図書館	中央図書館
100	こども図書館	中央図書館

軽自動車税関係手続きに係る軽自動車保有関係手続のワンストップサービス連携システムとの外部結合について（対象車種の追加）（No.20）

事業名	軽自動車税関係手続きの電子化（対象車種の追加）				
担当課	税務課				
区 分	外部結合				
目 的	令和5年1月より、軽自動車保有関係手続のワンストップサービス連携システム（以下「軽OSS連携システム」という。）が開始されているが、その対象に排気量126cc以上の二輪車が追加される。軽OSS連携システムと結合することにより、税制改正に対応し、納税義務者の利便性の向上を図る。				
対象者	新宿区で課税する軽自動車及び二輪車の納税義務者（法人を含む）				
事業内容	1 概要 区では、令和5年1月以降、改正地方税法等に基づき、軽OSS連携システムにLGWAN回線を結合し、三輪以上の軽自動車に関する軽自動車税（環境性能割・種別割）の申告書情報を受信している。（令和4年度第3回情報公開・個人情報保護審議会承認済） 当時の税制改正では、小型二輪及び軽二輪についても、軽OSS連携システムの対象とされていたが、小型二輪及び軽二輪の届出を受け付ける国土交通省で、手続システムの準備が整っていなかったため、三輪以上の軽自動車が先行して軽OSS連携システムとの結合を行っていた。 この度、国土交通省において、手続システムの導入準備が整い、小型二輪及び軽二輪に関する令和7年4月以降についてのスケジュールが示されたため、軽自動車税（環境性能割・種別割）の申告書情報に小型二輪及び軽二輪を新たに追加する。 追加する対象車種のスケジュールは以下のとおり ①小型二輪・・・令和7年4月以降 ②軽二輪・・・令和8年1月以降 ※小型二輪・軽二輪のデータ連携は、既存の軽OSS連携システムを使用するため、新たなネットワーク設定は不要 2 外部結合の付議内容 地方税共同機構の軽OSS連携システムと区イントラネットを結合し、軽自動車税（環境性能割・種別割）の申告書情報に、小型二輪及び軽二輪のデータを追加して受信する。 3 想定件数 <table> <tr> <td>小型二輪</td><td>約70件／月</td></tr> <tr> <td>軽二輪</td><td>約130件／月</td></tr> </table>	小型二輪	約70件／月	軽二輪	約130件／月
小型二輪	約70件／月				
軽二輪	約130件／月				
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり				

軽OSS連携システムに係る個人情報の流れ
※赤枠の部分が、今回の付議事項



証明書自動交付システム（コンビニ交付）の更新等について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）（No.2 1）

事業名	証明書自動交付システム（コンビニ交付）の更新について
担当課	税務課、戸籍住民課
区 分	電算処理
目 的	住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化及び情報セキュリティの安全性の向上に寄与することを目的とする。
対象者	区の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する削除された住民票に記録されている者並びに区が保有している特別区民税・都民税・森林環境税の情報に係る個人
事業内容	1 概要 令和7年1月に、住民記録システムを標準仕様書準拠システムへ移行し、税務システムをパッケージシステムへ移行することから、証明書様式やデータ連携仕様が変更となるため、現行の証明書自動交付システム（コンビニ交付）を改修して対応する計画としていた。 しかし、住民記録及び税務システムの標準仕様書に準拠し、セキュリティ面での安全性が高い新たなコンビニ交付システムが、急遽 LGWAN-ASP によるクラウドシステムとして開発されることが明らかとなったため、当初の計画を変更し当該クラウドシステムに更新する。 現行の証明書自動交付システム（コンビニ交付）の更新に伴い、クラウドシステムを利用し、運用を行う必要があることから、電算処理等を行うこととした。また、クラウドシステムへの更新に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施することについて報告した（令和6年度第6回個人情報保護管理運営会議承認済み）。 その後、地方税に関する事務と住民基本台帳に関する事務の全項目評価書（素案）に対するパブリック・コメントを実施し、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検（以下「第三者点検」という。）を行った。これらの実施結果を踏まえ、基礎項目評価書及び全項目評価書を個人情報保護委員会へ提出するとともに公表する。 2 電算処理の付議内容 パブリック・コメントの実施結果及び、第三者点検の実施結果を踏まえた評価書の変更点について報告する。 3 対象者 約35万人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

地方税に関する事務の全項目評価書の概要

I 基本情報

地方税に関する事務の内容、同事務において使用するシステムの機能、同事務において特定個人情報ファイルを取り扱う理由等を記載している。

この度、証明書自動交付システム（コンビニ交付）の更新及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく標準仕様書に準拠した税務システムへの移行（以下「システム更新等」）に伴い、既に公表している「地方税に関する事務 全項目評価書（以下「評価書」）」の記載内容に変更が生じたため、文言の追加・修正を行っている。

【今回の主な変更点】

（1）システム更新等に伴うシステム運用環境について追記

II 特定個人情報ファイルの概要

地方税に関する事務で取り扱う「(1) 住民税賦課徴収情報ファイル※¹」及び「(2) 軽自動車税賦課徴収情報ファイル※²」の2つのファイルの内容を記載しているほか、その取扱い方法等について、以下の1～4の過程ごとに記載している。

上記システム更新等及び滞納整理に一元的に取り組む（仮称）滞納対策課の設置に伴い、評価書の記載内容に変更が生じたため、文言の追加・修正を行っている。

- 1 入手・使用
特定個人情報の入手方法・使用目的など
- 2 委託
特定個人情報ファイルの取扱いの委託内容、委託先、再委託の有無など
- 3 提供・移転
特定個人情報の提供・移転先、提供・移転先での用途など
- 4 保管・消去
特定個人情報の保管場所・期間、消去方法など

※1 住民税賦課徴収情報ファイル…住民税の賦課及び収納管理・還付充当処理並びに滞納整理を正確に行うためのファイル

※2 軽自動車税賦課徴収情報ファイル…軽自動車税の賦課及び収納管理・還付充当処理並びに滞納整理を正確に行うためのファイル

【今回の主な変更点】

- （1）特定個人情報ファイルの使用の主体の使用部署に（仮称）滞納対策課を追加
- （2）特定個人情報ファイルの保管・消去について、コンビニ交付クラウド及びガバメントクラウドにおける措置を追記

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

地方税に関する事務における特定個人情報ファイル（II(1)～(2)のファイル）を取り扱う際に想定されるリスクへの対策について、以下の1～6の取扱い過程ごとに記載している。

上記システム更新等に伴い、評価書の記載内容に変更が生じたため、文言の追加・修正を行っている。

- 1 「入手」において想定されるリスクへの対策
- 2 「使用」において想定されるリスクへの対策
- 3 「委託」において想定されるリスクへの対策
- 4 「提供・移転」において想定されるリスクへの対策
- 5 「情報提供ネットワークシステムとの接続」において想定されるリスクへの対策
- 6 「保管・消去」において想定されるリスクへの対策

【今回の主な変更点】

- (1) 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策について、コンビニ交付クラウド及びガバメントクラウドにおける措置について追記

IV その他のリスク対策

地方税に関する事務における特定個人情報ファイル（Ⅱ(1)～(2)のファイル）を取り扱う際に想定されるリスクへの対策について、「自己点検」、「監査」、「従業者に対する教育・啓発」等の観点から記載している。

上記システム更新等に伴い、評価書の記載内容に変更が生じたため、文言の追加・修正を行っている。

【今回の主な変更点】

- (1) その他のリスク対策について、ガバメントクラウドにおける措置について追記

V 開示請求、問合せ

地方税に関する事務における特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、同事務における特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせについて記載している。

VI 評価実施手続

特定個人情報保護評価の各手続（意見聴取の方法など）について記載している。

【今回の主な変更点】

- (1) 国民・住民等からの意見の聴取の実施日
令和6年10月10日から令和6年11月8日までの30日間で実施
- (2) 意見聴取の結果
2名（73件）
- (3) 第三者点検の実施日
令和6年10月21日から令和6年11月11日まで
- (4) 第三者点検の結果
誤字・脱字・文言の統一及び補記 等

住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価書 (全項目評価書) の概要

I 基本情報

住民基本台帳に関する事務の内容、同事務において使用するシステムの機能、同事務において特定個人情報ファイルを取り扱う理由等を記載している。

II 特定個人情報ファイルの概要

以下の3つのファイルについて、取扱い方法や、記録される項目等を記載している。

- ア 住民基本台帳ファイル
住民に関する記録・管理を正確に行うためのファイル
- イ 本人確認情報ファイル
住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認を行うためのファイル
- ウ 送付先情報ファイル
個人番号通知書及び個人番号カードの作成等のためのファイル

【今回の主な変更点】

(1) 証明書自動交付システムに関する委託事項（評価書P16）

証明書自動交付システムの運用及び障害対応の委託における特定個人情報ファイルの取扱いについて追記する。特定個人情報ファイルはLGWANを通じて提供する。

証明書自動交付システムの運用保守の一部について再委託することを許諾する。

(2) 証明書自動交付システムにおける特定個人情報の保管・消去（評価書P20）

① 保管場所

入室許可を受けた者以外の立ち入りができなく、監視カメラや金属探知機などの高度なセキュリティ設備が設置、運用されている。

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等に定められた各種条件を満たしている。

② 消去方法

HDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者がNSA方式等によりデータを完全消去し、地方公共団体に対して、データ消去の証明書を発行する。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

Ⅱのア～ウのファイルを取り扱う際に想定されるリスクを分析し、当該リスクを軽減するための措置について記載している。

【今回の主な変更点】

(1) 特定個人情報の保管・消去を追記（評価書 P 4 5、P 4 6）

① 物理的な対策の内容

入室許可を受けたものの以外の立ち入りができなく、監視カメラや金属探知機などの高度なセキュリティ設備が設置、運用されている。

無停電電源装置自家発電装置等を設置しており、災害に強い立地条件を満たし、建物全体が免震構造を備えている。

② 技術的な対策の内容

LGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。

コンビニ交付サーバーには直接アクセスできないようになっており、不正アクセス防止サーバーを経由してアクセスをしている。不正ログイン防止のため、システムログイン時のパスワード管理、アクセスログによる監視を行っている。

Ⅳ その他のリスク対策

自己点検、監査、従業者に対する教育・啓発等について記載している。

Ⅴ 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せについて記載している。

Ⅵ 評価実施手続

特定個人情報保護評価の各手続（意見聴取の方法など）について記載している。

【今回の実施内容】

- (1) 国民・住民等からの意見の聴取の実施日及び実施期間
令和6年10月10日から11月8日までの30日間で実施
- (2) 意見の聴取結果
2名（73件）
- (3) 第三者点検の実施日
令和6年10月16日から11月11日まで
- (4) 第三者点検の結果
名称変更、文言や内容の整理 等

その他文言の整理

名称変更や制度改正等に伴う文言の整理を行った。

地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

N o	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
1	3	I 基本情報 1 .特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 2（2）	必要に応じて納税義務者や申告書等の内容について、調査を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	必要に応じて納税義務者や申告書等の内容について、調査を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」(追記)）第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	文言の整理	第三者点検
2	7	I 基本情報 5 .個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の第24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・地方税法等	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表の第24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・地方税法等	文言の整理	第三者点検
3	11	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4 .特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	ヒューマンリソシア株式会社	同上	委託先の決定により	第三者点検
4	11	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4 .特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	⑦再委託の有無 【再委託する】 ⑧再委託の許諾方法 番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。 委託契約約款や特記事項において、原則、再委託を禁止しているが、委託元・委託先間で協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許諾する。 ⑨再委託事項 申告情報等のパンチ入力	⑦再委託の有無 【再委託しない】 (追記)	再委託を許諾したため	区点検
5	12	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4 .特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社 N T Tデータ・アイ	同上	現在の委託先を記載	第三者点検
6	13	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4 .特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	富士通 J a p a n株式会社	同上	現在の委託先を記載	第三者点検
7	13	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4 .特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	新宿区納付案内センターの運営業務	（仮称）催告等事務センターの運営業務	名称の決定により	区点検
8	13	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4 .特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	株式会社 バックスグループ	同上	委託先の決定により	第三者点検

地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

N o	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
9	21	Ⅱ 特定個人情報 ファイルの概要(2) 4 .特定個人情報 ファイルの取扱いの委 託 委託事項 2	<u>新宿区納付案内センター</u> の運営業務	<u>(仮称) 催告等事務センター</u> の運営業務	名称の決定により	区点検
10	21	Ⅱ 特定個人情報 ファイルの概要(2) 4 .特定個人情報 ファイルの取扱いの委 託 委託事項 2 ⑥委託先名	<u>株式会社 バックスグループ</u>	<u>同上</u>	現在の委託先を記載	第三者点検
11	27	Ⅲ 特定個人情報 ファイルの取扱いプロ セスにおけるリスク対 策 3 .特定個人情 報の使用 リスク2 権限のない者（元 職員、アクセス権限 のない職員等）に よって不正に使用さ れるリスク	・税務システムの利用者を特定し、個人ごとにユーザID、パスワードを付与することで不正利用ができな い対策を実施している。 ・端末使用時にはユーザIDによる識別とパスワードに加えICカード <u>及び顔認証</u> の複数の手段による認 証を実施している。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が、業務に必要な範囲の特定個人情報ファ イルだけに、アクセスすることができるよう制御している。	・税務システムの利用者を特定し、個人ごとにユーザID、パスワードを付与することで不正利用ができな い対策を実施している。 ・端末使用時にはユーザIDによる識別とパスワードに加えICカード <u>等</u> の複数の手段による認証を実施し ている。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が、業務に必要な範囲の特定個人情報ファ イルだけに、アクセスすることができるよう制御している。	文言の整理	パブリック・コメン トの意見を反映

「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書」（素案）からの変更箇所一覧 新旧対照表

N o	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
1	3	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務内容	（略） なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、 <u>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令</u> （平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。）個人番号カード省令第35条（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）に基づき機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	（略） なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、 <u>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令</u> （平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。）個人番号カード省令第35条（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）に基づき機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	文言整理	第三者点検
2	3	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	<u>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</u> に規定する住民票関係情報をいう。	<u>番号法別表第2</u> に規定する住民票関係情報をいう。	文言整理	第三者点検
3	14	II 特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	〔○〕地方公共団体・地方独立行政法人 <u>（他の市町村）</u>	〔○〕地方公共団体・地方独立行政法人 <u>（他の区市町村）</u>	指摘による変更	パブリックコメント
4	17	II 特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	〔○〕提供を行っている（ <u>62</u> ）件	〔○〕提供を行っている（ <u>60</u> ）件	指摘による変更	第三者点検
5	25	（別紙2）番号法第9条第1項別表に掲げる事務	・ <u>番号法第9条第1項別表</u> に掲げる事務 ・ <u>番号法第9条第1項別表</u>	・ <u>番号法第9条第1項別表第一</u> に掲げる事務 ・ <u>番号法第9条別表第1項番別表第一</u>	文言整理	第三者点検
6	39	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 宛名システム等における措置の内容	〔 <u>団体内統合宛名等システムは、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた事務を所掌する部署以外からの 特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みとしている。</u> 〕	〔 <u>団体内統合宛名等システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの 特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みとしている。</u> 〕	内容整理	第三者点検
7	39	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （1）住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理、具体的な管理方法	・住民記録システムを利用する必要がある職員を特定し、 <u>ユーザID又はICカードによる識別、パスワードによる認証を実施する</u> 。また、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・サービス検索・電子申請機能をイントラネットパソコン上で利用する必要がある職員を指定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・イントラネットパソコンのログイン時に、 <u>ユーザID又はICカードによる識別とパスワード、顔認証等を組み合わせた多要素による認証を実施する</u> 。また、そのユーザがファイルサーバ上で利用可能なフォルダを制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・住民記録システム、サービス検索・電子申請機能及びイントラネットにおいて、なりすましによる不正を防止する観点から、個人ごとの <u>ユーザID、ICカードを割り当て、共用ID、ICカードの利用を禁止している。</u>	・住民記録システムを利用する必要がある職員を特定し、 <u>ユーザIDによる識別とパスワード、による認証を実施する</u> 。また、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・サービス検索・電子申請機能をイントラネットパソコン上で利用する必要がある職員を指定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・イントラネットパソコンのログイン時に、 <u>ユーザIDによる識別とパスワード及び顔認証等の多要素による認証を実施する</u> 。また、そのユーザがファイルサーバ上で利用可能なフォルダを制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・住民記録システム、サービス検索・電子申請機能及びイントラネットにおいて、なりすましによる不正を防止する観点から、個人ごとの <u>ユーザIDを割り当て、共用IDの利用を禁止している。</u>	内容整理	パブリックコメント

地方公共団体情報システム標準化に対応した税務システムへの移行等について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）（No.2 2）

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した税務システムへの移行等
担当課	税務課
区 分	電算処理
目 的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)（以下、「標準化法」という。）に基づき、令和7年1月から稼働する税務システムを、令和8年2月に標準仕様書に準拠した情報システム（以下、「標準準拠システム」という。）にバージョンアップし、ガバメントクラウド上で当該システムを運用する。
対象者	住民登録のある者及び住民登録外登録者（転出者、住民登録外課税者、特別徴収義務者、納税管理人等）
事業内容	1 概要 令和7年1月より、特別区民税・都民税（令和6年度より森林環境税を含む。以下「個人住民税」という。）・軽自動車税（種別割）の賦課徴収業務は、事業者が開発した税務システムを利用して業務を行うこととしている（令和5年度第6回個人情報保護管理運営会議承認済）。 また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（以下「基本方針」という。）により令和7年度末までにシステムを標準化基準へ対応することが求められており、令和8年2月に標準準拠システムへの移行を予定している（令和6年度第6回個人情報保護管理運営会議承認済み）。 併せて、標準化法第10条により、標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされており、セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う（令和6年度第6回個人情報保護管理運営会議承認済）。 その他、ガバメントクラウドへの移行に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施することについて報告した（令和6年度第6回個人情報保護管理運営会議承認済）。 その後、全項目評価書（素案）に対するパブリック・コメントを実施し、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検（以下「第三者点検」という。）を行った。これらの実施結果を踏まえ、基礎項目評価書及び全項目評価書を個人情報保護委員会へ提出するとともに公表する。 2 電算処理の付議内容 パブリック・コメントの実施結果及び、第三者点検の実施結果を踏まえた評価書の変更点について報告する。 3 対象者 約35万人
個人情報の流れ及び情報保護対策	No.2 1 の概要資料と同じ

滞納整理一元化に伴う地方税に関する事務及び国民健康保険に関する事務を取扱う部署の追加について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）（No.23）

事業名	滞納整理一元化に伴い総務部に新たに設置する（仮称）滞納対策課での地方税に関する事務及び国民健康保険に関する事務の実施
担当課	税務課、医療保険年金課
区 分	電算処理
目 的	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料の収入率向上及び事務の効率化のため
対象者	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）の滞納者及び国民健康保険料の滞納世帯
事業内容	1 概要 現在、税務課及び医療保険年金課では、各課が保有している滞納者情報を共有しておらず、区民等からの納付相談の際は、その都度、各課の窓口等で収入状況等の説明を求めている。また、各課で滞納者の財産調査や滞納処分を実施しており、重複する滞納者においては事務も重複している。 このような状況を踏まえ、区民サービスの向上及び滞納整理業務の効率化を図るため、滞納整理を一元的に担当する課「（仮称）滞納対策課」を総務部に新設し、地方税に関する事務及び国民健康保険に関する事務を行う予定である。 この内容が、特定個人情報保護評価指針の別表に規定される重要な変更該当するため、「地方税に関する事務」及び「国民健康保険に関する事務」の特定個人情報保護評価の再実施することについて報告した（令和6年度第6回個人情報保護管理運営会議承認済み）。 その後、「地方税に関する事務」及び「国民健康保険に関する事務」の特定個人情報保護評価書（素案）に対するパブリック・コメントを実施し、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検（以下「第三者点検」という。）を行った。これらの実施結果を踏まえ、各事務の特定個人情報保護評価書の基礎項目評価書及び全項目評価書を個人情報保護委員会へ提出するとともに公表する。 2 電算処理の付議内容 パブリック・コメントの実施結果及び、第三者点検の実施結果を踏まえた評価書の変更点について報告する。 3 対象者 約35万人 ※国民健康保険の対象は約73,000世帯
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

国民健康保険事務における特定個人情報保護評価書 (全項目評価書) の概要

I 基本情報

国民健康保険に関する事務の内容、同事務において使用するシステムの機能、同事務において特定個人情報ファイルを取り扱う理由等を記載している。

【今回の主な変更点】

- (1) 国民健康保険料の滞納整理を管理するシステムを追記 (P.3、8、14)
令和7年1月から稼働を予定している国民健康保険料の滞納整理を管理する統合滞納管理システムを追記。
- (2) 資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ)の追記 (P.3、6、14、18)
マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、令和6年12月2日以降、被保険者証が廃止され、新たに資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ)を交付することとなるため追記。
- (3) オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバ上の被保険者異動情報の基本4情報照会の実施に伴う委託内容等の追記 (P.3、15、31、32、36)
オンライン資格確認の運用にあたり、医療保険者等向け中間サーバ等において、個人番号の紐づけの正確性を確認することを目的として、被保険者異動情報を使用して地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に照会等を行う仕組みを公益社団法人国民健康保険中央会が構築し、その業務を委託することから、その法令上の根拠、事務の内容について追記。
- (4) 情報提供ネットワークを利用した情報提供等に関する記載について法改正の内容を反映 (P.4、15)
情報提供等の根拠法令名等を法改正の内容に反映

II 特定個人情報ファイルの概要

以下4つのファイルについて、取扱い方法や、記録される項目等を記載している。

- (1) 国保賦課ファイル
保険料賦課に関する事務を行うためのファイル
- (2) 国保資格ファイル
資格の取得・喪失に関する事務を行うためのファイル
- (3) 国保給付ファイル
保険給付に関する事務を行うためのファイル
- (4) 国保収滞納ファイル
保険料の収納・滞納に関する事務を行うためのファイル

【今回の主な変更点】

- (1) 特定個人情報ファイルの使用主体に(仮称)滞納対策課を追記 (P.100)
令和7年4月から、総務部に新たに設置予定の(仮称)滞納対策課において国民健康保険料の滞納整理を行う予定であるため、特定個人情報ファイルの使用主体に「総務部(仮称)滞納対策課」を追記。
- (2) 納付案内センターの運営業務委託について追記 (P.105)
令和7年1月から、架電及びSMSを利用した納付案内や被保険者からの受電対応業務等を行う納付案内センターの運営業務を委託するため、その委託事項、委託先名を追記。

- (3) 委託先名の確認方法を修正（P. 56、58、59、60、80、83、）
国保資格ファイル、国保給付ファイルにおける一部委託事項における委託先名の確認方法を「区Webサイトに公開」から「情報公開請求等にて公開」に修正。
- (4) 資格確認書、資格情報通知書（資格情報のお知らせ）の追記
（P. 54、57、81）
「Ⅰ 基本情報」の（1）と同様
- (5) オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバ上の被保険者異動情報の基本4情報照会の実施に伴う委託事項の追記（P. 59）
「Ⅰ 基本情報」の（1）による委託事項を追記。
- (6) 情報提供ネットワークを利用した情報提供等に関する記載について法改正の内容を反映
（P. 38、40～50、54、61～74、77、84～97、100、
106～109、111～119）
情報提供等の根拠法令名等を法改正の内容に反映

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

Ⅱのファイルを取り扱う際に想定されるリスクを分析し、当該リスクを軽減するための措置について記載している。

国民健康保険システムを使用する端末起動時の新たなセキュリティ対策であるICカードによる認証について追記（P. 135）

Ⅳ その他のリスク対策

自己点検、監査、従業員に対する教育・啓発等について記載している。

Ⅴ 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せについて記載している。

Ⅵ 評価実施手続

特定個人情報保護評価の各手続（意見聴取の方法等）について記載している。

【今回の実施内容】

- (1) 国民・住民等からの意見の聴取の実施日及び実施期間
令和6年10月10日（木）から11月8日（金）までの30日間で実施
- (2) 意見の聴取結果
2名（73件）
- (3) 第三者点検の実施日
令和6年9月30日（月）から11月13日（水）まで
- (4) 第三者点検の結果
文言や内容の整理

その他文言の調整

制度改正等に伴う文言の整理を行った。

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書
素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
1	56	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （２）国保資格ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 ⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開	委託先名は調達関係情報として当区のW e b サイトに公開する。	実態に即した修正が必要であったため。	パブリック・コメント
2	58	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （２）国保資格ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開	委託先名は調達関係情報として当区のW e b サイトに公開する。	実態に即した修正が必要であったため。	パブリック・コメント
3	59	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （２）国保資格ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 6 ⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開	委託先名は調達関係情報として当区のW e b サイトに公開する。	実態に即した修正が必要であったため。	パブリック・コメント
4	60	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （２）国保資格ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 7 ⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開	委託先名は調達関係情報として当区のW e b サイトに公開する。	実態に即した修正が必要であったため。	パブリック・コメント
5	80	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （３）国保給付ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 ⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開	委託先名は調達関係情報として当区のW e b サイトに公開する。	実態に即した修正が必要であったため。	パブリック・コメント
6	83	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （３）国保給付ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 7 ⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開	委託先名は調達関係情報として当区のW e b サイトに公開する。	実態に即した修正が必要であったため。	パブリック・コメント

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書
素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
7	135	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	<u>＜国民健康保険システムにおける措置＞</u> <u>・端末起動時にユーザID・パスワードによるユーザ認証、ICカードによる認証及び生体認証（顔認証）を行っている。</u>	＜国民健康保険システムにおける措置＞ ・端末起動時にユーザID・パスワードによるユーザ認証及び生体認証（顔認証）を行っている。	新たなリスク対策であるICカードによる認証について追記する必要があったため。	パブリック・コメント
8	1	表紙	<u>[令和6年10月 様式4]</u>	[平成30年5月 様式4]	全項目評価書の様式が改正（表紙の年月表記のみ）されたため、年月を更新した。	第三者点検
9	51	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 （1）国保賦課ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<u>国民健康保険システム</u>	国保標準システム	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理による内容が反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
10	75	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<u>国民健康保険システム</u>	国保標準システム	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理による内容が反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
11	98	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 （3）国保給付ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<u>国民健康保険システム</u>	国保標準システム	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理による内容が反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
12	105	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 （4）国保収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	<u>株式会社バックスグループ</u>	委託先名は調達関係情報として当区のW e b サイトに公開する。	委託先が決定したため、表記を修正した。	第三者点検
13	110	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 （4）国保収滞納ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<u>国民健康保険システム</u>	国保標準システム	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理による内容が反映できていなかったため、修正した。	第三者点検

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
14	6	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	<u>7. 保険証（令和6年12月2日以降は、資格確認書・資格情報通知書（資格情報のお知らせ））の一括更新</u>	7. 保険証（（令和6年12月2日以降は、資格確認書・資格情報通知書（資格情報のお知らせ））の一括更新	不要な括弧（が記載されていたため、削除した。	第三者点検
15	47	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 （1）国保賦課ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先20	<u>都道府県知事</u>	都道府県知事等	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
16	61	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先1	<u>都道府県知事等</u>	厚生労働大臣	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
17	61	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先1 ①法令上の根拠	<u>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の161の項</u>	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の1の項	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
18	61	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先1 ②提供先における用途	<u>「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務</u>	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
19	61	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先1 ③提供する情報	<u>医療保険給付関係情報</u>	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
20	71	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （２）国保資格ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先1 ①法令上の根拠	<u>個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第9条第1項 別表の24の項）</u>	個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の16の項	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
21	72	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （２）国保資格ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先2 ②移転先における用途	<u>老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表の61の項）</u>	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の41の項）	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
22	72	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （２）国保資格ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先3 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
23	72	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （２）国保資格ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先3 ②移転先における用途	<u>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表の100の項）</u>	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の68の項）	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
24	73	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （２）国保資格ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先4 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の23に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の15に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
25	73	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （２）国保資格ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先4 ②移転先における用途	<u>生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表の23の項）</u>	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の15の項）	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
26	74	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （２）国保資格ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先6 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
27	74	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （２）国保資格ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先7 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の68に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
28	74	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （２）国保資格ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先8 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の84に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
29	85	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （３）国保給付ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先4	<u>都道府県知事</u>	厚生労働大臣	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
30	85	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （３）国保給付ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先 4 ①法令上の根拠	<u>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の164の項</u>	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の5の項	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
31	85	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （３）国保給付ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先 4 ②提供先における用途	<u>〔特定感染症検査等事業について〕(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務</u>	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
32	85	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （３）国保給付ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先 4 ③提供する情報	<u>医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報</u>	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
33	94	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （３）国保給付ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先 2 ②移転先における用途	<u>老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表の61の項）</u>	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の4 1の項）	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
34	95	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （３）国保給付ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先3 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
35	95	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （３）国保給付ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先3 ②移転先における用途	<u>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表の100の項）</u>	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の68の項）	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
36	95	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （３）国保給付ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先 4 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の23に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の15に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
37	95	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （３）国保給付ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先 4 ②移転先における用途	<u>生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表の23の項）</u>	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第 9 条第 1 項 別表第一の 1 5 の項）	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
38	96	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （３）国保給付ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先6 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
39	97	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （３）国保給付ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先7 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の68に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
40	97	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （３）国保給付ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先8 ②移転先における用途	<u>番号法第9条第1項別表の117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の84に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
41	106	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （４）国保収滞納ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先 1 ②移転先における用途	<u>生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表の23の項）</u>	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第 9 条第 1 項 別表第一の 1 5 の項	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
42	106	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （４）国保収滞納ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先 2 ②移転先における用途	<u>個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第 9 条第 1 項 別表の24の項）</u>	個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第 9 条第 1 項 別表第一の 1 6 の項	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
43	106	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （４）国保収滞納ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先 2 ②移転先における用途	<u>個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第 9 条第 1 項 別表の24の項）</u>	個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第 9 条第 1 項 別表第一の 1 6 の項	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
44	107	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （４）国保収滞納ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先 3 ②移転先における用途	<u>軽自動車税の還付・充当業務（番号法第 9 条第 1 項 別表の24の項）</u>	軽自動車税の還付・充当業務（番号法第 9 条第 1 項 別表第一の 1 6 の項	（別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
45	107	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （４）国保収滞納ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先 4 ②移転先における用途	<u>固定資産税の還付・充当業務（番号法第 9 条第 1 項 別表の24の項）</u>	固定資産税の還付・充当業務（番号法第 9 条第 1 項 別表第一の 1 6 の項）	（別添 3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
46	108	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （４）国保収滞納ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先 6 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添 3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
47	109	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （４）国保収滞納ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先 7 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の68に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添 3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
48	109	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 .特定個人情報ファイル名 （４）国保収滞納ファイル 5 .特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先 8 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の84に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添 3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
49	157	Ⅵ 評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	<u>令和6年8月19日</u>	令和5年8月23日	実施日を最新の日付に修正した。	自己点検
50	157	Ⅵ 評価実施手続 2．国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	<u>令和6年10月10日から令和6年11月8日までの30日間</u>	令和5年10月5日から令和5年11月6日までの33日間	パブリック・コメント制度の実施日等を最新の日付等に修正した。	パブリック・コメント実施期間の終了による
51	157	Ⅵ 評価実施手続 2．国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	<u>個人情報の保護、社会保障・税番号制度全般について</u>	－	パブリック・コメントの意見提出を受けたため。	パブリック・コメント実施期間の終了による

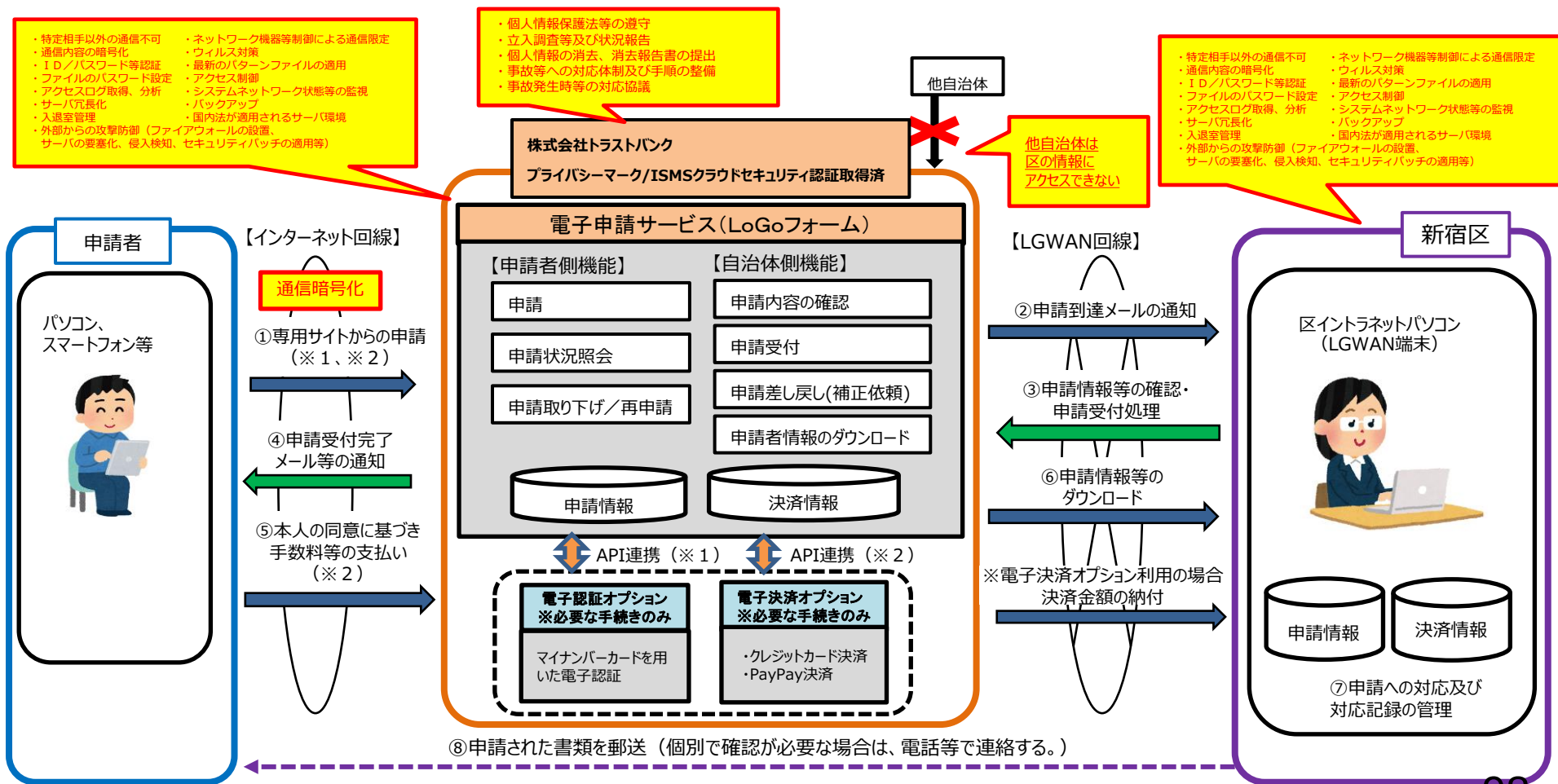
国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書
素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
52	157	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	<u>名称の表記方法の統一する等、一部評価書に反映する意見があった。</u> <u>寄せられたご意見等に対する区の考え方を、区のホームページに掲載。</u>	－	パブリック・コメントの意見提出を受けたため。	パブリック・コメント実施期間の終了による
53	157	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	<u>令和6年9月30日から令和6年11月13日まで</u>	令和5年10月20日から令和5年12月12日まで	第三者点検が終了したため。	第三者点検の終了による
54	157	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	<u>特定個人情報保護評価指針第10の1（2）に定める審査の観点における主な考慮事項で示された考察事項に基づき点検が行われ、文言や内容の整理等について指摘があった。</u> <u>なお、指摘事項を修正し適切かつ妥当な内容と認められた。</u>	特定個人情報保護評価指針第10（2）に定める審査の観点における主な考慮事項で示された考察事項に基づき点検が行われ、以下の点について指摘があった。 ◆「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」における「2. 基本情報」、「3. 特定個人情報の入手・使用」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」について、入手方法等を実態にあわせて修正、委託先名を表記するよう指摘を受け、内容を修正し、適切かつ妥当な内容と認められた。 ◆誤字・脱字・補記の指摘に対し、内容を修正の上、適切且つ妥当な内容と認められた。	第三者点検が終了したため。	第三者点検の終了による

L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）（No.2 4）

事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	区政情報課、情報システム課、健康づくり課、医療保険年金課
区 分	外部結合
目 的	申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性向上を図る。
対象者	手続の申請者
事業内容	1 概要 区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用して、子どもや健康、防災、景観などに関する申請やイベントの申込みなどの手続をオンラインで受け付けてきた。 今後、「東京共同電子申請・届出サービス」が令和6年度末で廃止され、よりサービス利用者にとって申請がしやすく、職員にとっても申請フォームを作成しやすい新たな電子申請サービス（L o G o フォーム）（以下、「L o G o フォーム」という。）が、東京都及び都内区市町村で共同調達・導入されることとなった。（令和6年度第1回個人情報保護管理運営会議承認済） については、区の電子申請による行政手続の導入促進等の観点から、下記3点にかかる電子申請のみ付議することとする。 ①単年度手続者が1,000人を超えることが想定される場合 ②オンライン決済機能を活用する場合 ③マイナンバーカードを活用した電子認証機能を活用する場合 2 外部結合の付議内容 新たに手続をL o G o フォームに追加することで、さらなる区民の利便性の向上を図ることとするため、東京都及び都内区市町村で共同調達・導入するL o G o フォームに外部結合を行う。 なお、当該手続は、上記①単年度手続者が1,000人を超えることが想定及び③マイナンバーカードを活用した電子認証機能を活用するため付議を行う。 3 対象者 約23,400件
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

電子申請サービスに係る個人情報の流れ(住民等から区への申請)



※1 「電子認証オプション」を活用した電子認証は、申請と併せ①の段階で行う。

※2 「電子決済オプション」を活用したオンライン決済は、④申請受付完了メール等の通知で決済金額を請求し、⑤の段階で行うほか、申請と併せ①の段階で行うこともできる。

【追加手続及び情報項目】

No	担当課	手続名（登録業務名）	取扱う個人情報項目	付議内容
1	区政情報課	法律相談・交通事故相談 予約受付	氏名、フリガナ、電話番号、区内在住・在勤の別、在住地・ 在勤地の住所、相談内容（選択式）、メールアドレス（任 意）	①約 1,400 件
2	健康づくり課	健康診査・がん検診等受 診券の請求	保険種類、性別、生年月日、フリガナ、氏名、住所、電話 番号、メールアドレス	①約 2,000 件
3	医療保険年金課	国民健康保険被保険者 資格喪失届	現住所、前住所、世帯主の名前、電話番号、届出人の住所、 氏名、続柄、電話番号、資格喪失者の氏名、ふりがな、生 年月日、続柄、職業、在留資格、個人番号、個人番号変更 歴	①約 10,000 件 ③マイナンバーカード
4	医療保険年金課	国民健康保険被保険者 資格取得届	現住所、前住所、世帯主の名前、電話番号、届出人の住所、 氏名、続柄、電話番号、資格取得者の氏名、ふりがな、生 年月日、続柄、職業、在留資格、個人番号、個人番号変更 歴	①約 10,000 件 ③マイナンバーカード

※①単年度手続者が1,000人を超えることが想定される場合、③マイナンバーカードを活用した電子認証機能を活用する場合

督促状(特別徴収分)の印字及び封入封緘等に係る業務の委託について (No.25)

事業名	特別区民税・都民税・森林環境税の督促状(特別徴収分)送付
担当課	税務課
区 分	業務委託
目 的	督促状(特別徴収分)の印字及び封入封緘・発送業務を委託することで事務の効率化を図るため。
対象者	特別区民税・都民税・森林環境税の滞納者(特別徴収義務者)
事業内容	1 概要 区では、特別区民税・都民税・森林環境税(以下「住民税等」という。)の滞納者(特別徴収義務者)に送付する督促状については、情報システム課がハガキに宛名を印字してから、事業者にはガキの圧着加工を委託している。(平成元年度第16回東京都新宿区個人情報保護審議会了承済み) この度、基幹業務システムの再整備に伴い、ホストシステムが廃止されることから、税務課の税務システムにより運用管理を行う。そのため、税務課が税務システムより抽出した対象者データを委託事業者へ送付し、委託事業者が印字・封入封緘する業務へ変更する。 なお、今までは圧着ハガキの督促状を送付していたが、今後は紙媒体の督促状に変更する。 2 業務委託の付議内容 ① 住民税等の督促状(特別徴収分)の印字処理業務 ② 住民税等の督促状(特別徴収分)の封入封緘業務 ③ 住民税等の督促状(特別徴収分)の発送業務 3 対象者 約5,400件(令和7年1月～3月分)
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

督促状(特別徴収分)送付に係る個人情報の流れ

※赤色の部分が今回の付議事項

新宿区

税務システム



対象者データ

郵便番号、所在地、事業者氏名、
指定番号、督促対象期別、課税額、
督促額

①対象者データ出力

イントラパソコン



- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウィルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

⑦職員による 納品物の検査

委託事業者

③封入用封筒の作成

委託先PC



④対象者データを 確認し、 督促状に印字

対象者データ

郵便番号、所在地、事業者氏名、
指定番号、督促対象期別、課税額、
督促額

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウィルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

⑤督促状及び同封物を 封入封緘



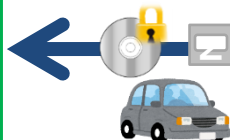
- ・特記事項等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・責任者及び取扱者の報告
- ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・データの暗号化
- ・鍵付きカバン等による運搬
- ・受渡し時の管理簿への記載
- ・鍵付キャビネット等での保管
- ・個人情報の返却及び消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

②対象者データ及び督促 状同封物の提供(DVD等 及び紙・手渡し)



- ・鍵付きカバン等による運搬
- ・受渡し時の管理簿への記載

⑥対象者データの返却 及び封入封緘物の納品 (DVD等及び紙・手渡し)



⑧委託先が郵便局へ搬入し、 滞納者(特別徴収義務者)宛てに発送



滞納者 (特別徴収 義務者)



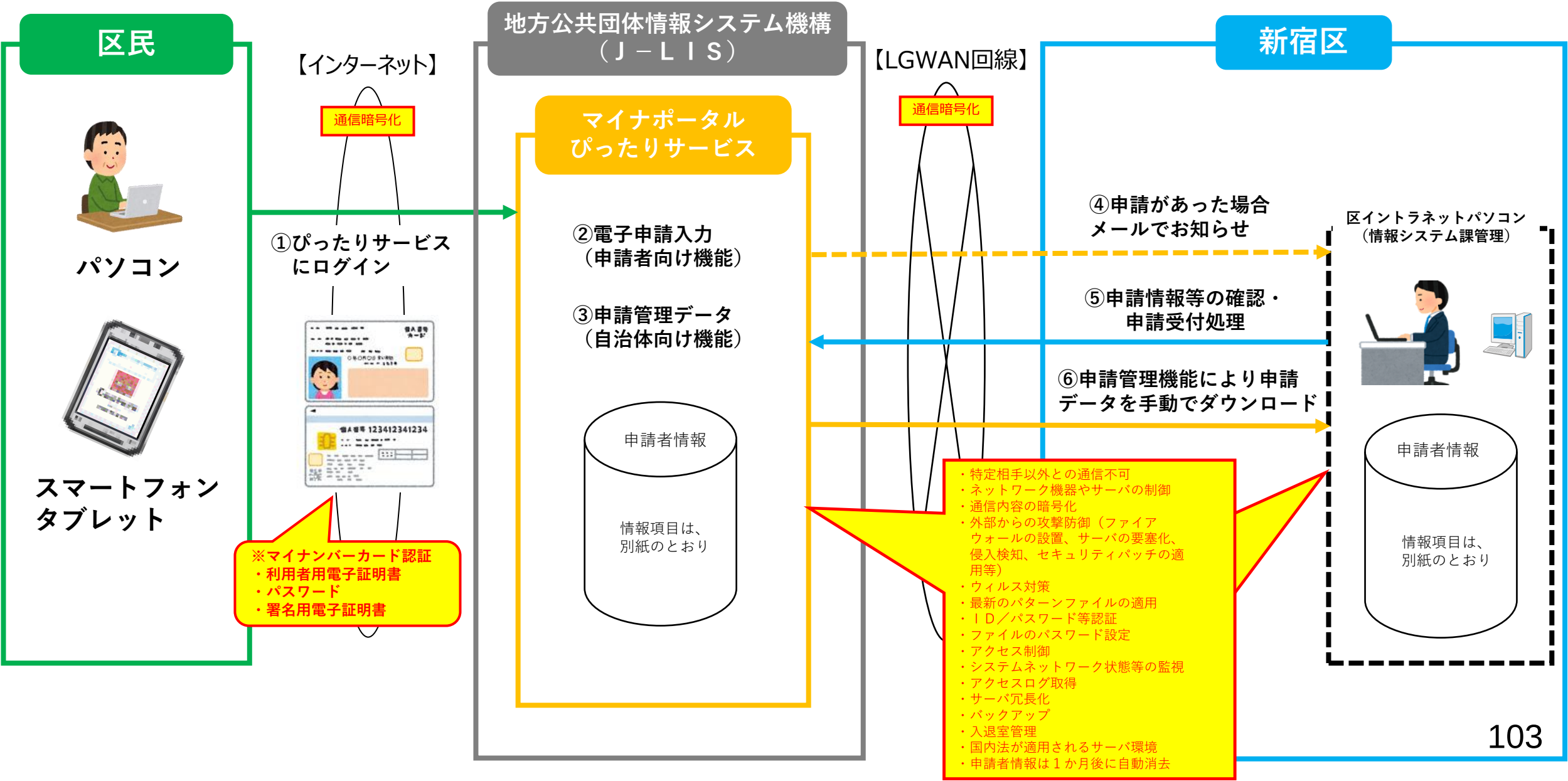
マイナポータルぴったり電子申請サービスの利用に係る外部結合について（手続の追加）
（No. 26）

事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	地域コミュニティ課、地域福祉課
区 分	外部結合
目 的	災害弔慰金の支給等に関する事務においてオンライン化を推進し、区民の利便性向上を図るため。
対象者	マイナポータルぴったり電子申請サービスを利用して、災害弔慰金の支給等に関する事務の申請を行う者。
事業内容	1 概要 国は令和2年12月に策定した「デジタル・ガバメント実行計画」において、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続の内、特に国民の利便性向上に資するオンライン化対象手続については、原則マイナポータルの基盤を活用することとされた。 そのため、区では、対象手続等において、マイナポータルぴったり電子申請サービスを活用し、電子申請手続きの検索から申請まで一貫したサービスを提供することで、区民サービスの向上、行政事務の効率化等を推進している。（令和3年度第9回、令和4年度第7回情報公開・個人情報保護審議会承認済み） この度、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）が定められたことにより、災害弔慰金の支給等に関する事務が情報連携の対象事務に追加された。 そのため、区では、災害弔慰金の支給等に関する事務においても、マイナポータルぴったり電子申請サービスを活用し、さらなる区民サービスの向上、行政事務の効率化等を推進する。 2 外部結合の付議内容 既に外部結合を行っている「総合行政ネットワークシステム（L G W A N）を介した地方公共団体情報システム機構（J-LIS）」において、手続の追加を行う。 3 対象者 約4,300人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

マイナポータルぴったり電子申請サービスを利用した電子申請に係る個人情報の流れ 【災害弔慰金等事務申請手続】

※本電子申請サービスの利用に係る地方公共団体情報システム機構との外部結合については、令和4年度第7回情報公開・個人情報審議会承認済。

新たに、災害弔慰金等事務申請手続を追加する。

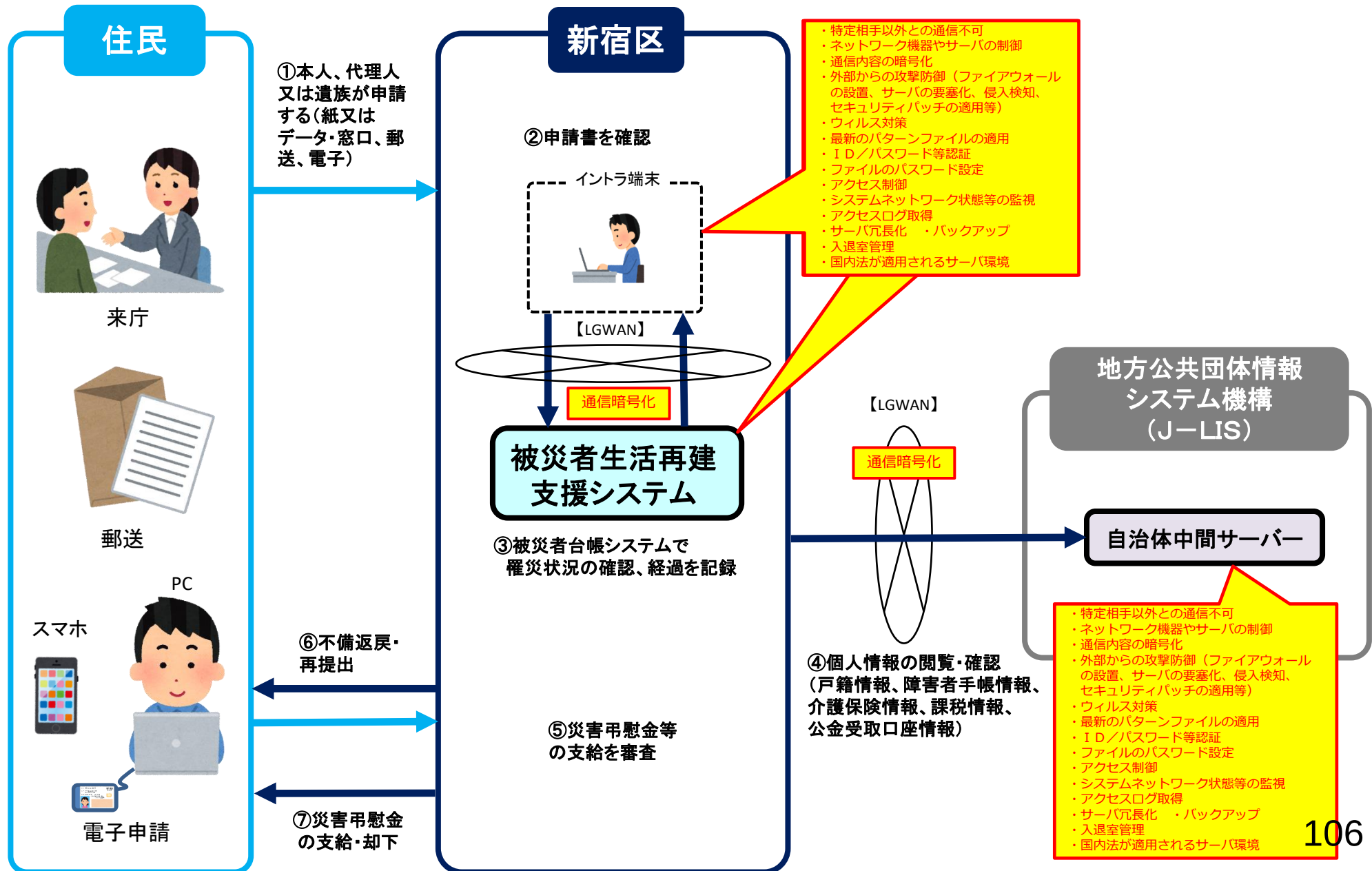


No	事務事業	担当課	利用する情報の項目
1	災害弔慰金の支給事務	地域コミュニティ課	災害名、【亡くなった方】住所(被災時)、氏名(フリガナ)、性別、生年月日、亡くなった場所、死亡年月日、亡くなった状況、【ご遺族の方】<先順位・第2順位>配偶者(住所・氏名)、子(住所・氏名)、父母(住所・氏名)、孫(住所・氏名)、申請年月日、【申請者】住所、氏名、滞在先住所、電話、マイナンバー、故人の状況(申出人、死亡者との続柄、死亡者氏名、性別、死亡時年齢、災害の発災3か月前から死亡までの経緯、災害発生前の故人の状況について、災害発生後の個人の状況について、あなたが考える故人の死亡と被災との関係)、振込指定金融機関、預金種別、口座番号、口座名義、依頼人氏名、生計同一に関する申立、同意意思確認
2	災害障害見舞金の支給事務	地域コミュニティ課	災害名、【負傷された方】住所(被災時)、氏名(フリガナ)、性別、生年月日、負傷された場所、負傷された年月日、状況、【被災時の世帯状況】同居者続柄、氏名、住所、扶養の有無、【支給に関する事項】障害の種類程度等、生計維持者の確認、調査同意意思確認、申請年月日、申請者郵便番号、住所、滞在先郵便番号、滞在先住所、氏名、電話、マイナンバー、障害を受けた方の状況(申出人、障害を受けた方との続柄、障害を受けた方の氏名、性別、災害を受けた時の年齢、障害を受けるまでの経緯、災害発生前の障害を受けた方の状況について、あなたが考える障害を受けた方と被災との関係)、診断書、振込指定金融機関、預金種別、口座番号、口座名義、依頼人氏名
3	災害援護資金の貸付事務	地域福祉課	被災日時、災害名、被災の種類、被害場所(住所)、氏名(フリガナ)、性別、生年月日、現住所、本籍、郵便番号、電話番号、マイナンバー、職業、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号、世帯の状況と所得(世帯員氏名、世帯主との続柄、年齢、マイナンバー、健否、職業、年間所得、勤務先・学校名)、資産の状況(土地面積、住居の状況、建物面積、生活保護受給有無、負債内容、負債金額)、連帯保証人情報(氏名(フリガナ)、性別、生年月日、年齢、郵便番号、現住所、電話番号、職業、年間所得、申込者との関係、家族数、資産、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号)、調査同意意思確認、連帯保証意思確認

災害弔慰金の支給等に関する事務に係る被災者生活再建支援システムに係る外部結合について（No. 27）

事業名	被災者生活再建支援システムの運用
担当課	地域コミュニティ課、地域福祉課
区 分	外部結合
目 的	災害発生時における効率的な被災者情報の一元管理のため、被災者生活再建支援システムに以下①～③の事務における経過を記録し、発災後の対応の迅速化を図る。 ①災害弔慰金支給事務 ②災害障害見舞金支給事務 ③災害援護資金の支給および免除事務 ※①②地域コミュニティ課、③地域福祉課
対象者	新宿区の住民基本台帳に記録されている住民及び住民登録外者
事業内容	1 概要 現在、国では、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るため、「被災者生活再建支援システム」を構築し、区でも令和7年2月1日より導入する予定である。（令和6年度第5回個人情報保護管理運営会議承認済み） この「被災者生活再建支援システム」の1つである「被災者台帳システム」では、被災者に関する情報を一元管理することができる。 そのため、①災害弔慰金の支給事務、②災害障害見舞金の支給事務については地域コミュニティ課、③災害援護資金の貸付及び免除事務については地域福祉課が「被災者台帳システム」を活用し、被災者に対する支援業務の迅速化・効率化を図る。 2 外部結合の付議内容 既に東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）と外部結合を行っている被災者生活再建支援システムの LGWAN 回線において、上記①～③の事務における個人情報確認・入力を追加する。 3 対象者 約4,300人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

災害弔慰金等に係る個人情報の流れ

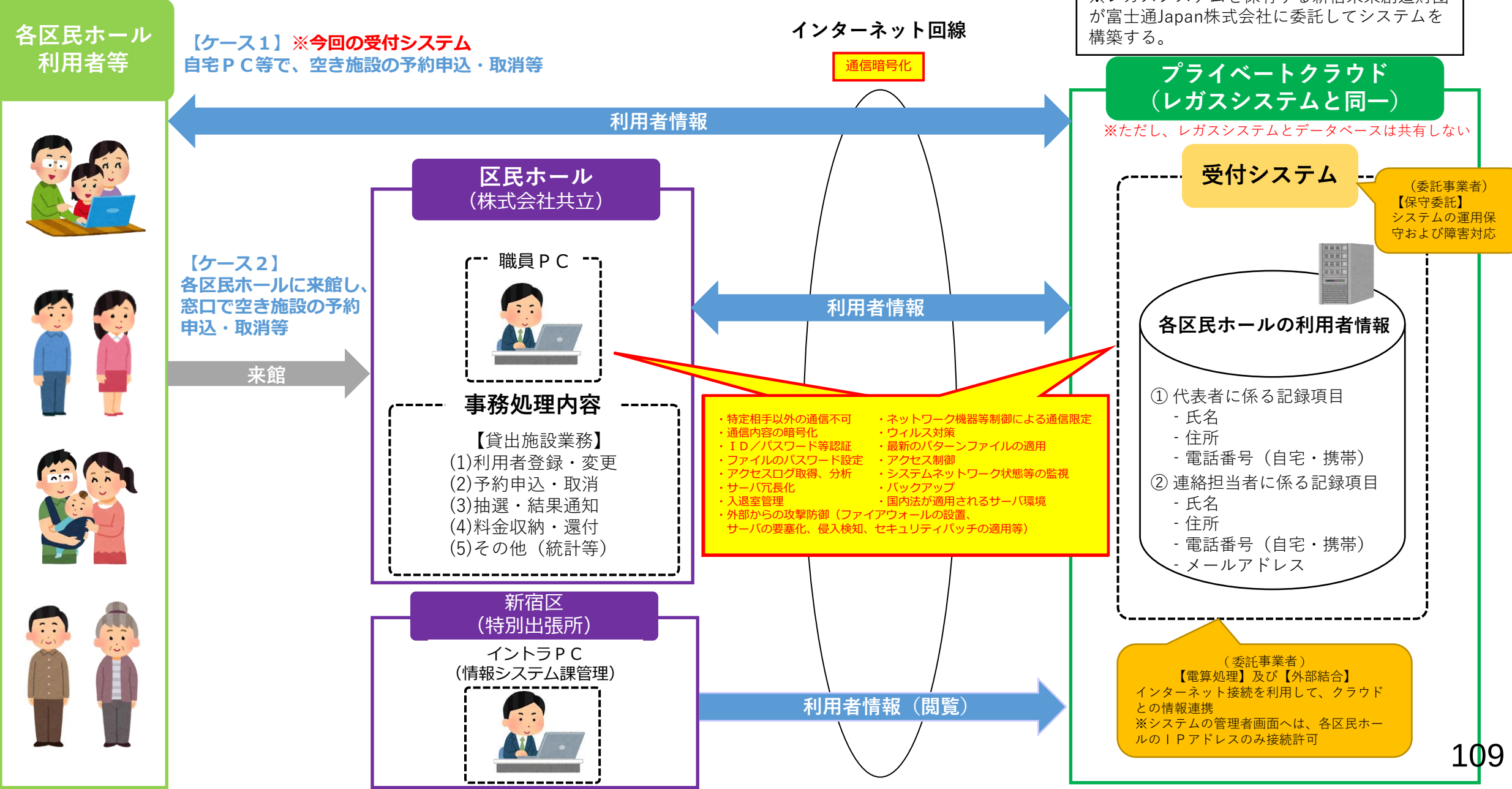


No	事務事業	担当課	利用する情報の項目
1	災害弔慰金の支給事務	地域コミュニティ課	災害名、【亡くなった方】住所(被災時)、氏名(フリガナ)、性別、生年月日、亡くなった場所、死亡年月日、亡くなった状況、【ご遺族の方】＜先順位・第2順位＞配偶者(住所・氏名)、子(住所・氏名)、父母(住所・氏名)、孫(住所・氏名)、申請年月日、【申請者】住所、氏名、滞在先住所、電話、マイナンバー、故人の状況(申出人、死亡者との続柄、死亡者氏名、性別、死亡時年齢、災害の発災3か月前から死亡までの経緯、災害発生前の故人の状況について、災害発生後の個人の状況について、あなたが考える故人の死亡と被災との関係)、振込指定金融機関、預金種別、口座番号、口座名義、依頼人氏名、生計同一に関する申立、同意意思確認
2	災害障害見舞金の支給事務	地域コミュニティ課	災害名、【負傷された方】住所(被災時)、氏名(フリガナ)、性別、生年月日、負傷された場所、負傷された年月日、状況、【被災時の世帯状況】同居者続柄、氏名、住所、扶養の有無、【支給に関する事項】障害の種類程度等、生計維持者の確認、調査同意意思確認、申請年月日、申請者郵便番号、住所、滞在先郵便番号、滞在先住所、氏名、電話、マイナンバー、障害を受けた方の状況(申出人、障害を受けた方との続柄、障害を受けた方の氏名、性別、災害を受けた時の年齢、障害を受けるまでの経緯、災害発生前の障害を受けた方の状況について、あなたが考える障害を受けた方と被災との関係)、診断書、振込指定金融機関、預金種別、口座番号、口座名義、依頼人氏名
3	災害援護資金の貸付事務	地域福祉課	被災日時、災害名、被災の種類、被害場所(住所)、氏名(フリガナ)、性別、生年月日、現住所、本籍、郵便番号、電話番号、マイナンバー、職業、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号、世帯の状況と所得(世帯員氏名、世帯主との続柄、年齢、マイナンバー、健否、職業、年間所得、勤務先・学校名)、資産の状況(土地面積、住居の状況、建物面積、生活保護受給有無、負債内容、負債金額)、連帯保証人情報(氏名(フリガナ)、性別、生年月日、年齢、郵便番号、現住所、電話番号、職業、年間所得、申込者との関係、家族数、資産、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号)、調査同意意思確認、連帯保証意思確認

区民ホール受付システムの構築に係る開発等について（No.28）

事業名	区民ホール受付システム
担当課	四谷・筆筈町・角筈特別出張所（保有課）及び地域コミュニティ課
区 分	電算処理、外部結合、指定管理
目 的	区民ホール受付システム（以下「受付システム」という。）を新設し、四谷・牛込筆筈・角筈区民ホール（以下「区民ホール」という。）の利用者（以下「利用者」という。）の利便性を向上させ、貸出施設の利用機会の拡大を図る。
対象者	区民ホールの利用者
事業内容	1 概要 現在、区民ホールの施設利用を希望する利用者は、施設の予約受付、予約状況の照会、空き状況の検索などについて、事前に電話で予約状況等の照会を行い、来館することで、予約受付をしている。（平成17年度第8回情報公開・個人情報保護審議会了承済み） 今後は、新たに予約受付システムを導入することで、インターネットを経由し、いつでも好きな時間帯に区民ホールの予約受付、予約状況の照会等を容易に行える仕組みを整えることにより、区民の利便性を向上させるとともに、区民ホールの利用率を向上させる。 2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容 （1）電算処理 レガスシステム（※）と同一クラウド基盤上に構築する。当該システムを用い、区民ホールにおける貸出施設業務を行う。 （2）外部結合 公益財団法人新宿未来創造財団（以下「新宿未来創造財団」という。）が管理するレガスシステムと同一クラウド基盤上に構築させ、そこで利用者情報を保有する。 （3）業務委託 新たな受付システムをレガスシステムと同一クラウド基盤上に構築させる業務を行う。 また、構築したシステムを、区民サービスを低下させず安定的に利用するため、システムのサービス提供・保守にかかる業務を行う。 ※レガスシステムとは、新宿未来創造財団が保有する総合受付システムであり、区内の生涯学習及びスポーツ施設の利用申請及び利用承認に係る業務をインターネットで行うために開発されたものをいう。 3 対象者 648団体
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

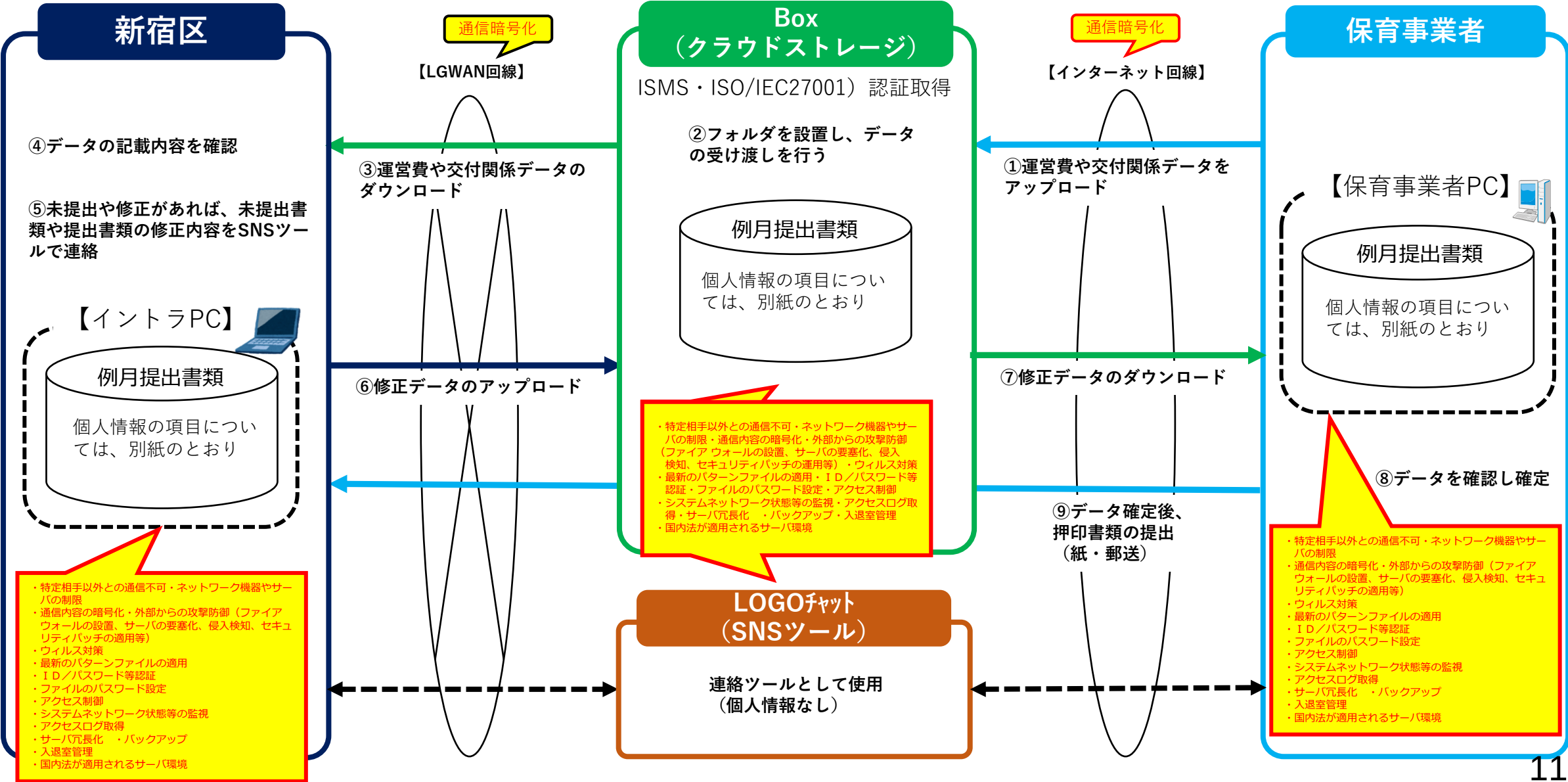
区民ホール受付システムの新設に係る個人情報の流れ



私立認可保育所・認定こども園運営費等給付事務に係る外部結合について（情報項目の追加）（No. 29）

事業名	私立認可保育所・認定こども園の運営費等給付事務
担当課	保育指導課
区 分	外部結合
目 的	私立認可保育所・認定こども園の運営費等給付事務における作業効率の向上及び事業の迅速化による業務改善推進のため
対象者	私立認可保育所・認定こども園運営事業者
事業内容	1 概要 現在、保育事業者への運営費や補助金の給付事務は、保育事業者から運営費や補助金の交付関係書類の提出を受け、区で内容を確認し、交付決定や支出の処理を行っている。この処理過程において、区の内容確認の際に提出書類の不備や不足がある場合は、クラウドストレージ（Box）及びSNS ツール（LOGO チャット）を活用して修正を依頼している。（令和5年度第1回個人情報保護管理運営会議承認済） この度、さらなる作業効率の向上や事業の迅速化を図るため、情報項目を追加する。 2 外部結合の付議内容 LGWAN 回線を介して区のイントラ PC とクラウドストレージを結合し、交付関係書類のデータを取得する。（外部結合） 3 対象者 約45事業者
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

私立認可保育所・認定こども園運営費等給付事務に係る個人情報の流れ



別紙 情報項目一覧

- 1 延長保育対象児童名簿（児童氏名・年齢・利用日）
- 2 延長保育料免除者一覧（児童氏名・クラス・年齢・階層区分・利用日数・保育料免除額）
- 3 産休等代替職員任用承認申請書（産休等職員の氏名・職種・出産予定日・傷病名、産休等代替職員の氏名・性別・住所・職種・資格の有無・資格取得年月日・任用予定期間）
- 4 産休等代替職員任用調書（産休等職員の氏名・職名・職種・資格取得年月日・生年月日・年齢・出産予定日・傷病名、産休等代替職員の氏名・資格の名称・資格取得年月日・生年月日・従事した職種・任用期間・賃金・就業日数・受領金額）
- 5 休日保育利用報告書（児童名・クラス・2・3号認定の有無・通所施設名・利用日・免除額）
- 6 一時保育実施報告書（児童氏名・住所・クラス・年齢・利用理由・利用日数・利用日・免除額）
- 7 幼稚園型一時保育利用児童名簿（児童氏名・クラス）
- 8 定期利用保育実施報告書（児童氏名・クラス・年齢・週当たり利用日数・利用実績・利用実日数・定期保育利用料・利用補助額）
- 9 障害児加算確認書（児童氏名、クラス、該当区分、職員氏名、保有資格）
- 10 職員名簿（氏名・職名・資格・資格取得日・勤務開始日・雇用形態・所定労働時間・配置・休業等状況・休業等開始日・休業等終了日・確認書類写し（雇用契約が確認できる書類・資格証・履歴書））
- 11 保管様式6 障害児保育（児童氏名・証明書類）
- 12 保管様式8 アレルギー児対応（児童氏名・受診医療機関名・診断日・診断書有効期間・解除年月日）
- 13 保管様式9 育児困難家庭への支援（児童氏名・生年月日・クラス・連携機関名）
- 14 保管様式10 外国人児童の受入れ（児童氏名・親の国籍・特別な対応の内容・留意事項）
- 15 保管様式12 育児不安の軽減（実施月日・保護者名氏名・児童氏名）
- 16 保管様式13 保育拠点活動支援（実習生氏名・所属・実施期間）
- 17 特別保育事業等推進加算要件確認票：障害児保育（園名・児童氏名・生年月日・クラス・確認書類）
- 18 特別保育事業等推進加算要件確認票：アレルギー児対応（園名・児童氏名・生年月日・クラス・確認書類）
- 19 特別保育事業等推進加算要件確認票：外国人児童受入れ（園名・児童氏名・生年月日・クラス・確認書類・対応内容）

- 20 保管様式 1 零歳児保育（児童一覧表（施設区分・園名・こどもコード・支給認定証番号・児童氏名・児童カナ・保護者氏名・保護者カナ・郵便番号・住所・児童生年月日・性別・続柄・支給認定区分・教育・保育区分・保育必要量・年齢・クラス・保育料階層（国階層・市階層）・順位））
- 21 保管様式 1 4 すくわくプログラム推進事業（確認書類（賃金台帳等））
- 22 公定価格（児童一覧表）
- 23 土曜日に閉所する場合 適用実績表（確認書類（土曜日保育をしたことが確認できる書類））

処遇改善等加算認定、保育士等キャリアアップ補助事業、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業事務に係る外部結合について（No.30）

事業名	処遇改善等加算認定、保育士等キャリアアップ補助事業、保育従事職員 宿舍借り上げ支援事業事務
担当課	保育指導課
区 分	外部結合
目 的	私立認可保育所・私立認定こども園・認証保育所・事業所内所保育所運営 事業者及び居宅訪問型保育運営事業者（以下「保育事業者」という。）の処 遇改善等加算認定、保育士等キャリアアップ補助事業、保育従事職員宿舍 借り上げ支援事業事務における作業効率の向上及び事業の迅速化による業 務改善推進のため
対象者	私立認可保育所・私立認定こども園・認証保育所・事業所内保育所・居宅 訪問型保育運営事業者
事業内容	1 概要 保育指導課の業務である保育事業者への処遇改善等加算認定、保育士 等キャリアアップ補助事業、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業事務は、 保育事業者等から加算適用や補助金の交付関係書類の提出を受け、区で 内容を確認し、適用及び交付の決定や支出の処理を行っている。この処理 過程において、区の内容確認の際に提出書類の不備や不足がある場合は、 メールや電話で保育事業者に連絡し、修正等の書類を郵送等にて再提出 してもらっているため、作業時間を要している。 上記の業務における作業効率の向上や事業の迅速化を図るため、既存 のクラウドストレージ（Box）を活用する。 2 外部結合の付議内容 LGWAN 回線を介して区のイントラ PC とクラウドストレージを結合し、 交付関係書類のデータを取得する。 3 対象者 約45事業者
個人情報の 流れ及び情 報保護対策	別紙のとおり

別紙 情報項目一覧

1 処遇改善等加算認定事務

- (1) 加算率等認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）（職員氏名・職種・経験年数・資格取得年月日・確認書類写し（雇用契約が確認できる書類・資格証・履歴書））
- (2) 在職証明書（現住所・職員氏名・生年月日・在職期間・職種資格取得年月日）又は同等の内容が確認できる書類
- (3) 賃金改善明細（職員別表）（申請）（職員氏名・職種・支払賃金見込額）
- (4) 処遇改善等加算Ⅱ 研修受講状況等確認表（職員氏名・職種・研修受講状況・研修受講等証明書）
- (5) 賃金改善内訳（職員別内訳）（申請）（職員氏名・職種・賃金改善見込額）
- (6) 施設型給付費等に係る加算・調整項目申請書
 - ① 副園長・教頭配置加算（確認書類写し（副園長又は教頭となる者の氏名、年齢、給与等を記載した書類・保育教諭等の配置状況が確認できる書類））
 - ② 学級編制調整加配加算（確認書類写し（学級担任の配置状況が確認できる書類））
 - ③ 3歳児配置改善加算（確認書類写し（職員の配置状況が確認できる書類））
 - ④ 4歳以上児配置改善加算（確認書類写し（職員の配置状況が確認できる書類））
 - ⑤ 満3歳児対応加配加算（確認書類写し（職員の配置状況が確認できる書類））
 - ⑥ 講師配置加算（確認書類写し（非常勤講師の配置が確認できる書類））
 - ⑦ チーム保育加配加算（確認書類写し（低年齢児を中心とした小集団化したグループ教育の実施を確認できる書類））
 - ⑧ 賃借料加算（確認書類写し（賃貸借契約書））
 - ⑨ チーム保育推進加算（実績報告）（確認書類写し（対象職員の賃金等の支出額が確認できる書類））
 - ⑩ 障害児保育加算（確認書類写し（障害児である旨が確認できる書類））
 - ⑪ 資格保有者加算（確認書類写し（資格証））
 - ⑫ 休日保育加算（確認書類写し（休日等における職員体制が確認できる書類））
 - ⑬ 土曜日に閉所する場合 適用年間予定表（確認書類写し（土曜日保育をしたことが確認できる書類））

- ⑭ 特定の日に保育を行わない場合（確認書類写し（保育を行わない日数及び保育を行わない日が確認できる書類））
- ⑮ 主任保育士専任加算（確認書類写し（主任保育士に任命したことが確認できる書類・保護者等からの育児相談、地域の子育て支援活動等の実施状況がわかる書類））
- ⑯ 療育支援加算（確認書類写し（養育支援の取組がわかる書類））
- ⑰ 栄養管理加算（確認書類写し（栄養士の活用状況がわかる書類・栄養士の嘱託契約又は配置状況が確認できる書類））
- ⑱ 高齢者等活躍促進加算（申請）（職員氏名・生年月日・年齢・雇用期間・確認書類写し（雇用契約が確認できる書類））
- ⑲ 高齢者等活躍促進加算（実績報告）（職員氏名・生年月日・年齢・雇用期間・確認書類写し（雇用契約が確認できる書類））
- ⑳ 小学校接続加算（確認書類写し（小学校との連携等の取組の実施状況がわかる書類））
- (7) 賃金改善明細（職員別表）（実績報告）（職員氏名・職種・支払賃金額）
- (8) 賃金改善内訳（職員別内訳）（実績報告）（職員氏名・職種・賃金改善額）
- (9) 職種別給与シート・常勤職員（総括表・加算当年度給与・基準年度・差額）（職員氏名・職種・給与支払額・基本給支払額・手当支払額）
- (10) 職種別給与シート・非常勤職員（総括表・加算当年度給与・基準年度・差額）（職員氏名・職種・給与支払額・基本給支払額・手当支払額）
- (11) 職種別給与シート・教育・保育従事者以外の職員（総括表・加算当年度給与・基準年度・差額）（職員氏名・職種・給与支払額・基本給支払額・手当支払額）
- (12) 職務分担表（職員氏名・職名・職層・発令日・確認書類写し（役職等の発令された日が確認できる書類））
- (13) 技能・経験に着目した加算賃 分掌表（申請）（氏名・職種・研修受講状況・研修受講等証明書）
- (14) 処遇改善等加算賃金改善計画書（申請）（職員氏名・職種・賃金改善見込額）
- (15) 技能・経験に着目した加算の確認に係る分掌表（実績報告）（氏名・職名・職種・研修受講状況・賃金改善額・研修受講等証明書）

- (16) 処遇改善等加算賃金改善実績報告書（実績報告）（職員氏名・職種・賃金改善額）

2 保育士等キャリアアップ補助事業

- (1) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金Ⅱ 賃金改善見込額算定表（職員氏名・職名・賃金改善見込額・受講済研修分野・研修を受講したことが確認できる書類）
- (2) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金Ⅱ 賃金改善額算定表（職員氏名・職名・賃金改善額・受講済研修分野）

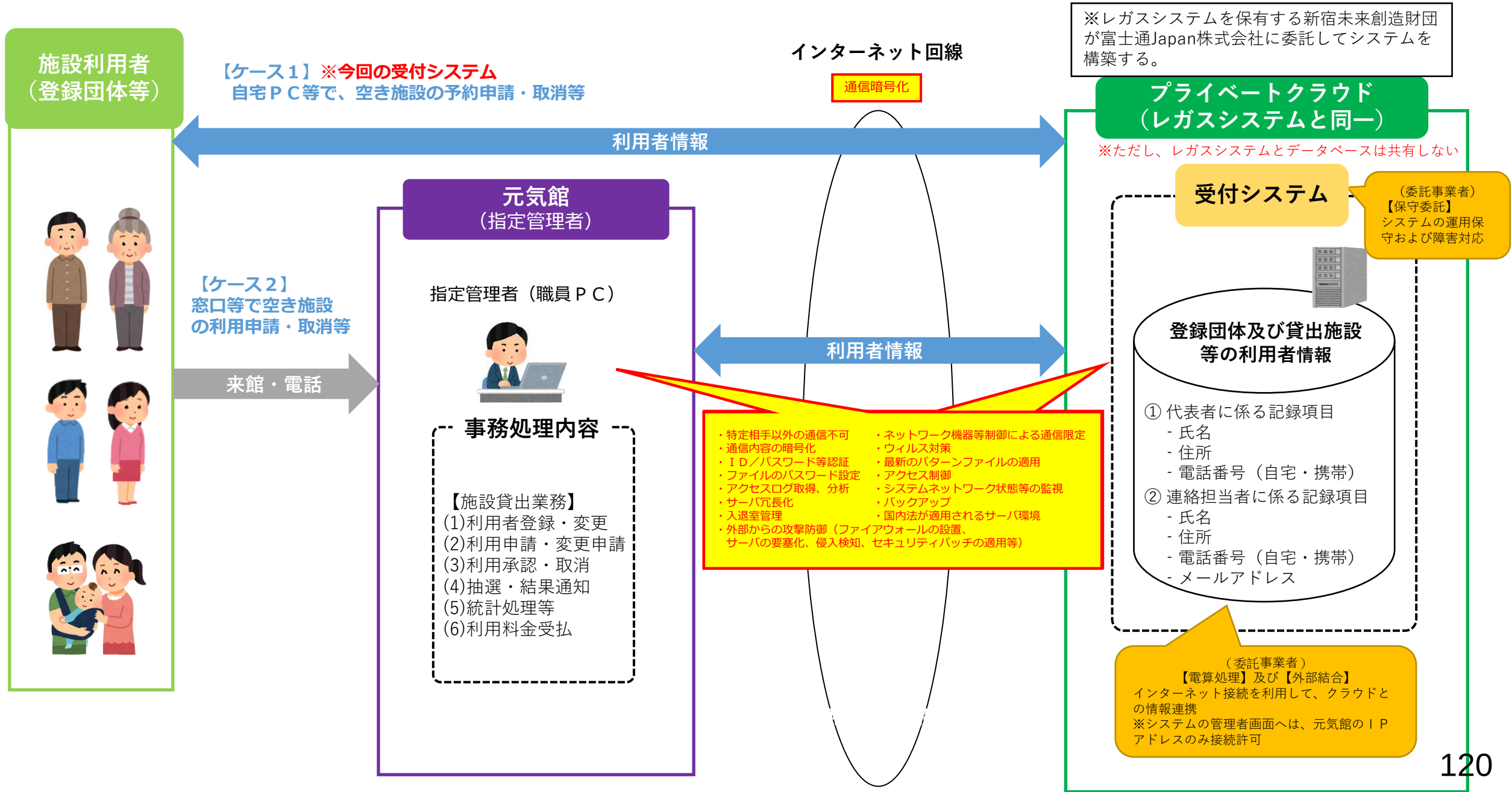
3 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業

- (1) 新宿区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金所要額内訳書（ア 保育士・イ 保育士を除く保育等に従事する職員）（宿舍の住所・入居者の職種・入居者名・採用年月日・採用年数・通勤時間・賃借料・共益費（管理費）・礼金・更新料等・使用料・確認書類写し（雇用契約が確認できる書類・施設の異動日が確認できる書類、雇用保険又は社会保険の資格が喪失した日が確認できる書類・資格証・履歴書・住民票・賃貸借契約が確認できる書類・通勤経路が確認できる書類・日割額算定表）
- (2) 新宿区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金実績額内訳書（ア 保育士・イ 保育士を除く保育等に従事する職員）（賃借料、共益費（管理費）、礼金・更新料等の支払が確認できる書類、使用料（本人負担額）が事業者を支払われていることが確認できる書類、宿舍入居職員の研修受講報告書類）

新宿区立元気館における貸室予約受付システムの構築に係る開発等について（No.31）

事業名	元気館貸室予約受付システム
担当課	健康政策課
区 分	電算処理、外部結合、指定管理
目 的	予約受付システムを新たに導入することで、予約受付、予約状況の照会、空き状況の検索が容易にできるようになり、区民の利便性を向上させるとともに、元気館の利用促進を目指す。
対象者	元気館利用者（登録団体及びその他団体利用者）
事業内容	1 概要 現在、元気館の施設利用を希望する登録団体（※1）等は、施設の予約受付、予約状況の照会、空き状況の検索などについて、電話等で問い合わせを行うことで、予約や照会などを行っている。（平成17年度第8回情報公開・個人情報保護審議会了承済み） 今後は、新たに予約受付システムを導入することで、インターネットを経由し、いつでも好きな時間帯に施設の予約受付や予約状況の照会等を行うことができるようになる。 また、インターネットからの利用枠抽選機能により、利用者は毎月抽選日に元気館に集まる必要がなくなり、交通費と時間を削減できるため、区民の負担軽減と利便性の向上につながる。 ※1 登録団体とは、新宿区立元気館条例第20条第1項に規定し、会員数5名以上で過半数が区民であり、代表者又は責任者が明確で、かつ、区民である団体。 2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容 （1）電算処理 レガスシステム（※2）と同一クラウド基盤上に構築する。本システムを用い、元気館における貸室業務を行う。 （2）外部結合 公益財団法人新宿未来創造財団（以下「新宿未来創造財団」という。）が管理するレガスシステムと同一クラウド基盤上に構築させ、そこで利用者情報を保有する。 （3）業務委託 新たな受付システムをレガスシステムと同一クラウド基盤上に構築させる業務を行う。 また、構築したシステムを、区民サービスを低下させず安定的に利用するため、システムのサービス提供・保守にかかる業務を行う。 ※2 レガスシステムとは、新宿未来創造財団が保有する総合受付システムであり、区内の生涯学習及びスポーツ施設の利用申請及び利用承認に係る業務をインターネットで行うために開発されたもの。 3 対象者 登録団体：167団体（令和2年3月31日時点） 登録団体利用数：2,389件（27,439名） その他団体利用数：1,876人（14,571名）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

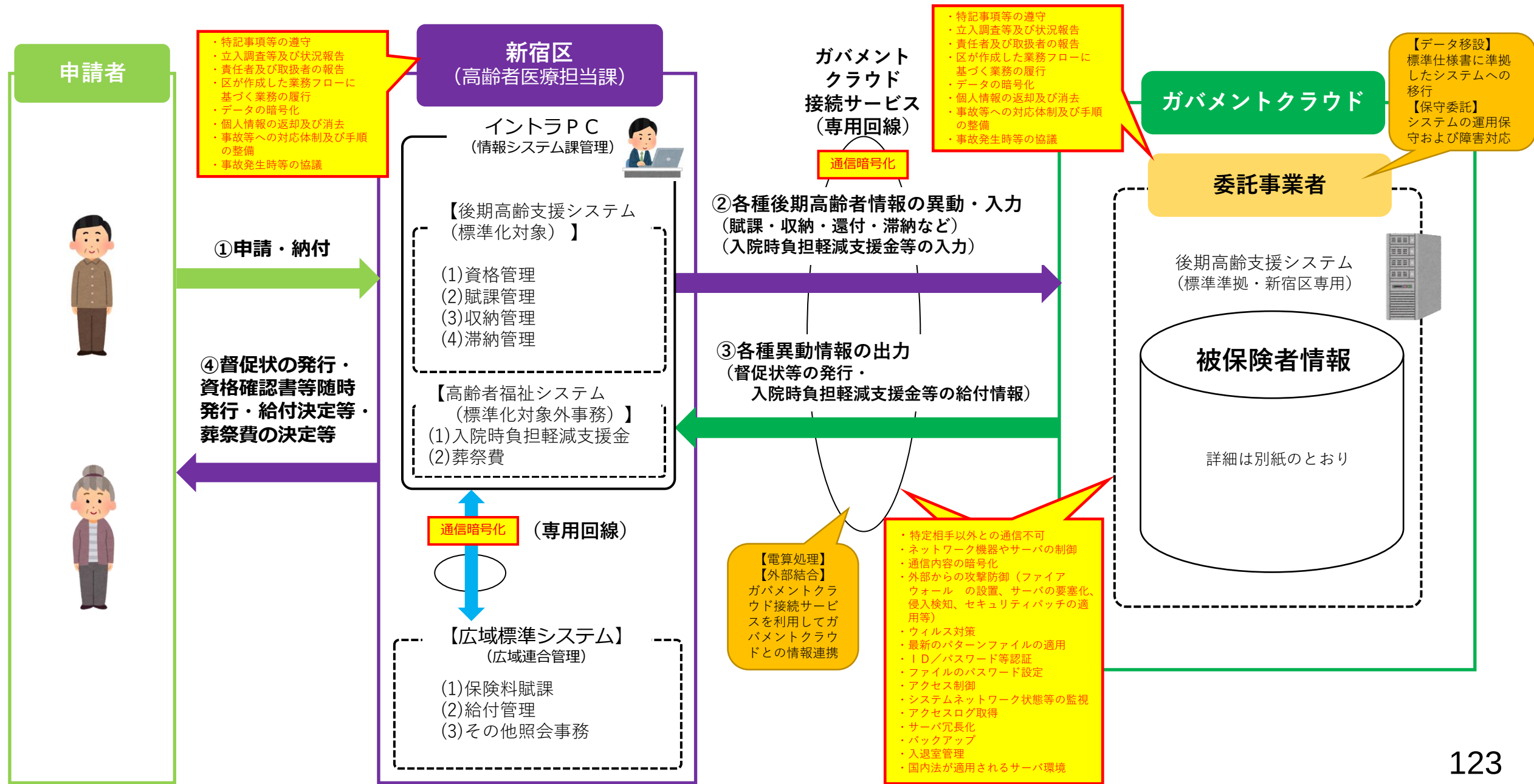
元気館貸室受付予約システムに係る個人情報の流れ



地方公共団体情報システム標準化に対応した後期高齢支援システムへの移行等について
(No. 3 2)

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した後期高齢支援システムへの移行
担当課	高齢者医療担当課
区 分	電算処理、外部結合、業務委託
目 的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)(以下「標準化法」という。)に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応した後期高齢支援システムをガバメントクラウドへ移行し、安定した後期高齢者医療保険制度事務の継続及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区後期高齢者医療保険の被保険者及びその世帯員
事業内容	1 概要 現在、後期高齢者医療制度では、都道府県単位に設置される「広域標準システム」と、市区町村単位に設置される「後期高齢支援システム」の両方のシステムを利用して事務処理を行っており、それぞれのシステムの役割としては、後期高齢者医療広域連合が管理する「広域標準システム」は保険料の賦課や給付管理などを分担し、市区町村が管理する「後期高齢支援システム」は住民データの収集・連携、保険料収納、滞納管理などを行っている。(平成19年度第2回、平成23年度第6回情報公開・個人情報保護審議会承認済み) その他、区では、入院時負担軽減支援金及び葬祭費について、「高齢者福祉システム」にて処理を行っている。(平成19年度第6回情報公開・個人情報保護審議会承認済み) 令和3年9月に公布された「標準化法」において、住民基本台帳をはじめとする標準化対象事務について標準仕様書が示され、各市区町村はその基準を満たしたシステム使用することが義務付けられ、「後期高齢支援システム」について、令和7年度末までに標準化へ対応することが求められた。 併せて、標準化法第10条により、標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされており、セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う。 なお、標準化対象外である、「高齢者福祉システム」についても、標準化の関連システムであることから、ガバメントクラウドを利用して運用を行う。

	2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容 (1) 電算処理 後期高齢者医療保険に関する事務（資格管理、賦課管理、収納管理、滞納管理）を「標準仕様書」に準拠した「後期高齢支援システム」へ移行する。 (2) 外部結合 後期高齢システム標準化にあたり、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上に事業者が構築する標準準拠システムを運用し、ガバメントクラウドとの結合を行う。併せて、標準化対象外である「高齢者福祉システム」についても、標準化の関連システムであることから、ガバメントクラウドを利用して運用を行う。 (3) 業務委託 現行システムからガバメントクラウドへのデータ移行作業及び運用保守業務を委託する。 3 対象者 約 8 6, 0 0 0 人（令和 6 年 7 月時点）
個人情報の 流れ及び情 報保護対策	別紙のとおり

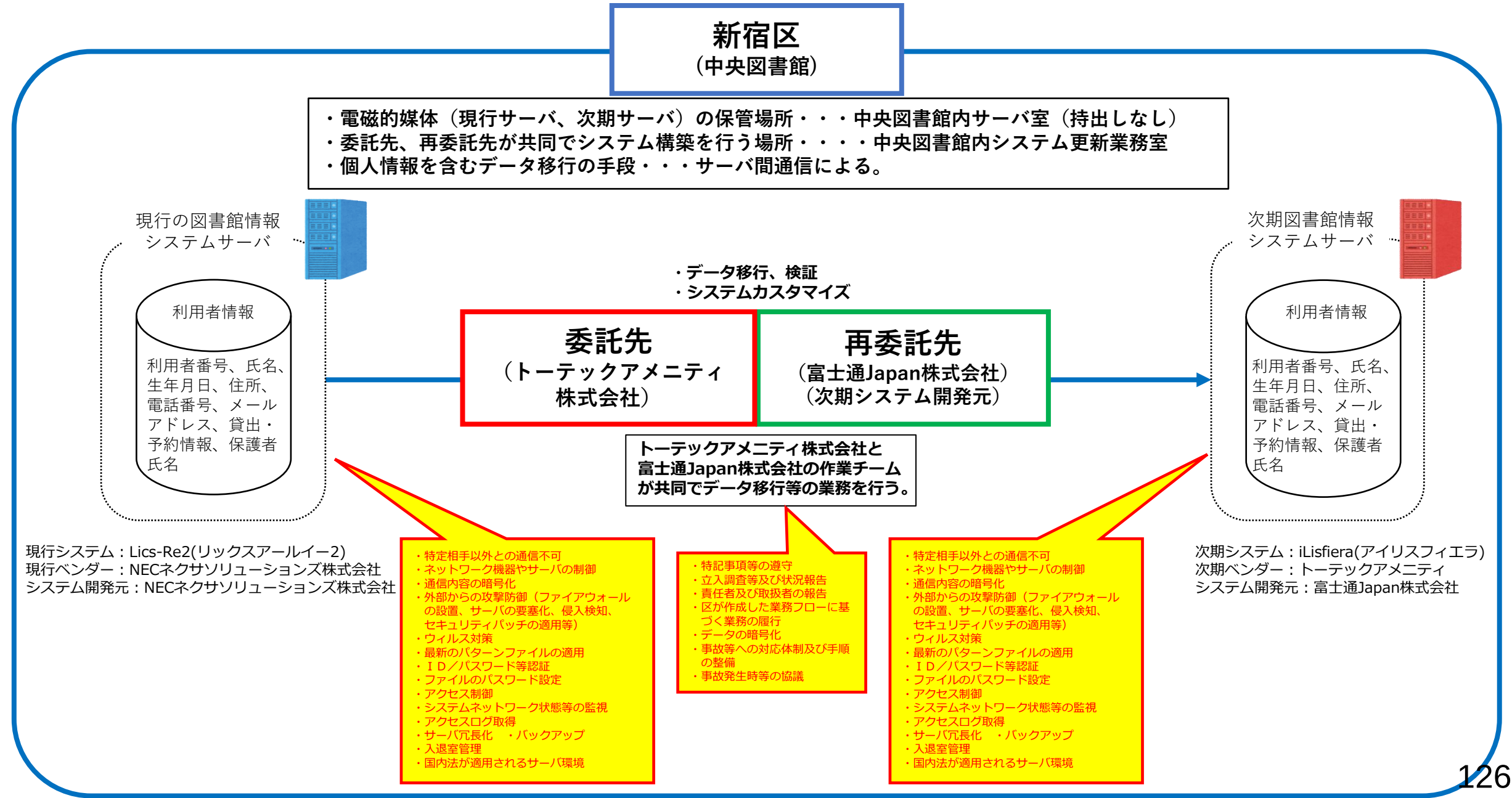


記録項目名	記録項目名	記録項目名
個人区分コード	口座利用区分	時効更新事由
住基異動事由コード	徴収猶予区分	還付充当コード
本名通称名区分コード	収納区分	決定理由
外国人区分コード	納入方法コード	処理結果
生年月日年号コード	過誤納状態区分	特別徴収期別番号
性別コード	還付支払方法区分	普通徴収期別番号
広域続柄コード	通知内容コード	特別徴収状態区分
世帯登録区分コード	特別徴収制度コード	2 分の 1 判定結果
国籍コード	特別徴収義務者コード	特別徴収中止事由
広域在留資格コード	年金コード	分割納付取消理由
資格取得事由コード	性別コード（年金）	交渉方法区分
資格喪失事由コード	各種区分（特別徴収対象者情報）	滞納整理記録
減額区分	各種区分（特別徴収追加候補者情報）	口座振替処理区分
申告区分コード	各種区分（資格喪失等通知）	振替結果コード
賦課事由コード	各種区分（仮徴収額変更通知）	時効更新区分
住民税課税非課税区分コード	各種区分（住所地特例該当通知）	時効の完成猶予事由
異動区分コード	後期移管コード	コンビニ速報・確報区分
暫定賦課フラグ	施設入所区分コード	通知書通知理由コード
経過措置対象フラグ	介護待機フラグ	口座管理区分
旧ただし書所得優先フラグ	金融機関	還付保留状態
減額対象所得優先フラグ	支店	返送理由
低Ⅰ低Ⅱ判定所得優先フラグ	口座種別	返送状態
一部負担割合判定所得優先フラグ	滞納処分内容	状況区分
期割情報種別	歳入歳出区分	執行停止事由
通知書発送要否フラグ	過誤納発生事由	未申告区分
住民税更正事由コード	認定結果	異動区分
特別軽減区分	特記区分	納入方法
徴収方法区分コード	証区分コード	指定金融区分コード
所得割減額区分	保険者種別	納付書種別
滞納状態コード	猶予区分	住民種別
不納欠損事由コード	本店支店区分	債券種別区分
業務区分		

図書館情報システムにおけるシステムの更新等について（No.33）

事業名	図書館情報システム更新業務委託
担当課	中央図書館
区 分	電算処理、業務委託
目 的	図書館情報システムの更新によるサービスの向上のため
対象者	図書館情報システムで利用者登録されている個人利用者（区内在住、都内在住、区内在勤、区内在学）
事業内容	1 概要 現在、図書館情報システムにおいては、5年から7年を周期として、プロポーザル方式で選定された事業者がシステム更新を行っている。（平成元年度第15回東京都新宿区個人情報保護審議会で承認済み） この度、システムの更新時期を迎えたため、プロポーザル方式により委託事業者を選定したところ、トーテックアメニティ株式会社が選定された。 今回のシステム更新にあたり、トーテックアメニティ株式会社が導入する図書館情報システム「iLisfiera（アイリスフィエラ）」は、富士通 Japan 株式会社が開発元となっており、新システムへのデータ移行及びシステムのカスタマイズ作業においては、富士通 Japan 株式会社へ再委託を依頼することで、システム更新業務を安全かつ効率的に実施する。 2 電算処理、業務委託の付議内容 （1）電算処理 新たな図書館情報システムへのデータ移行及びシステムのカスタマイズ作業を行う。 （2）業務委託 システムの更新にあたり、機器更新及びシステム更新業務を委託する。 （3）再委託 システムの更新にあたり、富士通 Japan 株式会社に現行システムからのデータ移行等を再委託する。 3 対象者 約112,000人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

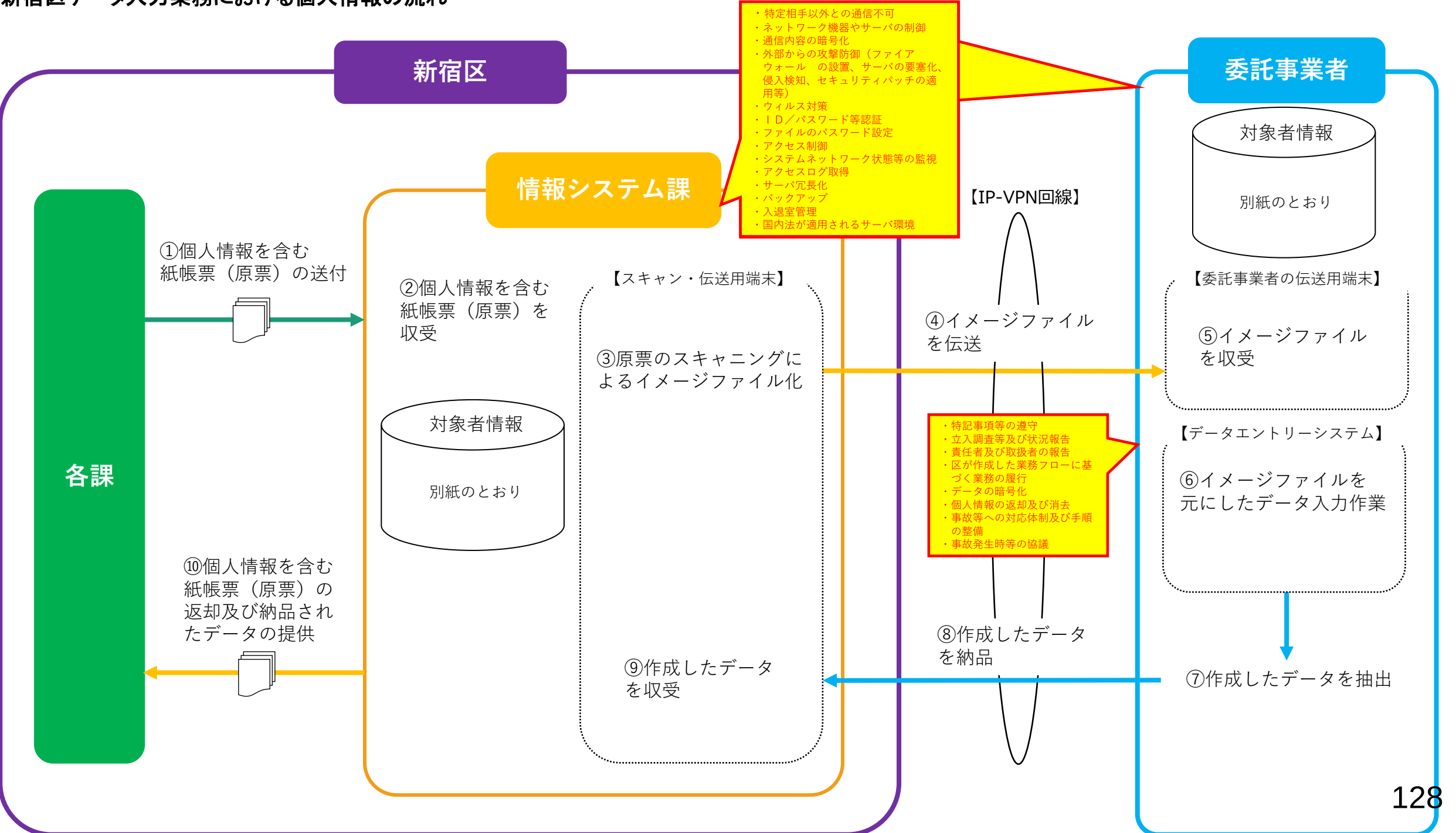
図書館情報システムの更新における個人情報の流れ



新宿区データ入力業務に係る外部結合等について（No.34）

事業名	新宿区データ入力業務
担当課	情報システム課
区 分	外部結合、業務委託
目 的	各課から依頼されたデータ入力を行う
対象者	各課から情報システム課に依頼されるデータ入力の対象者
事業内容	1 概要 現在、情報システム課では、データエントリーシステム機器を用いて、各課から依頼を受けた個人情報を含む紙媒体を電磁的記録にする作業（データ入力）を行っている。 この度、情報システム課が保有しているデータエントリーシステムが、令和7年7月に保守期限を迎えることから、現在行っている執務室内でのデータ入力運用を廃止し、データ入力業務を包括的に委託することで事務の効率化を図る。 2 外部結合、業務委託の付議内容 （1）外部結合 閉域網である IP-VPN 回線を利用して、新宿区役所の情報システム課執務室内に設置する PC と、委託業者に設置する PC を結合する。 （2）業務委託 情報システム課が各課から依頼を受けたデータ入力対象の紙帳票を元に、データ入力業務を行う。 3 対象者 約31万件（令和5年度データ入力実績件数）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

新宿区データ入力業務における個人情報の流れ



別紙 情報項目一覧

- 1 **外国人学校補助金**（児童生徒氏名・保護者氏名・電話番号・住所・転入年月日・在籍学校名・学年・在籍期間・在留カード番号・生年月日・続柄・世帯番号・年間総所得額）
- 2 **読書に関するアンケート集計**（学校番号・学年）
- 3 **区政モニターアンケート同意書**（氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・FAX 番号・区内在住期間・職業等・モニター経験・各種団体地域活動経験）
- 4 **福祉情報 おむつ用代金定期更新**（住所・氏名・代金・口座登録者住所及び氏名・おむつ利用者住所及び氏名・住民番号）
- 5 **収入日計（後期高齢者医療制度）**（被保険者番号・相当年度・口座・自治体コード・税目コード・年度・期別・納付書コード・納付額・延滞金・合計金額・収入区分・領収年月日）
- 6 **高齢者インフルエンザ予防接種予診票**（氏名・住所・住民番号・生年月日・自己負担金・健康状態・代筆者氏名及び続柄・接種年月日・実施医療機関）
- 7 **予防接種予診票**（氏名・住所・住民番号・生年月日・性別・自己負担金・健康状態・接種年月日・実施医療機関・保護者または同伴者氏名及び緊急連絡先（電話番号））
- 8 **歯科健康診査受診票/問診票**（氏名・住所・受診番号・生年月日・性別・健診実施日・健診方法・自己負担金・歯の健康状態・その他注意すべき所見・総合判定結果・問診票内容・実施医療機関）
- 9 **フッ化物塗布受診**（氏名・住所・受診番号・生年月日・年齢・電話番号・検査日・アンケート内容・歯の健康状態・検査結果・相談内容・実施医療機関）
- 10 **後期高齢者歯科健康診査受診票/問診票**（氏名・住所・受診番号・生年月日・性別・健診実施日・健診方法・自己負担金額・歯の健康状態・健診結果・問診票内容・実施医療機関）
- 11 **国保高額療養費処理**（保険証番号・世帯主氏名・診療年月・課税区分・所得区分・第三者行為の有無・医療機関等への支払い・請求年月・被保険者氏名・生年月日・性別・実施医療機関・入院又は外来・日数・総医療費・自己負担額・支給金額等・住所・電話番号・銀行口座情報・実施医療機関）
- 12 **国保療養費処理（外部機関）**（受給者番号・保険証番号・療養者氏名・性別・生年月日・続柄・被保険者氏名・傷病の原因・施術内容・施術日施術者住所・施術者氏名・申請者住所・申請者氏名・申請者電話番号・代理人住所・代理人氏名・代理人電話番号・銀行口座情報・医師住所・医師氏名）

- 13 国保療養費処理（旧レイアウト）（保険証番号・傷病名・発病日・被保険者名・性別・生年月日・続柄・受診月・実施医療機関・医師等名・療養費の支給申請・発病等の理由・療養費用・世帯主氏名・住所・電話番号・銀行口座情報・患者負担額・支払済額）
- 14 国保 収入日計処理（納付番号・確認番号・納付区分・保険証番号・賦課年度・対象年度・期別・納付者氏名・保険料・延滞金・合計金額・領収日・口座区分・納付区分）
- 15 介護 納付書兼納入済通知書（納付書コード・自治体コード・科目コード・調定年度・被保険者番号・延滞金区分・口座区分・納付額・保険料・延滞金・期別・領収年月日）
- 16 介護 預金口座振替依頼書（被保険者番号・氏名・住所・電話番号・口座管理者氏名・口座管理者住所・口座管理者電話番号・被保険者との関係・銀行口座情報）
- 17 介護 還付口座登録届出書（被保険者番号・被保険者氏名・口座名義人氏名・口座名義人住所・口座名義人電話番号・被保険者との関係・銀行口座情報・委任者氏名及び住所・受任者氏名及び住所・相続人氏名・相続人住所・相続人続柄・相続人電話番号）
- 18 税務 普徴収入日計MPN納付済通知書（納付番号・確認番号・納付区分・年度期別・納税通知書番号・税額・延滞金・氏名・領収日）
- 19 税務 軽自収入日計MPN納付済通知書（納付番号・確認番号・納付区分・年度期別・納税通知書番号・税額・延滞金・氏名・領収日）
- 20 税務 収入日計（平成用）（指定番号・住所・氏名・年月・納税額・延滞金・領収日）
- 21 税務 収入日計（OCR用）（指定番号・住所・氏名・年月・納税額・延滞金・領収日）
- 22 税務 過誤納還付金MT作成入力票（請求者住所・氏名・電話番号・銀行口座情報・納付義務者・還付金額・過誤納発生の理由・賦課年度・対象年度・科目・通知書番号・過誤納番号）
- 23 国政調査調査員報酬口座振替依頼（氏名・銀行口座情報）
- 24 新型コロナワクチン予防接種予診票（氏名・住所・住民番号・生年月日・健康状態・代筆者氏名及び続柄・接種年月日・実施医療機関）

新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係る支給対象者データベースの構築等について
(対象要件の変更等) (No.3 5)

事業名	新宿区物価高騰対策臨時給付金（令和6年度低所得世帯支援）給付事業
担当課	総務課
区 分	電算処理、外部結合、業務委託
目 的	令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（以下「総合経済対策」という。）」に基づき、特に物価高の影響を受ける低所得者に対し、迅速に支援を届けることを目的とする。
対象者	令和6年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（以下「非課税世帯」という。）のうち、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、新宿区の住民基本台帳に記録されており、同一世帯に属するもの全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による、令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下「住民税」という。）均等割が課されていない者又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより住民税均等割を免除された者である世帯の世帯主
事業内容	1 概要 低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち、賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯あたり3万円を目安として給付金の支給を行う。 （1）令和6年度住民税非課税世帯への給付金（同一世帯に属する全員が令和6年度住民税均等割非課税である世帯の世帯主） 一世帯あたり 30,000円 （2）子ども加算（上記(1)に該当する世帯のうち、平成18年4月2日以降生まれの子どもがいる世帯の世帯主） 子ども1人あたり 20,000円 2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容 （1）電算処理 ① 支給対象者データの作成、支給不支給判定プログラムの作成を行う。 ② 給付状況を一元管理するための給付管理システムの構築を行う。 （2）外部結合 委託事業者の構築する給付管理システムへの入力処理（外部結合）を行う。

新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係る支給対象者データベースの構築等について
(対象要件の変更等) (No.35)

	(3) 業務委託 確認書・案内書の作成、発送、受領及びコールセンター等の業務委託を行う。(LoGo フォームへの電子申請内容の確認を含む) (4) 再委託 ①対象者抽出及び支給不支給判定プログラムの作成業務を行う。 ②確認書の印刷及び封入封緘業務を行う。 3 対象者 <table> <tr> <td>(1) 令和6年度住民税非課税世帯</td><td>73,000世帯</td></tr> <tr> <td>(2) 子ども加算</td><td>3,600人</td></tr> </table>	(1) 令和6年度住民税非課税世帯	73,000世帯	(2) 子ども加算	3,600人
(1) 令和6年度住民税非課税世帯	73,000世帯				
(2) 子ども加算	3,600人				
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり				

新宿区

住基システム（戸籍住民課）
税務システム（税務課）

データベース

①対象者抽出の
元となるデータの
作成⑨支給対象者の
最新の税情報
を作成

イントラパソコン

②データの引渡し
（USBメモリ）
・受渡し時の
管理簿への記載再委託
事業者1

（対策室内で抽出作業）

③支給対象者を
再委託事業者の
PCで抽出④支給対象者
データを給付管理
システム用専用
端末へ保存
（USBメモリ）給付管理システム用
専用端末⑤住所地、税情報、
公金受取口座等の
照会及び回答

【専用回線】

【LGWAN回線】

⑥照会した公金
受取口座情報等
を区職員が給付
管理システム用
専用端末へ保存
（USBメモリ）⑩支給対象者の
最新の税情報
を区職員が給付
管理システム用
専用端末へ保存
（USBメモリ）地方公共団体情報
システム機構住民基本台帳
ネットワーク
システム情報提供
ネットワーク
システム委託事業者
（株式会社広済堂ネクスト）⑪最新の税情報を⑦のデータと
突合させ、判定プログラムで支給
不支給判定を実施給付管理
システム⑦支給対象者
データ等を基に
振込通知を作成⑫不支給判定
対象者に不支給
通知を作成コールセンター
・窓口⑧振込通知
の送付⑬不支給通知
の送付（随時）
問合せ・対応

【専用回線】

区民

※区の給付管理システム用専用端末は、
委託事業者から貸与されており、データは連携している。

※システム等の個人情報保護対策（黄色吹き出し）
については、別紙1と同様とする。

新宿区

住基システム（戸籍住民課）
税務システム（税務課）

データベース

①対象者抽出の
元となるデータの
作成

⑭支給対象者の
最新の税情報
を作成

イントラパソコン

②データの引渡し
（USBメモリ）
・受渡し時の
管理簿への記載

⑥照会した公金
受取口座情報等
を区職員が給付
管理システム用
専用端末へ保存
（USBメモリ）

再委託
事業者1
（対策室内で抽出作業）

③支給対象者を
再委託事業者の
PCで抽出

④支給対象者
データを給付管理
システム用専用
端末へ保存
（USBメモリ）

給付管理システム用
専用端末

⑮支給対象者の
最新の税情報
を区職員が給付
管理システム用
専用端末へ保存
（USBメモリ）

⑤住所地、税情報、
公金受取口座等の
照会及び回答
【専用回線】

【専用回線】

【LGWAN回線】

地方公共団体情報
システム機構

住民基本台帳
ネットワーク
システム

情報提供
ネットワーク
システム

・鍵付きカバン等による運搬
・受渡し時の管理簿への記載

再委託
事業者2

⑨確認書の印刷
・封入封緘

⑧支給対象者
データを送付
（DVD等・手渡し）

⑩封入封緘した
確認書を納品及び
データの返却（DVD等、
紙・手渡し）

委託事業者
（株式会社広済堂ネクスト）

⑯最新の税情報を⑬のデータと
突合させ、判定プログラムで支給
不支給判定を実施

給付管理
システム

⑦支給対象者データ等
を確認

⑬確認書とLoGoフォームの
申請内容を確認（審査）及
び支給予定データの作成

⑰支給不支給
通知を印刷

134

区民

⑪確認書の送付

⑫確認書の返送

⑫' LoGoフォーム
での申請

LoGoフォーム

【インターネット回線】

【LGWAN回線】

⑰通知の送付

（随時）
問合せ・対応

【専用回線】

コール
センター
・窓口

※区の給付管理システム用専用端末は、
委託事業者から貸与されており、データは連携している。

電子図書サービスの導入に係る外部結合について（No.36）

事業名	学校図書館の充実
担当課	教育支援課
区 分	外部結合
目 的	区立学校への電子図書サービスの導入
対象者	区立学校に在籍する児童・生徒・教員
事業内容	1 概要 現在、区立学校図書館で閲覧できる図書は、紙の図書に限られており、児童・生徒の不読率（本を読まない児童・生徒の割合）の軽減や、授業での探究的な学習等を行う目的とした書籍の活用が求められている。 そのため、令和7年4月より、クラウド型の電子図書サービスを導入することで、児童・生徒及び教員は、1人1台貸与のGIGAスクールタブレット端末（以下「GIGA端末」という。）を用いた電子図書の閲覧ができるようになり、自宅・教室・職員室などにおいて、読書活動や調べ学習、授業に活用していく。 2 外部結合の付議内容 事業者が提供する電子図書サービスと外部結合し、学校（教員）にてインターネットブラウザから当該システムに児童・生徒及び教員の情報を入力し、ユーザーアカウント登録を行う。 3 対象者 令和7年度：小・中学校 約1,000人 小学校モデル校1校：700人（児童650人、教員50人） 中学校モデル校1校：270人（生徒220人、教員50人） ※対象者数については、今後の導入校拡大により、増加となる場合がある。
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

電子図書サービスを利用した個人情報の流れ

